明治三十一年十月制定の專賣局官制は專賣局の職制を定め、專賣局に局長・鑑定官屬及鑑定官補を置くものと爲せしが、翌三十二年四月改正の官制は之を改めて局長・事務官・鑑定官・事務官補・屬・鑑定官補・監視及技手と爲したり。翌三十三年三月二十七日事務官補を廢止せしが（勅令第七十六號）、明治三十五年十月改正の官制に於ては、鑑定官・鑑定官補及監視を廢して新に書記官・技師及事務官補を設置したり。今右官制に依り專賣局職員の種別定員竝に職務等を掲ぐれば左の如し。

（一）局長　一人勅任トシ、大藏大臣ノ指揮監督ヲ承ケ局中一切ノ事務ヲ掌理ス。
（二）書記官　專任二人奏任トシ、局長ノ指揮ヲ承ケ局務ヲ掌ル。
（三）事務官　專任二十三人奏任トシ、局長ノ指揮ヲ承ケ專賣ノ監督ニ關スル事務又ハ專賣支局ノ事務ヲ掌ル。
（四）技師　專任四人トシ、局長ノ指揮ヲ承ケ葉煙草ノ鑑定保存・耕作及煙草ノ試驗ニ關スル事務ヲ掌ル。
（五）事務官補　十三人奏任トシ、專賣支局ニ分屬シ、支局長ノ指揮ヲ承ケ局務ヲ掌ル。
（六）屬　專任千二百二十九人判任トシ、上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス。
（七）技手　專任二百五十三人トシ、上官ノ指揮ヲ承ケ葉煙草ノ鑑定・保存・耕作及煙草ノ試驗又ハ營繕工事ニ從事ス。

第三目　地方機關

第一　葉煙草專賣所

明治二十九年葉煙草專賣法の制定と共に先づ大藏省主稅局をして之に關する事務を管掌せしめしが、尋いで明治三十年四月二十一日勅令第百二十一號を以て葉煙草專賣所官制を制定し、全國六十一箇所に葉煙草專賣所を設け、大藏大臣の管理の下に葉煙草の檢查・收納・保存及賣渡に關する事務を處理せしむることとしたり。然るに前述の如く明治三十一年十一月一日より新に專賣局設置せられ、從來の大藏省主稅局に代りて葉煙草專賣事務を主管することとなりしを以て、之に伴ひ葉煙草專賣所は大藏大臣の直接管理を離れて專賣局長の所管となり、專賣局の地方機關として從前の如く葉煙草專賣事務を分掌せしが、翌三十二年三月一日に至り更に其の管掌事務に葉煙草の輸入及煙草製造・葉煙草賣買の免許に關する事務を追加せられたり。然るに同年四月二十一日專賣局官制の改正に當り從前の葉煙草專賣所を廢止すると共に、之に代りて專賣支局を各地方に設置して專賣局の事務を分掌せしむることとしたり。

第二　專賣支局

明治三十二年四月二十一日專賣局官制を改正し、從前の葉煙草專賣所を廢して全國五十六箇所に專賣支局を置き、專賣局の事務を分掌せしむることとしたり。翌三十三年三月二十七日其の數を減じて四十三箇所と爲せしが、三十五年十月三十一日更に其の數を減じて二十箇所と爲すと共に其の職制を改め、各專賣支局に支局長一人を置きて專賣局事務官を以て之に充て、局長の指揮を承け支局一切の事務を掌理せしめ、尙ほ事務官補を各支局に分屬せしめて支局長の指揮を承け局務を掌らしむることとしたり。今右改正官制に於て定められたる專賣支局の名稱及其の所在地を示せば左の如し。

東京（東京市）　水戸（水戸市）　茂木（栃木縣）　太田原（栃木縣）　三春（福島縣）　東根（山形縣）　秦野（神奈川縣）　小出雲（新潟縣）　名古屋（名古屋市）　鶴來（石川縣）　大阪（大阪市）　高梁（岡山縣）　府中（廣島縣）　米子（鳥取縣）　池田（德島縣）　琴平（香川縣）　熊本（熊本縣）　臼杵（大分縣）　出水（鹿兒島縣）　鹿兒島（鹿兒島縣）

第三　專賣支局出張所

明治三十二年四月改正の專賣局官制に依れば、大藏大臣は必要と認むる地に專賣支局出張所を設くることを得るものとし、卽ち之に從ひ同月大藏省令第十五號を以て其の名稱及位置を定めしが、爾後明治三十二年八月三十日大藏省令第四十號、同三十三年三月二十九日同第七號、同三十五年十一月一日同第二十四號、同三十六年六月十日同第十四號、同年七月十日同第十八號、同年十一月六日同第三十三號、同三十七年二月四日同第三號等を以て、夫々出張所の名稱及位置の改廢增減を行ひたり。

第四目　廢　止

專賣局は葉煙草專賣に關する機關として明治三十一年十一月設置せられ、爾來引續き存置せらるること約五箇年半に及びしが、明治三十七年七月一日以後製造煙草の專賣を行はるるに至りて、後述の如く其の組織を擴張すると共に名稱を煙草專賣局と改めらるることとなり、玆に從前の專賣局なる名稱は同年五月限り廢止せられたり。

第二項　臨時煙草製造準備局

第一目　管務及分掌

明治三十七年三月煙草專賣法制定せられ、從來の葉煙草專賣に一步を進めて製造煙草專賣を實行するに至りしを以て、之が實施に關する諸般の準備事務を掌理せしむる爲め、臨時煙草製造準備局なる特別の一局を設置することと爲し、明治三十七年四月十三日勅令第百十三號を以て之が官制を公布したり。今右官制に依れば臨時煙草製造準備局は大藏大臣の管理に屬し、煙草專賣の準備に關する臨時の事務を掌るものにして、之に作業及建築の二部を置きて其の事務を左の如く分掌せしむるものとす。

（一）作業部

一　交付金ニ關スル事項
二　葉煙草ノ徵收及買收ニ關スル事項
三　器械其ノ他諸材料ノ買入ニ關スル事項
四　賣捌所設置ニ關スル事項
五　政府工場外ノ作業ニ關スル事項
六　回送及借庫ニ關スル事項
七　製造計畫ニ關スル事項
八　職員採用ニ關スル事項
九　職工募集ニ關スル事項
十　經理ニ關スル事項
十一　文書ノ往復ニ關スル事項

（二）建築部

一　葉煙草以外ノ徵收及買收ニ關スル事項
二　建築ニ關スル事項

而して之と同時に臨時煙草製造準備局分課規程を定め、各部を更に數課に分ちて左の如く其の事務を分掌せしめたり。

(一)　作業部

第一課

一　交付金ニ關スルコト
二　賣捌所設置ニ關スルコト
三　回送ニ關スルコト
四　器械其ノ他材料買入ニ關スルコト
五　借家借地ニ關スルコト
六　經理ニ關スルコト
七　職員ニ關スルコト
八　職工ニ關スルコト
九　官印及局印ノ管守ニ關スルコト
十　文書往復ニ關スルコト

第二課

一　葉煙草ノ徵收及買上ニ關スルコト
二　工場外ノ作業ニ關スルコト
三　製造計畫ニ關スルコト

(二)　建築部

第一課

一　建築工事ノ計畫ニ關スルコト
二　建築工事ノ設計及監督ニ關スルコト
三　土地測量ニ關スルコト
四　發動機械ノ計畫ニ關スルコト
五　發動機械及附屬器具ノ設計及監督ニ關スルコト

第二課

一　工事請負及工事用物品購入ノ入札竝其ノ契約ニ關スルコト
二　發動機械及附屬器具購入ノ入札竝其ノ契約ニ關スルコト
三　建築及機械器具ノ豫算ニ關スルコト
四　葉煙草以外ノ徵收及買上ニ關スルコト
五　鹽專賣ノ建築事務ニ屬スル機械其ノ他材料購入ニ關スルコト
六　同上經理ニ關スルコト
七　同上職員ニ關スルコト
八　同上文書ノ往復ニ關スルコト

第二目　職員

明治三十七年四月臨時煙草製造準備局設置せらるるや、右官制は本局に左の職員を置くことを定めたり。

然るに翌三十八年六月より鹽の專賣を實施することとなりしを以て、同年一月一日勅令第十二號を公布し、鹽專賣の準備に關する建築事務をも臨時煙草製造準備局をして掌理せしむることと定めたり。茲に於て同月十八日分課規程の一部を改正し、建築部第二課の分掌事務に左の如く追加したり。

(一)　長　官　一人、大藏次官ヲ以テ之ニ充テ、大藏大臣ノ指揮監督ヲ承ケ局内一切ノ事務ヲ掌理ス。
(二)　部　長　二人、作業部部長ハ專賣局長官ヲ以テ之ニ充テ、建築部部長ハ上席ノ技師ヲ以テ之ニ充ツ。長官ノ指揮ヲ承ケ部務ヲ掌ル。
(三)　事務官　專任四人、奏任トシ、上官ノ指揮ヲ承ケ局務ヲ掌ル。
(四)　技　師　專任九人、內一人ヲ勅任トシ、爲スコトヲ得。上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ關スル事務ヲ掌ル。
(五)　屬　專任二十八人、判任トシ、上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス。
(六)　技　手　專任四十八人トシ、上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ關スル事務ニ從事ス。

翌三十八年六月より鹽專賣の實施に伴ひ、鹽專賣の準備に關する建築事務をも本局をして掌理せしむることと爲せし結果、同年一月一日勅令第十二號を以て本局に專任技師一人、專任屬三人、專任技手二十五人を臨時增置し、建築部に屬せしめしが、後其の事務の繁劇を加ふるに從ひ、同年三月二十八日更に技師一人、屬二人、技手十人を增加したり(勅令第八十四號)。

第三目　支　廳

各地に於ける煙草專賣に關する準備事務に從事せしむる爲め、官制の規定に基き明治三十七年四月十八日大藏省令第十一號を以て、左記の二十箇所の專賣支局構內に本局出張所を設置し、其の管轄區域は其の地所轄の專賣支局管轄區域に依るものと定めたり(括弧內は所在地)。

東京(東京市)　水戸(水戸市)　茂木(栃木縣)　大田原(栃木縣)　三春(福島縣)　東根(山形縣)　小出雲(新潟縣)　秦野(神奈川縣)　鶴來(石川縣)　大阪(大阪市)　高梁(岡山縣)　府中(廣島縣)　米子(鳥取縣)　池田(德島縣)　琴平(香川縣)　名古屋(名古屋市)　熊本(熊本縣)　臼杵(大分縣)　出水(鹿兒島縣)　鹿兒島(鹿兒島縣)　鹿兒島市)

第四目　廢　止

臨時煙草製造準備局は其の設置以來一箇年にして、其の所管事務中建築に關する事務を除くの外は殆ど全部終了せしを以て、明治三十八年九月新に大藏省臨時建築部を設けて、本局建築部所管の事務は之を右臨時建築部に移屬し、又作業部所管事務の殘務は之を煙草專賣局に移し處理せしむることと爲し、茲に臨時煙草製造準備局は同年九月三十日限り廢止せられたり。

第三項　煙草專賣局

第一目　管務及分掌

明治三十七年三月三十一日法律第十四號を以て煙草專賣法制定せられ、同年七月一日より實施せらるることとなりし結果、從來葉煙草專賣機關たりし專賣局は製造煙草專賣機關となり、其の管掌事務は大に擴張せらるるに至りしを以て、其の名稱を改めて煙草專賣局と爲すと共に、其の組織をも變更して事業の遂行に備ふることとしたり。斯くて明治三十七年五月二十四日勅令第百五十二號を以て煙草專賣局官制を公布して同年六月一日より之を施行することと爲し、之と同時に從前の專賣局官制を廢止したり。今右官制に依れば煙草專賣局は大藏大臣の管理に屬し、煙草の耕作・檢査・査定・收納・製造・販賣・輸入・輸出營業試驗及專賣取締に關する事務を掌るものにして、右の事務執行の爲め同年五月三十日煙草專賣局分課規程を設け、煙草專賣局に第一部・第二部・第三部・第四部を置き、各部に於て左の如く事務を分掌せしむることとしたり。

(一)　第一部

一　耕作ノ許否ニ關スルコト
二　檢査、査定、收納ニ關スルコト
三　煙草專賣取締及煙草專賣法違犯者處分ニ關スルコト
四　製造煙草ノ販賣ニ關スルコト
五　煙草ノ輸出、輸入、移出、移入ニ關スルコト
六　製造煙草ノ回送、貯藏ニ關スルコト
七　葉煙草ノ賣渡、回送營業ニ關スルコト

(二)　第二部

一　煙草ノ耕作方法ニ關スルコト
二　耕作ノ地域、段別ニ關スルコト
三　葉煙草ノ鑑定、保存ニ關スルコト
四　葉煙草ノ賠償價格、購買價格及標本ニ關スルコト
五　葉煙草耕作ノ試驗ニ關スルコト

(三)　第三部

一　煙草ノ製造ニ關スルコト
二　製造煙草ノ標本ニ關スルコト
三　職工ニ關スルコト
四　煙草製造器具、機械ニ關スルコト
五　葉煙草ノ輸入、移入及製造用材料品ノ調査及檢査ニ關スルコト
六　參考品ノ陳列及保存ニ關スルコト

(四)　第四部

一　豫算、決算ニ關スルコト
二　經費ノ分配ニ關スルコト
三　資金ニ關スルコト
四　會計及會計ノ監督ニ關スルコト
五　製造用材料品其ノ他物品ノ購入、出納ニ關スルコト
六　文書ノ接受、發送、淨書、編纂及保存ニ關スルコト
七　統計報告ニ關スルコト
八　官有財産ニ關スルコト
九　工作物ノ保存營繕ニ關スルコト
十　局中ノ取締ニ關スルコト
十一　職員、局印、官印ノ管守及機密ニ關スルコト
十二　他部ニ屬セサル庶務ニ關スルコト

翌明治三十八年九月二十九日分課規程を改正し、局長直屬の下に祕書係を設けて、之をして機密及職員に關する事項竝に局印官印の管守を掌らしむることとし、同時に前記第四部分掌事務中第十一號を削除したり。

明治三十九年十一月二十七日勅令第二百九十五號を以て煙草專賣局官制の一部改正あり、卽ち本局の管掌事務を改めて煙草の耕作、檢査、査定、收納、製造、販賣、輸入、輸出、試驗、鑑定及專賣取締に關する事務と爲し、同時に其の組織を變更して部の廢合を行ひ、局中に事業部、製造部、計理部の三部を置くことと定めたり。右官制の改正に伴ひ同年十一月二十九日分課規程を改正し、各部の分掌事務を左の如

く定めたり。

(一) 事業部

一　耕作ノ地域段別ニ關スルコト
二　耕作ノ許否ニ關スルコト
三　耕作ノ方法ニ關スルコト
四　檢査、査定、收納ニ關スルコト
五　葉煙草ノ鑑定、保存ニ關スルコト
六　葉煙草ノ賠償價格、購買價格ニ關スルコト
七　煙草ノ回送及其ノ契約ニ關スルコト
八　煙草ノ販賣ニ關スルコト
九　葉煙草及製造煙草ノ輸出、輸入、移出、移入ニ關スルコト
十　煙草賣捌人及煙草製造用器具機械等營業者ニ關スルコト
十一　煙草耕作ノ試驗ニ關スルコト
十二　葉煙草ノ標本、見本、參考品ニ關スルコト
十三　煙草專賣取締及煙草專賣ニ關スル法規違反者處分ニ關スルコト

(二) 製造部

一　煙草ノ製造ニ關スルコト
二　煙草製造用器具機械及原動力ニ關スルコト
三　輸入、移入ノ煙草又ハ製造用材料品ノ檢査、鑑定ニ關スルコト
四　職工ニ關スルコト
五　工場ノ管理ニ關スルコト
六　工場外作業擔當人ニ關スルコト
七　煙草製造ノ試驗ニ關スルコト
八　製造煙草ノ標本、見本、參考品ニ關スルコト

(三) 計理部

一　豫算、決算ニ關スルコト
二　資本ニ關スルコト
三　經費ノ分配ニ關スルコト
四　會計用度ニ關スルコト
五　煙草製造用器具、機械、材料品ノ製作、購入、出納ニ關スルコト
六　煙草ノ貯藏、出納ニ關スルコト
七　損害賠償及保存ニ關スルコト
八　官有財産ニ關スルコト
九　工作物ノ保存、營繕ニ關スルコト
十　統計報告ニ關スルコト
十一　文書ノ接受、發送、淨書、編纂及保存竝ニ翻譯ニ關スルコト
十二　廳中取締ニ關スルコト
十三　他部ニ屬セサル庶務ニ關スルコト

(四) 祕書係

長官直屬トシ機密及職員ニ關スル事項竝ニ局印官印ノ管守ヲ掌ル。

第二目　職員

明治三十七年五月の煙草專賣局官制に依れば、本局に左記の職員を設置するものとせり。

(一)　局　長　一人勅任トシ、大藏大臣ノ指揮監督ヲ承ケ局中一切ノ事務ヲ掌理ス。
(二)　書記官　專任四人奏任トシ、局長ノ指揮ヲ承ケ局務ヲ掌ル。
(三)　事務官　專任二十五人奏任トシ、葉煙草收納所長又ハ煙草製造所長トナリ、或ハ本局ニ在リテ局長ノ指揮ヲ承ケ局務ヲ掌ル。
(四)　事務官補　專任十四人奏任トシ、葉煙草收納所又ハ煙草製造所ニ分屬シ、所長ノ指揮ヲ承ケ所務ヲ掌ル。
(五)　技　師　專任十一人トシ、煙草製造所長トナリ、或ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ關スル事務ヲ掌ル。
(六)　屬　專任千三百八人判任トシ、上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス。
(七)　技　手　專任三百三十五人トシ、上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ關スル事務ニ從事ス。

尋いで同年十一月七日勅令第二百二十七號を以て官制の一部を改正し、事務官の定員を五十四人に、事務官補の定員を四十五人に、技師の定員を五十一人に、屬の定員を二千三百三十人に、技手の定員を九百八十六人に增加すると共に、事務官補は煙草專賣局、葉煙草收納所又は煙草製造所に分屬し、上官の指揮を承け局務を掌るものと定め、十一月十日より之を實施したり。之れ卽ち明治三十八年四月一日より刻煙草の製造を開始することとなりしを以て、煙草製造所を增設し吏員を增加するの必要ありしものとす。

明治三十九年十一月二十七日に至り勅令第二百九十五號を以て更に官制に改正を加へ、行政整理の趣旨に基き大に定員の減少を行ふと同時に、職員の名稱を左の如く改めたり。

(一)　長　官　一人勅任トシ、大藏大臣ノ指揮監督ヲ承ケ局中一切ノ事務ヲ掌理シ、部下ノ官吏ヲ指揮監督ス。
(二)　部　長　三人奏任トシ、內一人ハ勅任ト爲スコトヲ得。長官ノ指揮ヲ承ケ局務ヲ分掌ス。
(三)　主　事　專任五十人奏任トシ、各部又ハ各所ニ分屬シ、上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ掌ル。
(四)　主事補　專任三十人奏任トシ、各部又ハ各所ニ分屬シ、上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ掌ル。
(五)　技　師　專任六十人トシ、內一人ハ勅任ト爲スコトヲ得。上官ノ指揮ヲ承ケ技術ヲ掌ル。
(六)　書　記　專任千八百六十四人判任トシ、上官ノ指揮ヲ承ケ庶務又ハ檢査ニ從事ス。
(七)　技　手　專任八百八十八人トシ、上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ從事ス。

第三目　地方機關

煙草專賣局は之を東京に置くことは官制の定むる所なるが、官制は又各地に專賣に關する種々の機關を設けて煙草專賣局の事務の分掌に當らしむることとせり。卽ち明治三十七年五月の官制に依れば、各地に葉煙草收納所及煙草製造所を置きて煙草專賣局の事務を分掌せしめ、尙ほ大藏大臣は必要と認むる地に葉煙草收納所の出張所又は煙草製造所の分工場、藏置所若は販賣所を設くることを得るものと爲せしが、同年十一月更に官制の一部を改正し、煙草專賣局直屬の分工場、藏置所若は販賣所を設くることを得ることとせり。然るに明治三十九年十一月に至り再び官制の一部を改正し各地方に煙草收納所、煙草製造所及煙草販賣所を置き、煙草專賣局の事務を分掌せしめ、尙ほ大藏大臣は必要と認むる地に煙草專賣局、煙草收納所の出張所、又は煙草專賣局、煙草製造所の分工場を設くることを得ることとしたり。茲に於てか從來の葉煙草收納所は煙草收納所と改稱せらるると共に、煙草販賣所は官制上煙草專賣局に直屬する官署となれり。以下此等地方機關に就き其の沿革の概要を說述すべし。

第一　葉煙草收納所及煙草收納所

葉煙草收納所は明治三十七年五月煙草專賣局官制の制定に伴ひ、從來の專賣支局の名稱を斯く改めたるものにして、官制に依れば葉煙草收納所に所長一人を置き、煙草專賣局事務官を以て之に充て所長は煙草專賣局長の指揮監督を承け、煙草の耕作・檢査、葉煙草の査定・收納・賣渡・輸入・輸出・營業・試驗及專賣取締に關する事務を掌理するものとす。而して葉煙草收納所の名稱・位置及管轄區域は官制別表に於て定められしが、今其の名稱を示せば左の如し（括弧内は位置）。

東京（東京市）　水戸（水戸市）　茂木（栃木縣）　大田原（栃木縣）　三春（福島縣）　東根（山形縣）　小出雲（新潟縣）　秦野（神奈川縣）　名古屋（名古屋市）　鶴來（石川縣）　大阪（大阪市）　高梁（岡山縣）　府中（廣島縣）　米子（鳥取縣）　池田（德島縣）　琴平（香川縣）　熊本（熊本縣）　臼杵（大分縣）　出水（鹿兒島縣）　鹿兒島（鹿兒島縣）

葉煙草收納所の設置と同時に大藏省令第十八號を以て其の出張所の名稱及位置を定め、全國各地に合計百三十一箇所の出張所を設けて、夫々收納所に分屬せしめしが、翌三十八年二月大藏省令第五號及同年四月同第二十一號を以て、右の中三十一箇所の出張所を廢止したり。

明治三十九年十一月煙草專賣局官制の一部を改正し、同年十二月一日以後從來の葉煙草收納所は之を煙草收納所と改稱すると共に、其の數を減じて左記の十五箇所と爲し、其他のものは之を收納所出張所と爲したり。

東京　水戸　茂木　三春　小出雲　秦野　名古屋　大阪　高梁　府中　池田　熊本　臼杵　出水　鹿兒島

而して煙草收納所に所長一人を置き、主事又は技師を以て之に充て、所長は煙草專賣局長官の指揮監督を承け葉煙草の耕作・檢査・査定・收納・輸入・輸出・試驗・鑑定及專賣取締に關する事務を掌理するものとせり。右に伴ひ同年十一月大藏省令第四十八號を以て煙草收納所出張所の名稱及位置を定め、合計百三十五箇所の出張所を設置せしが、爾後明治四十年七月一日省令第二十七號同年七月二十六日第三十一號同年八月十五日第三十三號を以て合計五箇所を追加增設したり。

第二　煙草製造所

煙草製造所は明治三十七年五月の煙草專賣局官制に基き、同年七月一日より左の五製造所を設置せられ、先づ紙卷煙草の製造を開始したり。

東京第一（東京市）　東京第二（東京市）　東京第三（東京市）　大阪第一（大阪市）　鹿兒島（鹿兒島市）　京都（京都市）

而して煙草製造所には所長一人を置き、煙草專賣局事務官又は技師を以て之に充て、所長は局長の指揮監督を承け煙草の製造・販賣・製造煙草の輸入・輸出試驗に關する事務を掌理するものとす。

然るに翌明治三十八年四月一日より新に刻煙草の製造事業を開始することとなりしを以て、明治三十七年十一月煙草專賣局官制の一部を改正し、煙草製造所の數を左記の如く三十七箇所に增加したり。

東京第一（東京市）　東京第二（東京市）　東京第三（東京市）　高崎（高崎市）　水戸（水戸市）　茂木（栃木縣）　鳥山（栃木縣）　宇都宮（宇都宮市）　須賀川（福島縣）　郡山（福島縣）　仙臺（仙臺市）　小出雲（新潟縣）　盛岡（盛岡市）　秋田（秋田市）　山形（山形市）　關原（新潟縣）　秦野（神奈川縣）　金澤（金澤市）　名古屋（名古屋市）　勝山（福井縣）　彦根（滋賀縣）　京都（京都市）　四日市（四日市市）　大阪第一（大阪市）　大阪第二（大阪市）　岡山（岡山縣）　府中（廣島縣）　米子（鳥取縣）　池田（德島縣）　琴平（香川縣）　松山（松山市）　福岡（福岡市）　臼杵（大分縣）　鹿兒島（鹿兒島市）　熊本（熊本縣）　長崎（長崎市）

明治三十九年十一月煙草專賣局官制に改正を加へ、行政整理の趣旨に基き煙草製造所の數を減じて左記の二十七箇所と爲し、同時に其の管掌事務を改めて、煙草製造所に所長一人を置き、煙草專賣局主事又は技師を以て之に充て、所長は長官の指揮監督を承け煙草の製造・製造煙草の販賣・輸入・輸出檢

査試驗に關する事務を掌理するものと定めたり。

東京第一　東京第二　東京第三　高崎　水戸　茂木　宇都宮　郡山　仙臺　山形
關原　秦野　見付　名古屋　金澤　彦根　京都　大阪　岡山　府中　米子　池田
松山　福岡　熊本　臼杵　鹿兒島

而して此の時廢止せられたる煙草製造所は他の煙草製造所の分工場となりしものとす。

第三　煙草專賣局分工場及煙草製造所分工場

煙草製造所分工場は明治三十七年五月制定の煙草專賣局官制に基き、同年九月十六日大藏省令第三十七號を以て先づ京都府に一箇所を設置せられ、之を京都煙草製造所伏見分工場と稱し、製造煙草に要する包裹又は商標等の圖案彫刻製版印刷諸器械等のことを掌らしめたり。然るに右伏見分工場は其の管理上之を煙草專賣局に直屬せしむるを適當と認めしを以て、同年十一月官制に改正を加へ、製造所の分工場の外に煙草專賣局の分工場をも設置するを得ることと爲し、卽ち之に基きて同年十一月十日以後右の伏見分工場を京都煙草製造所より分離して、煙草專賣局伏見分工場と稱したり（大藏省令第四十二號）。

煙草專賣局伏見分工場の設置と共に、同年十一月二十四日省令第四十三號を以て煙草製造所分工場の名稱及位置を定め、主要なる煙草製造所二十七箇所に對し一乃至數箇の分工場を附設して、合計五十六箇所の分工場を設置することと爲し、翌三十八年二月一日より之を施行したり。之れ卽ち明治三十八年度より新に刻煙草の製造を開始すべきに就き設備の增設を必要とせしを以てなり。尋いで三十八年三月二十八日更に分工場一箇所を增設せしが（省令第十七號）、翌三十九年十一月の煙草專賣局官制の改正に伴ひ、同年十一月二十八日大藏省令第四十八號を以て煙草製造所分工場の名稱及位置を改定し、其の數を六十六箇所に增加したり。爾後明治四十年三月二十七日（省令第十一號）及同年五月二十五日（省令第二十一號）の兩次に於て製造所分工場の名稱の改廢を行ひしを以て、結局一箇所を減少して六十五箇所となれり。

第四　煙草藏置所

煙草藏置所は明治三十七年五月煙草專賣局官制に基き、同年六月二十三日大藏省令第二十九號を以て七月一日より仙臺外十一箇所に設置せられ、東京第一・東京第二・京都・大阪第一・鹿兒島の五煙草製造所に分屬して煙草賣渡に關する事務を分掌せしが、明治三十八年四月一日より新に煙草販賣所を各地に設置せらるるに及び、煙草藏置所の名稱は廢止せられたり。

第五　煙草販賣所

前述の如く明治三十七年七月煙草藏置所を設置して煙草賣渡に關する事務に當らしめしが、翌三十八年四月より刻煙草の販賣を開始することとなり、賣渡に關する事務は大に增加するに至りしを以て、煙草專賣局官制の規定に基き煙草專賣局直屬の煙草販賣所を設けて、製品の販賣・輸移出入・運搬・商況調査等の事務に當らしむることと爲し、卽ち明治三十八年三月七日大藏省令第十七號を以て四月一日より左の通り販賣所十四箇所設置の旨を公示し、同時に煙草藏置所を廢止したり。

東京（東京市）　仙臺（仙臺市）　靑森（靑森市）　函館（函館市）　長岡（新潟縣）　名古屋（名古屋市）　金澤（金澤市）　京都（京都市）　大阪（大阪市）　岡山（岡山縣）　熊本（熊本縣）　福岡（福岡市）　下關（下關市）　鹿兒島（鹿兒島市）

翌明治三十九年十一月煙草專賣局官制を改正し、煙草販賣所の名稱及位置を更めて官制中に規定すると同時に、販賣所の職制等に關して規定せしが、之に依れば販賣所に所長一人を置き、煙草專賣局主事、主事補又は書記を以て之に充て、長官の指揮監督を承けて製造煙草の販賣、輸入、輸出、檢査に關する事務を掌理せしむるものとす。而して販賣所の名稱及位置に就ては從前と敢て變更なかりしが翌四十年六月十二日に至り右の內下關煙草販賣所を門司煙草販賣所と改めたり（勅令第二百二十一號）。

第四目　廢止

煙草專賣局は明治三十七年六月の設置以後明治四十年に至る迄存置せられしが、同年十月一日以後再び專賣局と改稱すると共に、煙草專賣の外鹽及樟腦專賣に關する事務を統一管掌することとなり、同年九月專賣局官制の制定と共に煙草專賣局官制は廢止せられたり。

第四項　樟腦事務局

明治三十六年六月粗製樟腦樟腦油專賣法制定せられ、同年十月より實施せらるることとなりしを以て、之が中央機關として大藏省主稅局をして樟腦專賣事務を統一主管せしむると共に、地方機關として同年十月一日より全國五箇所に樟腦事務局を設置し、以て其の管轄地方に於ける專賣事務を掌理せしむることとなし、同年九月十四日勅令第百三十八號を以て之が官制を公布したり。今右官制に依れば樟腦事務局は大藏大臣の管理に屬し、樟腦、樟腦油の製造、收納、賣渡、輸出及取締に關する事務を掌るものにして、其の名稱及管轄區域は左の如し。

名稱	管轄區域
鹿兒島樟腦事務局	鹿兒島縣　宮崎縣　沖繩縣
長崎樟腦事務局	長崎縣　佐賀縣
熊本樟腦事務局	熊本縣
福岡樟腦事務局	福岡縣　大分縣
神戶樟腦事務局	北海道及他の樟腦事務局の管轄に屬せざる府縣

但し右の內實際に於て官衙を特設せられしは神戶及福岡の二局のみにして、其他は當該地の稅務監督局をして其の事務を兼掌せしめしものとす。

而して同官制に依れば各樟腦事務局を通じて左の職員を設置するものとす。

(一)　事務官　專任二人奏任トシ樟腦事務局長ニ補セラレ、大藏大臣ノ指揮監督ヲ承ケ局中一切ノ事務ヲ掌理ス。局長ニ補セサル事務官ハ局長ノ指揮ヲ承ケ局務ヲ掌ル。

(二)　技師　專任一人トシ、局長ノ指揮ヲ承ケ技術ニ關スル事務ヲ掌ル。

(三)　屬　專任六十四人判任トシ、上官ノ指揮ヲ承ケ庶務及檢査ニ從事ス。

(四)　技手　專任九人トシ、上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ關スル事務ニ從事ス。但シ技手ハ此ノ定員ノ外必要ニ應シ俸給定額內ニ於テ增員スルコトヲ得。

樟腦事務局の設置と共に同年九月三十日其の分課規程を定め、本局に事業、鑑定、庶務の三係を置きて左の如く其の事務を分掌せしめたり。

事業係

一　樟腦及樟腦油ノ收納再製賣下及賣渡ニ關スルコト
二　樟腦及樟腦油ノ輸出ニ關スルコト
三　樟腦及樟腦油製造ノ許可又ハ制限ニ關スルコト
四　樟腦及樟腦油ノ原料、生產及商況等ノ調査ニ關スルコト
五　樟腦及樟腦油專賣取締ニ關スルコト
六　樟腦及樟腦油專賣法違犯者處分ニ關スルコト

鑑定係

一　樟木樟腦及樟腦油ノ鑑定分析ニ關スルコト
二　樟腦及樟腦油ノ製造及試驗ニ關スルコト

庶務係

一　樟腦及樟腦油ノ出納及保管ニ關スルコト
二　歲入歲出ノ豫算、決算及會計ニ關スルコト
三　物品ノ出納保管ニ關スルコト
四　官有財產ニ關スルコト
五　營繕ニ關スルコト
六　統計報告及文書ニ關スルコト
七　局中取締ニ關スルコト
八　他係ニ屬セサルコト

尙ほ樟腦事務局官制に依れば、大藏大臣は必要と認むる地に樟腦事務局出張所を設くることを得るものと爲し、出張所長は其の地所轄の稅務署長たる稅務官又は稅務屬をして兼任せしめ、樟腦事務局長の指揮を承け樟腦、樟腦油の製造及取締に關する事務を掌るものとせり。卽ち此の規定に基き明治三十六年九月十六日大藏省令第二十四號を以て樟腦事務局出張所の名稱及位置を定め、宮崎外九十八箇所の出張所を各事務局に分屬せしめしが、後同年九月三十日省令第二十五號、同年十月二十四日第二十九號、同年十一月七日第三十四號、同三十七年四月五日第九號、同年四月二十日第十二號、同年九月二十八日第三十八號、同三十八年三月二十五日第十四號、同年九月六日第四十二號、同四十年一月二十三日第三號を以て出張所の改廢增減を行ひ、結局に於て總計六十六箇所を增加したり。

樟腦事務局は以上の如くにして明治三十六年十月設置以來樟腦專賣に關する地方機關として存置せられしが、明治四十年十月一日に至り新に專賣局設置せられ、各種專賣事業に關する事務は之を專賣局に於て統一管掌せしむることとなるに及び、同年九月三十日限り廢止せられたり。

第五項　鹽務局

明治三十八年一月鹽專賣法制定せられ、同年六月より實施せらるることとなりしを以て、之が中央機關として大藏省主稅局をして鹽專賣事務を統一主管せしむると共に、地方機關として同年四月一日より全國二十二箇所に鹽務局を設置し、以て其の管轄地域內に於ける鹽專賣事務の執行に當らしむることと爲し、同年三月二十七日勅令第八十三號を以て之が官制を公布したり。今右官制に依れば鹽務局は大藏大臣の管理に屬し、鹽の製造、收納、賣渡、輸出入及取締に關する事務を掌るものにして其の名稱、位置及管轄區域は左表の如し。

名稱	位置	管轄區域
札幌鹽務局	北海道札幌區	北海道
東京鹽務局	東京府東京市	東京府　埼玉縣　千葉縣　山梨縣
京都鹽務局	京都府京都市	京都府　滋賀縣
大阪鹽務局	大阪府大阪市	大阪府　奈良縣　和歌山縣
横濱鹽務局	神奈川縣横濱市	神奈川縣　靜岡縣
神戸鹽務局	兵庫縣神戸市	兵庫縣（印南郡、飾磨郡、揖保郡、赤穗郡ヲ除ク）
長崎鹽務局	長崎縣長崎市	長崎縣　佐賀縣
長野鹽務局	長野縣長野市	新潟縣　長野縣
宇都宮鹽務局	栃木縣宇都宮市	栃木縣　茨城縣　群馬縣
名古屋鹽務局	愛知縣名古屋市	愛知縣　三重縣　岐阜縣
仙臺鹽務局	宮城縣仙臺市	宮城縣　巖手縣　福島縣
秋田鹽務局	秋田縣秋田市	青森縣　秋田縣　山形縣
金澤鹽務局	石川縣金澤市	石川縣　福井縣　富山縣
松江鹽務局	島根縣松江市	島根縣　鳥取縣
赤穗鹽務局	兵庫縣赤穗郡赤穗町	兵庫縣　印南郡、飾磨郡、揖保郡、赤穗郡　岡山縣和氣郡
味野鹽務局	岡山縣兒島郡味野町	岡山縣（和氣郡ヲ除ク）　香川縣香川郡直島村、仲多度郡本島村、與島村ノ内與島
尾道鹽務局	廣島縣尾道市	廣島縣　愛媛縣越智郡岩城村、生名村、弓削村
三田尻鹽務局	山口縣佐波郡中關村	山口縣
坂出鹽務局	香川縣綾歌郡坂出町	香川縣（香川郡直島村、仲多度郡本島村、與島村ノ内與島ヲ除ク）
撫養鹽務局	德島縣板野郡撫養町	愛媛縣（越智郡岩城村、生名村、弓削村ヲ除ク）
熊本鹽務局	熊本縣熊本市	德島縣　高知縣
鹿兒島鹽務局	鹿兒島縣鹿兒島市	熊本縣　福岡縣　大分縣
		鹿兒島縣　宮崎縣　沖繩縣

但し右の内實際に於て官衙を特設せられしは赤穗・味野・尾道・三田尻・坂出・撫養の六局のみにして、其他は當該地の税務監督局をして其の事務を兼掌せしめしものとす。

而して鹽務局官制に依れば各鹽務局を通じて左の職員を置くものとす。

（一）局長　專任六人、奏任トシ、大藏大臣ノ指揮監督ヲ承ケ局中一切ノ事務ヲ掌理ス。

（二）事務官　專任二十五人、奏任トシ、鹽務局出張所長ニ補セラルル者ヲ除クノ外鹽務局ニ分屬シ、局長ノ指揮ヲ承ケ局務ヲ掌ル。

（三）技師　專任一人トシ、局長ノ指揮ヲ承ケ技術ニ關スル事務ヲ掌ル。

（四）屬　專任九百人、判任トシ、鹽務局出張所長ニ補セラルル者ヲ除クノ外、局長・所長ノ指揮ヲ承ケ庶務及檢査ニ從事ス。

（五）技手　專任二百十五人トシ、上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ關スル事務ニ從事ス。

然るに明治四十年に至り需要者に便宜を與ふるの目的を以て、鹽の回送賣渡の途を開始せんとするに及び、右職員の定員にては目的を實行する能はざるを以て、同年三月二十九日勅令第九十三號を以て官制の一部に改正を加へ、屬の定員を九百三十二人に增加したり。

鹽務局の設置と共に同年四月一日其の分課規程を定め、本局に事業・技術・庶務の三課を置きて左の如く其の事務を分掌せしめたり。

事業課

一　鹽ノ收納、賣渡、輸出入等ニ關スルコト

二　鹽ノ出納保管ニ關スルコト（明治三十八年十二月六日追加）

三　鹽製造ノ許可又ハ制限ニ關スルコト

四　鹽專賣取締ニ關スルコト

五　鹽專賣法違反者處分ニ關スルコト

六　鹽ノ製造場生產及商況等ノ調查ニ關スルコト

七　鹽ノ販賣業ニ關スルコト

技術課

一　鹽ノ製造及試驗ニ關スルコト

二　鹽ノ鑑定及保存ニ關スルコト

三　鹽ノ賠償價格ニ關スルコト

四　見習員ノ養成ニ關スルコト

庶務課

一　歲入歲出ノ豫算決算及會計ニ關スルコト

二　鹽其ノ他物品ノ出納保管ニ關スルコト（三十八年十二月六日改正「鹽其ノ他」ヲ削除ス）

三　官有財產ニ關スルコト

四　營繕ニ關スルコト

五　統計報告及文書ニ關スルコト

六　廳中取締ニ關スルコト

七　他課ニ屬セサルコト

尙ほ鹽務局官制に依れば、大藏大臣は必要と認むる地に鹽務局出張所を設け、鹽務局の事務を分掌せしむることを得るものとし、出張所長は鹽務局事務官又は屬を以て之に充て、鹽務局長の指揮監督を承け所務を掌理せしむることとしたり。卽ち右官制の規定に基き明治三十八年三月二十八日大藏省令第十八號を以て鹽務局出張所の名稱位置及管轄區域を定め、函館外百六十七箇所の出張所を設けたり。但し右の內官衙を特設せしは五十八箇所に止まり、其他は其の地の稅務署內に之を置き其の所長は當該稅務署長をして之を兼攝せしめしものとす。爾後明治三十八年十月十日省令第四十六號、同三十九年一月十三日第一號、同年四月二十七日第十七號、同年六月二十三日第二十九號、同年十一月十六日第四十七號、同四十年三月二十五日第十號を以て、出張所を增減し若くは其の位置及管轄區域を變更する所ありたり。

鹽務局は以上の如くにして明治三十八年四月設置以來、鹽專賣に關する地方機關として存置せられしが、明治四十年十月一日に至り新に專賣局設置せられ、各種專賣事業を統一管掌せしめらるるに及び、同年九月三十日限り廢止せられたり。

第三款　專賣機關統一以後

第一項　緒言

前述の如く明治四十年以前に在りては三種の專賣事業は夫々其の管掌の機關を異にし、煙草は煙草專賣局の主管の下に各地に收納所、製造所、販賣所等を設置して其の事務を分掌せしめ、鹽及樟腦は

何れも大藏省主稅局を其の中央機關とし、各地に夫々鹽務局及樟腦事務局を設置して其の地方に於ける專賣事務の執行に當らしめたり。然れども等しく政府の專賣事業にして其の施行機關の斯く區々に渉れるは、行政事務の統一上適當ならざるを以て、明治四十年十月に至り新に專賣局を設置して、從來此等の諸官廳に於て管掌せし三專賣に關する事務を總て統一管掌せしめ、以て其の事務の刷新を圖らんとしたり。

專賣機關の統一は上述の如く主として行政上の理由に基けるものなりと雖も、此の外に尙ほ鹽販賣機關の充實、改善に關する目的をも存したり。蓋し三專賣事業中煙草專賣は最も主要なるものにして、其の沿革も亦最も古く、之が施行機關も全國各地に亙りて概ね完備の域に達せりと雖も、樟腦專賣に至りては其の數量も多からず、又鹽專賣は日露戰役に際し忽卒の間に創設せられしものなるを以て、此等兩種の專賣事務の執行に就ては便宜上主として稅務官廳を利用し、特に官廳を設置せしは僅少に止まりしが、就中國民の生活必需品たる鹽の專賣に關しては特に其の販賣の機關及方法等不充分なるを免れざりき。而も他方鹽專賣は其の實施後も制度上の批難絶ゆることなく、政府は之が緩和を圖るが爲にも販賣行政上諸種の改善施設を講ぜしものにして、其の施設の一として右の如く三專賣機關を統一することに依り、從來完備の域に達せる煙草販賣機關を利用し、以て全國各地に對し鹽の供給を潤澤ならしむると共に、國庫の收入を減少せずして鹽價の低廉を圖らんことを期せしなり。

以上の如くにして專賣局官制は明治四十年九月二十五日勅令第三百四號を以て公布、同年十月一日より施行せられ、之と同時に煙草專賣局、樟腦事務局、鹽務局の各官制を廢止したり。專賣局官制は爾後屢、其の一部又は全部の改正を施されしと雖も、其の組織の根本に關しては何等の變更なくして大正末年に至れるものとす。

第二項　管務及分掌

明治四十年九月制定の專賣局官制に依れば、專賣局は大藏大臣の管理に屬し左の事項に關する事務を掌るものとす。

（一）煙草ノ耕作檢査、査定、收納、製造、販賣、輸入、輸出、試驗、鑑定及取締ニ關スル事項
（二）鹽ノ製造、收納、販賣、輸入、輸出、試驗、鑑定及取締ニ關スル事項
（三）樟腦、樟腦油ノ製造、收納、販賣、輸出、試驗、鑑定及取締ニ關スル事項

而して以上の事務施行の爲め專賣局に收納部、販賣部、製造部、計理部の四部を置き、局中更に課を分ちて其の事務を分掌せしむるものと爲したり。卽ち之に基き同年十月一日專賣局分課規程を設け各部を夫々數箇の課に分つと共に各部の外に長官官房を置き、其の分掌事務を左の如く定めたり。

（一）長官官房
一　機密ニ屬スルコト
二　職員ニ關スルコト
三　局印及官印ノ管守ニ關スルコト
四　支部局事務監督ニ關スルコト

（二）收納部
收納部ニ煙草課、鹽務課、鑑定課ヲ置キ、左ノ如ク其ノ事務ヲ分掌セシム。

煙草課

一　煙草ノ耕作地域段別ニ關スルコト
二　煙草ノ耕作許否ニ關スルコト
三　煙草ノ檢査査定收納ニ關スルコト
四　葉煙草ノ輸出入ニ關スルコト
五　煙草專賣取締及煙草專賣ニ關スル法規違犯者處分ニ關スルコト

鹽務課

一　製鹽ノ區域期間製產高ノ制限ニ關スルコト
二　鹽樟腦樟腦油ノ製造許否ニ關スルコト
三　鹽樟腦樟腦油ノ檢查收納ニ關スルコト
四　鹽樟腦樟腦油ノ輸入移入ニ關スルコト
五　鹽樟腦樟腦油專賣取締及鹽樟腦樟腦油專賣ニ關スル法規違犯者處分ニ關スルコト

鑑定課

一　煙草ノ耕作方法ニ關スルコト
二　鹽樟腦樟腦油ノ製造方法ニ關スルコト
三　葉煙草鹽樟腦樟腦油ノ鑑定保存ニ關スルコト
四　葉煙草鹽樟腦樟腦油ノ賠償價格補償價格及購買價格ニ關スルコト
五　煙草耕作ノ試驗鹽樟腦樟腦油ノ製造試驗及製造機械器具ニ關スルコト
六　葉煙草鹽樟腦樟腦油ノ標本見本參考品ニ關スルコト

(三)　販賣部

販賣部ニ販賣課廻送課ヲ置キ左ノ如ク其ノ事務ヲ分掌セシム。

販賣課

一　煙草鹽樟腦樟腦油ノ販賣ニ關スルコト
二　煙草鹽樟腦樟腦油ノ輸出移出ニ關スルコト
三　煙草鹽樟腦樟腦油ノ賣捌人ニ關スルコト

廻送課

一　煙草鹽樟腦樟腦油ノ廻送及其ノ契約ニ關スルコト
二　煙草賣捌人運搬費ニ關スルコト

(四)　製造部

製造部ニ作業課調查課ヲ置キ左ノ如ク其ノ事務ヲ分掌セシム。

作業課

一　煙草製造高及原料ニ關スルコト
二　煙草製造作業ノ方法ニ關スルコト
三　輸入葉煙草ノ技術的檢查ニ關スルコト
四　煙草製造材料品ノ調查及技術的檢查ニ關スルコト
五　煙草製造工場ノ設計ニ關スルコト
六　煙草製造用機械器具及原動力ニ關スルコト
七　煙草ノ製造試驗ニ關スルコト
八　製造煙草ノ標本見本參考品ニ關スルコト

調查課

一　煙草製造職工ニ關スルコト
二　煙草製造工場ノ管理衞生ニ關スルコト

三　煙草製造工場外作業ニ關スルコト
四　煙草製造實績及生產費ノ調査ニ關スルコト
五　煙草製造所見習員ノ養成ニ關スルコト

(五)　計理部

計理部ニ主計課、庶務課ヲ置キ、左ノ如ク其ノ事務ヲ分掌セシム。

主計課

一　豫算、決算及會計ニ關スルコト
二　資本ニ關スルコト
三　支局部豫算ノ分配ニ關スルコト
四　物品會計ニ關スルコト
五　會計ノ記簿ニ關スルコト
六　損害賠償及保險ニ關スルコト
七　官有財產ニ關スルコト
八　工作物ノ保存營繕ニ關スルコト

庶務課

一　本局直屬ノ豫算、決算及會計ニ關スルコト
二　本局直屬ノ物品會計ニ關スルコト
三　本局直屬ノ官有財產及固定資本ニ關スルコト
四　本局ニ於ケル物件ノ賣買契約其ノ他諸般ノ契約ニ關スルコト
五　製造用機械、器具材料品及支部局共通使用物品ノ製作購入及配給ニ關スルコト
六　統計報告ニ關スルコト
七　局報法規及沿革史編纂ニ關スルコト
八　文書ノ接受發送、淨書編纂、保存及翻譯ニ關スルコト
九　廳中取締ニ關スルコト
十　他ノ分掌ニ屬セサル庶務ニ關スルコト

翌四十一年八月三日右分課規程の一部に改正を加へ、收納部鑑定課の分掌事務に『收納所樟腦樟腦油製造所、試驗場見習員ノ養成ニ關スルコト』の一項を追加し、又販賣部販賣課の分掌事務に『製造煙草ノ輸入ニ關スルコト』の一項を、製造部調査課の分掌事務に『專賣局現業員共濟組合ニ關スルコト』の一項を、更に計理部庶務課の分掌事務に『專賣局現業員共濟組合資金ノ出納、保管、運用ニ關スルコト』の一項を夫々追加せしが、更に同年十月十五日に至り長官官房に秘書掛及監督課を設置したり。尋いで明治四十二年四月一日に至り分課規程の全部を改正して左の如く定めたり。

(一)　長官官房

長官官房ニ秘書掛及監督課ヲ置キ、左ノ如ク事務ヲ分掌セシム。

秘書掛

一　機密ニ屬スルコト
二　職員ニ關スルコト
三　局印及官印ノ管守ニ關スルコト

監督課

一　支部局ノ事務監督ニ關スルコト

(二)　收納部

收納部ニ煙草收納課、鹽腦收納課及技術課ヲ置キ、左ノ如ク其ノ事務ヲ分掌セシム。

煙草收納課

一　煙草ノ耕作地域段別ニ關スルコト
二　煙草ノ耕作許否ニ關スルコト
三　煙草ノ檢査査定收納ニ關スルコト
四　葉煙草ノ輸出入ニ關スルコト
五　葉煙草ノ更裝ニ關スルコト
六　煙草專賣取締及煙草專賣ニ關スル法規違犯處分ニ關スルコト

鹽腦收納課

一　製鹽ノ區域期間生產高ノ制限ニ關スルコト
二　鹽樟腦樟腦油ノ製造許否ニ關スルコト
三　鹽樟腦樟腦油ノ檢査收納ニ關スルコト
四　鹽樟腦樟腦油ノ輸入移入ニ關スルコト
五　鹽交付金追徵金ニ關スルコト
六　鹽樟腦樟腦油專賣取締及鹽樟腦樟腦油專賣ニ關スル法規違犯者處分ニ關スルコト

技術課

一　煙草ノ耕作方法ニ關スルコト
二　鹽樟腦樟腦油ノ製造方法及製造機械器具ニ關スルコト
三　葉煙草鹽樟腦樟腦油ノ鑑定保存及鹽ノ變性方法ニ關スルコト
四　葉煙草鹽樟腦樟腦油ノ生產費及賠償價格竝購買價格ニ關スルコト
五　葉煙草鹽樟腦樟腦油ノ試驗ニ關スルコト
六　葉煙草鹽樟腦樟腦油ノ標本見本參考品ニ關スルコト

七　樟腦ノ再製調理ニ關スルコト
八　專賣支局及試驗場見習員ノ養成ニ關スルコト

(三)　販賣部

販賣部ニ煙腦販賣課及鹽販賣課ヲ置キ、左ノ如ク其ノ事務ヲ分掌セシム。

煙腦販賣課

一　煙草樟腦樟腦油販賣ニ關スルコト
二　製造煙草樟腦樟腦油ノ輸出入移出ニ關スルコト
三　製造煙草ノ回送回送契約及煙草賣捌人運搬費ニ關スルコト
四　煙草賣捌人ニ關スルコト
五　煙草ノ商標ニ關スルコト

鹽販賣課

一　鹽ノ販賣ニ關スルコト
二　鹽ノ輸出移出ニ關スルコト
三　鹽ノ回送回送契約及回送費ノ徵收ニ關スルコト
四　鹽賣捌人ニ關スルコト

(四)　製造部

製造部ニ作業課及調査課ヲ置キ、左ノ如ク其ノ事務ヲ分掌セシム。

作業課

一　煙草製造計畫ニ關スルコト
二　煙草製造作業ニ關スルコト
三　煙草製造副產物ノ利用ニ關スルコト

四　煙草製造原料葉煙草ノ回送ニ關スルコト
五　煙草製造材料品ノ調査及技術的檢査ニ關スルコト
六　煙草製造ニ關スル工場ノ設計ニ關スルコト
七　煙草製造ニ關スル機械器具類及原動力ニ關スルコト
八　煙草ノ製造試驗ニ關スルコト
九　製造煙草ノ標本見本參考品ニ關スルコト

調査課

一　職工ニ關スルコト
二　煙草製造工場ノ管理衞生ニ關スルコト
三　煙草製造工場外作業ニ關スルコト
四　煙草製造實蹟及生產費ノ調査ニ關スルコト
五　專賣局現業員共濟組合ニ關スルコト
六　製造所見習員ノ養成ニ關スルコト

(五) 計理部

計理部ニ主計課及庶務課ヲ置キ左ノ如ク其ノ事務ヲ分掌セシム。

主計課

一　豫算決算及收入支出ニ關スルコト
二　資本ニ關スルコト
三　支部局豫算ノ分配ニ關スルコト
四　物品會計ニ關スルコト
五　擔保保管供託ニ關スルコト

六　煙草鹽樟腦樟腦油ノ貯藏ニ關スルコト
七　官有財產及借地借家ニ關スルコト
八　工作物ノ保存營繕保險ニ關スルコト
九　變災防備ニ關スルコト

庶務課

一　本局直屬ノ豫算決算及收入支出ニ關スルコト
二　本局直屬ノ物品會計ニ關スルコト
三　本局直屬ノ官有財產及固定資本ニ關スルコト
四　本局ニ於ケル物品ノ賣買回送契約其ノ他諸般ノ契約ニ關スル事項ニシテ他部課ノ主管ニ屬セサルコト
五　機械器具材料品及支部局共通使用物品ノ製作購入配給及回送ニ關スルコト
六　統計報告及支部局ノ文書事務ニ關スルコト
七　局報法規及沿革史編纂ニ關スルコト
八　文書ノ接受發送淨書編纂保存及翻譯ニ關スルコト
九　本局ノ廳中取締ニ關スルコト
十　專賣局現業員共濟組合資金ノ出納保管運用ニ關スルコト
十一　他ノ分掌ニ屬セサル事項

明治四十四年七月二十五日に至り更に分課規程の一部を改正し、長官官房に秘書掛及監督課の外新に調査課を置き、左の事務を分掌せしむ。

一　專賣ニ關聯スル諸般ノ調査ニ關スルコト

二　統計報告ニ關スルコト

之と同時に製造部調査課を製造部管理課と改め、又計理部庶務課の分掌事務の一部を左の如く改めたり。

六　支部局ノ文書事務ニ關スルコト

七　局報及法規ノ編纂ニ關スルコト

大正二年六月十三日行政整理の趣旨に基き勅令第百五十七號を以て專賣局官制に改正を加へ、專賣局職員の定員を減少すると共に部の廢合を行ひ、從來收納・販賣・製造・計理の四部を存せしを改めて事業部及製造部の二部と爲したり。右官制の改正に伴ひ同日專賣局の分課規程を改正し、各部の分課及其の分掌事務を左の如く定めたり。

(一)　長官官房

長官官房ニ監理課及經理課ヲ置キ、左ノ如ク其ノ事務ヲ分掌セシム。

監理課

一　機密ニ屬スルコト

二　職員ニ關スルコト

三　局印及官印ノ管守ニ關スルコト

四　支部局事務監督ニ關スルコト

經理課

一　豫算決算及收入支出ニ關スルコト

二　資本ニ關スルコト

三　物品會計ニ關スルコト

四　擔保保管供託ニ關スルコト

五　官有財產借地借家及工作物ノ保存營繕保險ニ關スルコト

六　變災防備ニ關スルコト

七　物件ノ賣買運送契約其ノ他諸般ノ契約ニ關スル事項ニシテ他部課ノ主管ニ屬セサルコト

八　機械器具材料品及支部局共通使用物品ノ製作購入配給及運送ニ關スルコト

九　局報及法規ノ編纂竝統計報告ニ關スルコト

十　文書ノ接受發送淨書編纂保存及翻譯ニ關スルコト

十一　專賣局現業員共濟組合資金ノ出納保管運用ニ關スルコト

十二　廳中取締ニ關スルコト

十三　他ノ分掌ニ屬セサル事項

(二)　事業部

事業部ニ煙草課鹽腦課及技術課ヲ置キ、左ノ如ク其ノ事務ヲ分掌セシム。

煙草課

一　煙草ノ耕作地域段別ニ關スルコト

二　煙草ノ耕作許否ニ關スルコト

三　煙草ノ檢查査定收納ニ關スルコト

四　煙草ノ輸出入移出入ニ關スルコト

五　葉煙草ノ更裝ニ關スルコト

六　煙草ノ販賣ニ關スルコト

七　煙草賣捌人ニ關スルコト

八　製造煙草ノ回送煙草ノ回送契約及煙草賣捌人ノ運搬費ニ關スルコト

九　煙草ノ商標ニ關スルコト
十　煙草專賣取締及煙草專賣ニ關スル法規違犯者處分ニ關スルコト

鹽腦課
一　製鹽ノ區域期間生產高ノ制限ニ關スルコト
二　鹽樟腦樟腦油ノ製造許否ニ關スルコト
三　鹽樟腦樟腦油ノ檢查收納ニ關スルコト
四　鹽樟腦樟腦油ノ輸出入移出入ニ關スルコト
五　鹽交付金追徵金ニ關スルコト
六　鹽樟腦樟腦油ノ販賣ニ關スルコト
七　鹽賣捌人ニ關スルコト
八　鹽ノ回送回送契約及回送費ノ徵收ニ關スルコト
九　鹽樟腦樟腦油專賣取締及鹽樟腦樟腦油專賣ニ關スル法規違犯者處分ニ關スルコト

技術課
一　煙草ノ耕作方法ニ關スルコト
二　鹽樟腦樟腦油ノ製造方法及製造機械器具ニ關スルコト
三　葉煙草鹽樟腦樟腦油ノ鑑定保存及鹽ノ變性方法ニ關スルコト
四　葉煙草鹽樟腦樟腦油ノ生產費及賠償價格補償價格並購買價格ニ關スルコト
五　葉煙草鹽樟腦樟腦油ノ試驗ニ關スルコト
六　葉煙草鹽樟腦樟腦油ノ標本見本參考品ニ關スルコト
七　樟腦ノ再製調理ニ關スルコト
八　見習員ノ養成ニ關スルコト

(三)　製造部

製造部ニ作業課及調查課ヲ置キ左ノ如ク其ノ事務ヲ分掌セシム。

作業課
一　煙草製造計畫ニ關スルコト
二　煙草製造作業ニ關スルコト
三　煙草製造副產物ノ利用ニ關スルコト
四　煙草製造原料葉煙草ノ回送ニ關スルコト
五　煙草製造用材料品ノ製作方法及技術的檢查ニ關スルコト
六　煙草製造ニ關スル工場ノ設計ニ關スルコト
七　煙草製造ニ關スル機械器具類及原動力ニ關スルコト
八　煙草ノ製造試驗ニ關スルコト
九　製造煙草ノ標本見本參考品ニ關スルコト

調查課
一　職工ニ關スルコト
二　煙草製造工場ノ管理衞生ニ關スルコト
三　煙草製造工場外作業ニ關スルコト
四　煙草製造竝材料品製作實績及生產費ノ調查ニ關スルコト
五　專賣局現業員共濟組合ニ關スルコト
六　見習員ノ養成ニ關スルコト

大正五年五月二十七日右分課規程の一部を改正し、長官官房經理課の分掌事務の一部を左の如く監理課に移したり。

監理課

一　機密ニ屬スルコト
二　職員ニ關スルコト
三　局印及官印ノ管守ニ關スルコト
四　局報及法規ノ編纂竝統計報告ニ關スルコト
五　文書ノ接受發送淨書編纂保存及翻譯ニ關スルコト
六　支部局事務監督ニ關スルコト
七　他ノ分掌ニ屬セサル事項

經理課ノ分掌事務中第九號十號及十三號ヲ削ル。

大正七年九月十六日更ニ分課規程の一部を改正し、長官官房を始め各部の分課竝に其の分掌事務に就き左の如き改正を加へたり。

(一)　長官官房ノ分課ヲ總務課監査課經理課ノ三課トシ其ノ分掌事務ヲ左ノ如ク改ム

總務課

一　機密ニ屬スルコト
二　職員ニ關スルコト
三　見習員ノ養成ニ關スルコト
四　局印及官印ノ管守ニ關スルコト
五　局報及法規ノ編纂竝統計報告ニ關スルコト
六　文書ノ接受發送淨書編纂保存及翻譯ニ關スルコト
七　他部課ノ分掌ニ屬セサルコト

監査課

一　支部局竝試驗場ノ事務監督ニ關スルコト
二　專賣ニ關聯スル諸般ノ調査ニ關スルコト

經理課ノ分掌事務中左ノ如ク改ム

七　物件ノ賣買運送契約其ノ他諸般ノ契約ニ關スル事項ニシテ他部課ノ分掌ニ屬セサルコト
九　專賣局現業員共濟組合資金ノ出納保管運用ニ關スルコト
十　廳中取締衞生ニ關スルコト
十一　巡視給仕小使傭人及他部課ニ屬セサル職工ニ關スルコト

(二)　事業部鹽腦課ノ分掌事務第八號中「及回送費ノ徵收」ヲ削ル

(三)　製造部調査課ヲ管理課ニ改メ更ニ各課ノ分掌事務ニ左ノ如キ改正ヲ加フ

作業課ノ分掌事務第八號中「煙草ノ製造」ヲ「煙草製造ノ」ニ改メ左ノ一號ヲ加フ

十　製造煙草ノ鑑定ニ關スルコト

管理課ノ分掌事務中第三號ヲ削リ第四號以下ヲ順次繰上グ

同年十二月二十日再び分課規程の一部に改正を加へ、事業部技術課の分掌事務中第七號を左の如く改めたり。

七　鹽樟腦ノ再製調理ニ關スルコト

大正九年二月一日分課規程に左の如き改正を加へたり。

(一)　事業部鹽腦課ノ分掌事務第二號中「製造許否」ノ下ニ「及加工」ヲ加フ

(二)　事業部技術課ノ分掌事務中ニ左ノ一號ヲ加フルト共ニ第七號ヲ削リ第三號乃至第六號ヲ順次繰下グ

三　鹽樟腦樟腦油ノ加工方法作業機械器具及副產物利用ニ關スルコト

(三) 製造部管理課ノ分掌事務第二號中「煙草製造」ヲ削ル

同年九月十八日更に分課規程の一部を左の如く改正したり。

(一) 長官官房監査課ノ分掌事務第一號中「試驗場」ノ上ニ「研究所」ヲ加フ

(二) 事業部技術課ノ分掌事務第六號ヲ左ノ如ク改ム

六　葉煙草、鹽、樟腦、樟腦油生産ノ研究、試驗ニ關スルコト

(三) 製造部作業課ノ分掌事務第八號中「試驗」ノ上ニ「研究」ヲ加フ

大正十年七月一日に至り勅令第三百號を以て專賣局官制の全部を改正し、卽日之を實施したり。卽ち此の改正專賣局官制に依れば、專賣局は大藏大臣の管理に屬し、煙草、鹽及粗製樟腦、樟腦油の專賣に關する事務を掌るものとし、之に長官官房及事業、製造、經理の三部を置きて其の事務を分掌せしむることとしたり。右官制の改正に伴ひ同日其の分課規程を改正し、官房及各部の分課竝に其の分掌事務を左の如く定めたり。

(一) 長官官房

長官官房ニ總務課、監査課ヲ置キ左ノ如ク其ノ事務ヲ分掌セシム。

總務課

一　機密ニ屬スルコト
二　職員ニ關スルコト
三　局印及官印ノ管守ニ關スルコト
四　統計報告ニ關スルコト
五　局報及法規ノ編纂ニ關スルコト
六　文書ノ接受、淨書、發送、編纂、保存及翻譯ニ關スルコト
七　他部課ノ分掌ニ屬セサルコト

監査課

一　支部局ノ事務監督ニ關スルコト
二　專賣ニ關聯スル諸般ノ調査ニ關スルコト

(二) 事業部

事業部ニ煙草課、鹽、腦課、技術課ヲ置キ左ノ如ク其ノ事務ヲ分掌セシム。

煙草課

一　葉煙草ノ生産計畫及生産許否ニ關スルコト
二　煙草ノ檢査、査定及收納ニ關スルコト
三　煙草ノ耕作組合及罹災補償ニ關スルコト
四　葉煙草ノ更裝ニ關スルコト
五　煙草ノ輸出入、移出入ニ關スルコト
六　煙草ノ販賣ニ關スルコト
七　煙草賣捌人ニ關スルコト
八　煙草ノ回送、回送契約及煙草賣捌人ノ運搬費ニ關スルコト
九　煙草ノ商標ニ關スルコト
十　煙草專賣取締及煙草專賣法規違反者處分ニ關スルコト

鹽腦課

一　鹽、樟腦、樟腦油ノ生産計畫及生産許否ニ關スルコト
二　鹽、樟腦、樟腦油ノ檢査、收納ニ關スルコト
三　鹽、樟腦、樟腦油ノ輸出入、移出入ニ關スルコト

四　鹽交付金追徵金ニ關スルコト
五　鹽樟腦樟腦油ノ販賣ニ關スルコト
六　鹽賣捌人ニ關スルコト
七　鹽ノ回送回送契約ニ關スルコト
八　鹽樟腦樟腦油專賣取締及鹽樟腦樟腦油專賣法規違反者處分ニ關スルコト

技術課

一　葉煙草鹽樟腦樟腦油ノ生產方法ニ關スルコト
二　鹽樟腦樟腦油ノ加工作業ニ關スルコト
三　鹽樟腦樟腦油ノ副產物利用ニ關スルコト
四　葉煙草鹽樟腦樟腦油ノ鑑定保存及鹽ノ變性方法ニ關スルコト
五　葉煙草鹽樟腦樟腦油ノ生產費及賠償價格補償價格ニ關スルコト
六　煙草罹災補償範圍及程度ノ基準調查ニ關スルコト
七　葉煙草鹽樟腦樟腦油生產ノ研究試驗ニ關スルコト
八　葉煙草鹽樟腦樟腦油ノ標本見本及參考品ニ關スルコト
九　鑑定見習員ノ養成ニ關スルコト

(三)　製造部

製造部ニ作業課機械課管理課ヲ置キ左ノ如ク其ノ事務ヲ分掌セシム。

作業課

一　煙草ノ製造計畫ニ關スルコト
二　煙草ノ製造作業ニ關スルコト
三　煙草製造副產物ノ利用ニ關スルコト

四　煙草製造原料葉煙草ノ回送命令ニ關スルコト
五　煙草製造用材料品ノ製作方法及技術的檢查ニ關スルコト
六　煙草製造ノ研究試驗ニ關スルコト
七　製造煙草ノ標本見本及參考品ニ關スルコト
八　製造煙草ノ鑑定ニ關スルコト

機械課

一　工場用機械器具及原動力ニ關スルコト
二　工場內作業場ノ配置計畫及工場設備ニ關スルコト
三　機械器具ノ研究試驗ニ關スルコト

管理課

一　職工ニ關スルコト
二　工場ノ管理衞生ニ關スルコト
三　煙草製造竝材料品製作實績及生產費ノ調查ニ關スルコト
四　專賣局現業員共濟組合ニ關スルコト
五　製造見習員ノ養成ニ關スルコト

(四)　經理部

經理部ニ主計課會計課ヲ置キ左ノ如ク其ノ事務ヲ分掌セシム。

主計課

一　豫算決算及收入支出ニ關スルコト
二　資本ニ關スルコト
三　物品會計ニ關スルコト

四　擔保保管及供託ニ關スルコト
五　專賣品ノ貯藏ニ關スルコト
六　官有財產借地借家及工作物ノ保存營繕保險ニ關スルコト
七　變災防備ニ關スルコト

會計課

一　本局直屬ノ豫算決算及收入支出ニ關スルコト
二　本局直屬ノ物品會計ニ關スルコト
三　本局直屬ノ官有財產及固定資本ニ關スルコト
四　本局ニ於ケル物件ノ賣買運送契約其ノ他諸般ノ契約ニ關スル事項ニシテ他部課ノ分掌ニ屬セサルコト
五　機械器具材料品及支部局共通使用物品ノ製作購入配給及運送ニ關スルコト
六　專賣局現業員共濟組合資金ノ出納保管及運用ニ關スルコト
七　廳中取締衞生ニ關スルコト
八　傭人及工場以外ノ職工ニ關スルコト

大正十二年四月二十七日右の分課規程の一部を改正し、製造部作業課の分掌事務に『煙草製造及材料品製作ノ實蹟ノ調査ニ關スルコト』の一號を加へ、又製造部管理課の分掌事務第三號を左記の如く改めたり。

三　製造煙草及製作材料品ノ生產費ノ調査ニ關スルコト

大正十三年十二月一般的行政整理の實行に伴ひ同月二十日再び專賣局分課規程を改正し、各部の分課及其の分掌事務を左の如く定めたり。卽ち此の改正の結果長官官房監査課・事業部技術課・製造部機械課の三課は廢止せられたり。

(一)　長官官房

長官官房ニ總務課ヲ置キ左ノ如ク事務ヲ分掌セシム。

總務課

一　機密ニ屬スルコト
二　職員ニ關スルコト
三　局印及官印ノ管守ニ關スルコト
四　支部局ノ事務監督ニ關スルコト
五　專賣ニ關聯スル諸般ノ調査ニ關スルコト
六　統計報告ニ關スルコト
七　局報及法規ノ編纂ニ關スルコト
八　文書ノ接受淨書發送編纂保存及翻譯ニ關スルコト
九　他部課ノ主管ニ屬セサル事項ニ關スルコト

(二)　事業部

事業部ニ煙草課・鹽腦課ヲ置キ左ノ如ク其ノ事務ヲ分掌セシム。

煙草課

一　葉煙草ノ生產ニ關スルコト
二　煙草ノ檢查査定及收納ニ關スルコト
三　葉煙草ノ鑑定及保存ニ關スルコト
四　葉煙草ノ生產費及賠償價格ニ關スルコト
五　煙草ノ耕作組合ニ關スルコト

六　煙草ノ罹災補償ニ關スルコト
七　葉煙草ノ更裝ニ關スルコト
八　煙草ノ輸出入移出入ニ關スルコト
九　煙草ノ販賣ニ關スルコト
十　煙草賣捌人ニ關スルコト
十一　販賣用製造煙草ノ見本ニ關スルコト
十二　煙草ノ回送回送契約及煙草賣捌人ノ運搬費ニ關スルコト
十三　煙草ノ商標ニ關スルコト
十四　煙草專賣取締及煙草專賣法規違反者處分ニ關スルコト
十五　葉煙草生產ノ研究試驗ニ關スルコト
十六　葉煙草ノ標本見本及參考品ニ關スルコト
十七　葉煙草鑑定見習員ノ養成ニ關スルコト

鹽腦課

一　鹽樟腦樟腦油ノ生產ニ關スルコト
二　鹽樟腦樟腦油ノ檢查收納ニ關スルコト
三　鹽樟腦樟腦油ノ加工作業ニ關スルコト
四　鹽樟腦樟腦油ノ副產物利用ニ關スルコト
五　鹽樟腦樟腦油ノ鑑定保存及鹽ノ變性方法ニ關スルコト
六　鹽樟腦樟腦油ノ生產費及賠償價格補償價格ニ關スルコト
七　鹽樟腦樟腦油ノ輸出入移出入ニ關スルコト
八　鹽交付金追徵金ニ關スルコト

九　鹽樟腦樟腦油ノ販賣ニ關スルコト
十　鹽賣捌人ニ關スルコト
十一　鹽ノ回送回送契約ニ關スルコト
十二　鹽樟腦樟腦油專賣取締及鹽樟腦樟腦油專賣法規違反者處分ニ關スルコト
十三　鹽樟腦樟腦油生產ノ研究試驗ニ關スルコト
十四　鹽樟腦樟腦油ノ標本見本及參考品ニ關スルコト
十五　鹽樟腦樟腦油鑑定見習員ノ養成ニ關スルコト

(三)　製造部

製造部ニ作業課管理課ヲ置キ左ノ如ク其ノ事務ヲ分掌セシム。

作業課

一　煙草ノ製造計畫ニ關スルコト
二　煙草ノ製造作業ニ關スルコト
三　煙草製造及材料品製作ノ實績ノ調查ニ關スルコト
四　煙草製造副產物ノ利用ニ關スルコト
五　煙草製造原料葉煙草ノ配合及回送命令ニ關スルコト
六　煙草製造用材料品ノ製作方法及技術的檢查ニ關スルコト
七　工場用機械器具及原動力ニ關スルコト
八　工場內作業場ノ配置計畫及工場設備ニ關スルコト
九　煙草製造及機械器具ノ研究試驗ニ關スルコト
十　製造煙草ノ標本見本及參考品ニ關スルコト
十一　製造煙草ノ鑑定ニ關スルコト

十二　製造煙草ノ保存ニ關スルコト

管理課

一　職工ニ關スルコト

二　工場ノ管理衞生ニ關スルコト

三　製造煙草製作材料品及製作機械器具ノ生產費竝機械器具ノ修理費ノ調査ニ關スルコト

四　專賣局現業員共濟組合ニ關スルコト

五　製造見習員ノ養成ニ關スルコト

(四)　經理部

經理部ニ主計課會計課ヲ置キ左ノ如ク其ノ事務ヲ分掌セシム。

主計課

一　豫算決算及收入支出ニ關スルコト

二　資本ニ關スルコト

三　物品會計ニ關スルコト

四　擔保保管及供託ニ關スルコト

五　專賣品ノ貯藏ニ關スルコト

六　官有財產借地借家及工作物ノ保存營繕保險ニ關スルコト

七　變災防備ニ關スルコト

會計課

一　本局直屬ノ豫算決算及收入支出ニ關スルコト

二　本局直屬ノ物品會計ニ關スルコト

三　本局直屬ノ官有財產及固定資本ニ關スルコト

四　本局ニ於ケル物件ノ賣買運送契約其ノ他諸般ノ契約ニ關シ他部課ノ主管ニ屬セサル事項ニ關スルコト

五　機械器具材料品及支部局共通使用物品ノ購入配給及運送竝材料品及支部局共通使用物品ノ製作ニ關スルコト

六　專賣局現業員共濟組合資金ノ出納保管及運用ニ關スルコト

七　廳中取締衞生ニ關スルコト

八　傭人及工場以外ノ職工ニ關スルコト

專賣局の管掌事務竝に其の分課に關しては、爾後何等の變化なくして大正末年に及べるものとす。

第三項　職員

明治四十年九月制定の專賣局官制は、專賣局職員の名稱及職務等に就き左の如く定めたり。

(一)　長官　勅任トシ、大藏大臣ノ指揮監督ヲ承ケ局中一切ノ事務ヲ掌理シ、部下ノ官吏ヲ指揮監督ス。

(二)　部長　四人奏任トシ、內二人ハ勅任ト爲スコトヲ得。長官ノ指揮監督ヲ承ケ局務ヲ分掌ス。但シ製造部長ハ技師ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得。

(三)　參事　專任八人奏任トシ、收納所長ニ補セラレタル者ノ外ハ長官ノ指揮ヲ承ケ庶務又ハ監督ニ關スル事務ヲ掌ル。

(四)　主事　專任五十人奏任トシ、收納所長製造所長又ハ販賣所長ニ補セラレタル者ノ外ハ各部又ハ各所ニ分屬シ、上官ノ指揮ヲ承ケ庶務又ハ監督ニ關スル事務ヲ掌ル。

(五)　主事補　專任五十五人奏任トシ、收納所長又ハ販賣所長ニ補セラレタル者ノ外ハ各部又ハ各所ニ分屬シ、上官ノ指揮ヲ承ケ庶務又ハ監督ニ關スル事務ヲ掌ル。

(六)　技師　專任六十五人トシ、內一人ハ勅任トナスコトヲ得。部長又ハ製造所長タル者ヲ除クノ外、上官ノ

指揮ヲ承ケ技術ヲ掌ル。

(七)　書記　專任二千八百七十八人判任トシ販賣所長タル者ヲ除クノ外ハ、上官ノ指揮ヲ承ケ庶務又ハ檢査ニ從事ス。

(八)　技手　專任千百五人トシ、上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ從事ス。

然るに翌四十一年三月勅令第五十九號を以て官制の一部を改正し、主事の定員を五十三人、主事補の定員を五十七人、書記の定員を三千二百五十四人、技手の定員を千二百四人に夫々增加し、四月一日より實施したり。之れ卽ち前年末に於ける製造煙草定價の引上に伴ひ一層周到の取締を要すると共に、翌年度より鹽回送販賣の方法を改め、且樟腦油再製事業を施行する等の爲め、職員の增加を必要とせしなり。

翌四十二年三月勅令第二十八號を以て官制に改正を加へ、經費節減の趣旨に基き書記及技手の定員を減少すると共に、專賣制度統一後の實蹟に鑑み地方機關の整理を圖り、收納所販賣所を廢して專賣支局を設置することとなりしを以て、此等に伴ひ職員の定員及職務等を左の如く改正し、四月一日より之を實施したり。

(三)　參事　專任八人、奏任トシ專賣支局長タル者ヲ除クノ外長官ノ指揮ヲ承ケ庶務又ハ監督ニ關スル事務ヲ掌ル。

(四)　主事　專任五十三人、奏任トシ專賣支局長又ハ製造所長タル者ヲ除クノ外各部各支局又ハ各所ニ分屬シ、上官ノ指揮ヲ承ケ庶務又ハ監督ニ關スル事務ヲ掌ル。

(五)　主事補　專任五十七人、奏任トシ、專賣支局長又ハ製造所長タル者ヲ除クノ外各部各支局又ハ各所ニ分屬シ、上官ノ指揮ヲ承ケ庶務又ハ監督ニ關スル事務ヲ掌ル。

(七)　書記　專任三千百九十九人、判任トシ、上官ノ指揮ヲ承ケ庶務又ハ檢査ニ從事ス。

(八)　技手　專任千百八十人トシ、上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ從事ス。

翌明治四十三年三月二十八日行政整理の趣旨に基き勅令第四十一號を以て官制の一部を改正し主事の定員を五十一人、主事補の定員を五十二人、技師の定員を六十二人（內二人を勅任と爲すことを得）、書記の定員を二千七百八十三人、技手の定員を九百四十三人に夫々減少せしが（同月三十一日より施行）、更に又明治四十三及四十四兩年度に於て行はれたる製鹽地整理の結果、明治四十四年度より書記の定員を二千六百四十四人に、技手の定員を九百十六人に減少し（四十四年三月勅令第二十六號）、同四十五年度より更に書記の定員を二千五百九十人に、技手の定員を九百一人に減少したり（四十五年三月勅令第五十七號）。

大正二年六月十三日に至り行政整理の趣旨に基き勅令第百五十七號を以て官制に改正を加へ、部の廢合竝に地方機關の整理と共に定員の減少を行ひ、卽日之を實施したり。卽ち之に依れば先づ從前の主事及主事補の名稱を夫々副參事及參事補と改むると共に、其の管務を改めて參事、副參事又は參事補は專賣支局長たる者を除くの外各部又は各支局に屬し、上官の命を承け庶務又は監督に關する事務を掌るものと爲し、同時に各職員の定員を改めて部長二人（內一人を勅任と爲すことを得）、參事專任十七人、副參事專任三十二人、參事補專任三十一人、技師專任五十二人（內二人を勅任と爲すことを得）、書記專任二千二百七十人、技手專任八百一人とせり。

翌大正三年十一月九日に至り再び行政整理の實行に伴ひ定員の改正を行ひ、參事の定員を二十人に增加すると共に、副參事の定員を二十七人に、參事補を二十九人に、技師を四十八人に、書記を二千二

百三十人に、技手を七百八十一人に夫々減少し、卽日實施したり(勅令第二百三十七號)。

然るに爾後世界戰爭の影響に依り專賣品の需要激增し、從つて專賣品の收納・製造及販賣等に關する事務は大に增加し、延て支部局に對する監督事務竝に經理事務又は專賣品に關する取締事務等も亦大に增加せしを以て、大正七年八月八日參事・副參事書記の定員を增加して夫々二十一人・二十八人・二千二百三十人と爲し(勅令第三百十號)、又翌大正八年五月二十二日には參事補・技師・書記・技手の定員を增加して參事補を三十四人・技師を五十一人・書記を二千三百九十七人・技手を八百四十二人と爲せしが(勅令第二百二十五號)、翌大正九年九月十八日に至りて更に定員の增加を行ひ、副參事の定員を六十三人に、技師の定員を六十七人に、書記の定員を二千五百一人に、技手の定員を九百五十五人に改むると共に、從前の參事補なる官名を廢止し(勅令第四百十一號)、何れも公布の日より之を實施したり。

大正十年行政整理の爲め、地方機關の整理を行ふと共に定員の減少を圖ることと爲し、同年七月一日勅令第三百號を以て專賣局官制を改正して、其の職員の名稱竝に管務等を左記の如く改定し、卽日之を實施したり。

(一)　長官　勅任トシ、大藏大臣ノ監督ヲ承ケ局務ヲ掌理シ、所屬職員ヲ指揮監督ス。

(二)　部長　三人勅任トシ長官ノ命ヲ承ケ部務ヲ掌ル。

(三)　理事　二人勅任トシ東京又ハ大阪ノ地方專賣局長ト爲ル。

(四)　參事　專任三十人奏任トシ、上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル。

(五)　副參事　專任五十八人奏任トシ、上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル。

(六)　技師　專任七十九人奏任トシ(內二人ヲ勅任ト爲スコトヲ得)、上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル。

(七)　書記　專任二千五百人判任トシ、上官ノ指揮ヲ承ケ事務ニ從事ス。

(八)　技手　專任九百四十三人判任トシ、上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ從事ス。

翌大正十一年六月七日に至り副參事の定員を六十四人に、技師の定員を八十八人に、書記の定員を二千五百七十二人に、技手の定員を九百八十六人に增加したり(勅令第三百二十一號)。之れ卽ち專賣局の事業增進・煙草製造機械製作工場の新設竝に會計法の改正等に伴ひ定員增加の必要を生ぜしに因るものなり。然るに翌大正十二年四月二十七日に至り行政整理の趣旨に基き前記諸職員の定員を減少し、副參事六十一人・技師八十五人・書記二千二百五十七人・技手九百八人と爲し(勅令第百八十八號)、翌十三年十二月二十日再び行政整理の實行に伴ひ更に定員の減少を圖り、參事二十四人・副參事五十二人・技師七十二人・書記千八百九十一人・技手七百九十九人に改めしが(勅令第三百三十二號)、大正十五年度に於て煙草製品の改善・葉煙草耕作改良の指導・製鹽工場の改築・鹽販賣取扱所の設置等專賣事業の擴張に伴ひ更に職員の增加を必要とするに至り、同年六月十七日書記の定員を千九百六人に、技手の定員を八百七十七人に增加し、卽日之を實施したり(勅令第百六十九號)。

第四項　地方機關

第一目　緒言

專賣局は官制の定むる所に依り之を東京に設置するものなりと雖も、專賣事務の性質上之に關する機關は之を廣く全國的に分布せしむるの必要あり。茲を以て明治四十年十月專賣局の設置と共に從來の煙草專賣局所屬の地方機關樟腦事務局及鹽務局竝に其の所屬地方機關の主要なるものを專賣局所屬の地方機關と爲し、以て各種專賣事務の分掌に當らしむることと爲したり。

專賣局所屬の地方機關としては最初明治四十年九月制定の專賣局官制に於て、各地に收納所・製造所・販賣所を置きて各々專賣局の事務を分掌せしむると共に、大藏大臣は必要と認むる地に專賣局・收納所・製造所又は販賣所の出張所・分工場又は藏置所を設くることを得るものと定めしが、翌四十一年三月官制の一部を改正し、收納所・製造所及販賣所を各地に設くるの外、大藏大臣は必要と認むる地に專賣局の出張所・分工場又は試驗場・收納所・製造所又は販賣所の出張所・分工場又は藏置所竝に專賣官吏派出所を設くるを得るものと定めたり。但し此等官制の規定に基き實際に於て設置せられたるは收納所・製造所・販賣所の外、專賣局出張所・專賣局分工場・專賣局試驗場・收納所出張所・收納所藏置所・製造所分工場・製造所藏置所・販賣所藏置所・專賣官吏派出所の諸機關なりとす。

然るに翌四十二年三月に至り專賣制度統一後の實蹟に鑑み、地方機關の整理を期する爲め再び官制の一部に改正を加へ、從前の收納所及販賣所を廢して新に專賣支局を設置し、製造所と共に專賣局の事務を分掌せしむると同時に、必要と認むる地に專賣局の出張所・工場又は試驗場・專賣支局出張所・製造所支所・專賣官吏派出所を設くることを得るものと爲したり。

大正二年六月一般的行政整理の實行に伴ひ人員の減少と共に局課の廢合及地方機關の整理を圖り、從前の製造所を廢して其の事務を專賣支局をして管掌せしめ、且專賣局の出張所及工場を廢止したり。後大正九年九月に至り官制の一部を改正して、必要と認むる地に更に專賣局の研究所を設置することを得ることとせしが、翌十年六月專賣局官制の改正に際し從前の專賣支局を廢して地方專賣局と爲し、同時に必要と認むる地に專賣局の研究所及試驗場竝に地方專賣局の工場出張所及專賣官吏派出所を設くることを得るものと定め、更に翌十一年六月に至り必要と認むる地に專賣局の製作所をも設くることを得るものとしたり。爾後專賣局所屬地方機關に就ては何等の變更なくして大正末年に至れり。以下此等の地方諸機關に就き其の沿革を概說すべし。

第二目　收納所

專賣局收納所は專賣局官制に依り明治四十年十月一日左の二十二箇所に設置せられしものにして、概ね從前の煙草收納所及鹽務局を改稱せしものなり。而して官制の規定に依れば收納所長には專賣局參事又は主事を以て之に充て、長官の指揮監督を承け葉煙草の耕作・檢査・査定・收納・輸入・輸出・試驗・鑑定、鹽の製造・收納・販賣・輸出・試驗・鑑定、樟腦樟腦油の製造・收納・販賣・輸出・試驗・鑑定及取締に關する事務を掌理するものとす。

東京　水戸　茂木　三春　仙臺　函館　小出雲　秦野　名古屋　金澤　大阪　赤穗　味野　高梁　府中
尾道　三田尻　坂出　撫養　池田　熊本　鹿兒島

收納所の設置と同時に其の出張所を一宮外二百二十七箇所に設置し（明治四十年九月大藏省令第三十七號）、收納所の事務を分掌せしめしが、翌四十一年四月一日に至り十出張所を廢止すると共に新に藏置所一箇所を設置して（四十一年三月省令第九號）、鹽の販賣及保管に關する事務を取扱はしめ、更に同年六月一日藏置所四箇所を追加設置し（四十一年五月省令第二十五號）、又同年七月十五日及十二月二十三日の兩次に於て出張所の名稱及位置を變更したり（省令第三十三號及第四十八號）。

翌明治四十二年三月に至り官制改正の結果、同年四月一日より新に專賣支局を設置せらるるに及びて、收納所の大部分は專賣支局と改稱せられ、其他は專賣支局の出張所となり、又之と同時に收納所

の出張所及藏置所も廢止せられ、出張所の一部は專賣支局の出張所となれり。

第三目　販賣所

專賣局販賣所は專賣局官制に基き明治四十年十月一日左記十九箇所に設置せられしものにして販賣所長には專賣局主事・主事補又は書記を以て之に充て、長官の指揮監督を承けて製造煙草及鹽の販賣・輸入・輸出・檢査に關する事務を掌理せしめたり。

東京　郡山　仙臺　土崎　青森　函館　小樽　長岡　直江津　名古屋　金澤　京都　大阪　岡山　境
門司　福岡　熊本　鹿兒島

右の內土崎・小樽・直江津境の各販賣所は從來鹽務局出張所たりしものを販賣所と爲せしものにして、他は從前の煙草販賣所を改稱せしものとす。

販賣所の設置と共に同年十一月一日より販賣所藏置所一箇所を設けしが（明治四十年十月大藏省令第四十六號）、翌四十一年三月に至り官制に改正を加へ、四月一日以後販賣所の數を減じて左記十二箇所と爲したり。

東京　仙臺　土崎　函館　直江津　名古屋　金澤　京都　大阪　岡山　門司　熊本

而して之と同時に其の廢止に係る販賣所は之を收納所・製造所又は販賣所の藏置所と爲せしが（四十一年三月省令第九號）、同年六月一日更に販賣所藏置所の改廢を行ふ所あり、結局藏置所の數は六箇所となれり（四十一年五月省令第二十五號）。

明治四十二年三月官制改正の結果同年四月一日より新に專賣支局を設置せらるるに及び、販賣所竝に其の藏置所は共に廢止せられ、其の管掌事務中鹽は專賣支局に、煙草は製造所に移屬せられたり。

第四目　製造所

專賣局製造所は專賣局官制に依り明治四十年十月一日左記二十八箇所に設置せられしものにして、其の內神戶製造所は神戶樟腦事務局を改稱し、他は何れも從前の煙草製造所を改稱せしものとす。

東京第一　東京第二　東京第三　高崎　水戶　茂木　宇都宮　郡山　仙臺　山形　關野　秦野　見付
名古屋　金澤　彥根　京都　大阪　神戶　岡山　府中　米子　池田　松山　福岡　熊本　臼杵　鹿兒島

而して官制の規定に依れば製造所長には專賣局主事又は技師を以て之に充て、長官の指揮監督を承け煙草又は樟腦の製造・販賣・輸入・輸出・檢查・試驗に關する事務を掌理するものとす。

明治四十二年三月官制改正あり、製造所の分掌事務中樟腦に關する一切の事務を削除し、製造所長は長官の指揮監督を承け煙草の製造・販賣・輸入・輸出・檢查・試驗及鑑定に關する事務を掌理するものとし、同時に又神戶・米子・臼杵の三製造所を廢止し、同年四月一日より之を實施せり。蓋し樟腦專賣に關する事務は從來神戶製造所の掌理する所なりしが、官制改正の結果神戶製造所を廢して其の事務を神戶專賣支局に移せしを以て、右の如く製造所の分掌事務中樟腦に關する事務を除外せしものにして、又右と同時に廢止せられし他の二製造所は何れも之を製造所支所と爲したり。尋いで翌四十三年三月更に官制改正あり、同年四月一日より高崎及彥根の二製造所を廢止し、之を製造所支所と爲したり。何れも經費節減の目的に出でしものとす。

明治四十年十月一日製造所の設置と共に其の分工場を岩井外六十四箇所に設置せしが（四十年九月

省令第三十七號)、翌四十一年四月一日更に製造所藏置所一箇所を設置したり。製造所分工場は爾後明治四十一年一月(省令第三號)・同年二月(省令第六號)・同年九月(省令第三十九號)・同年十二月(省令第四十六號)に於て合計十三箇所を廢止せられ、尋いで翌四十二年二月更に四分工場を廢止すると共に、二分工場を改めて藏置所と爲し、之を四月一日より實施することとせしが(省令第二號)、同年三月專賣局官制の改正あり、製造所の分工場及藏置所は之を廢止すると共に、新に製造所支所を設けて其の事務を繼承せしむることと爲せしを以て、同年三月大藏省令第十一號を以て更めて橫濱外五十三箇所の製造所支所を定め同年四月一日より之を實施したり。爾後製造所支所の名稱及位置は屢〻增減變更せられ(明治四十二年十二月省令第五十七號・四十三年三月第十一號・四十四年二月第三號・同年五月第二十三號・四十五年一月第二號・同年三月第七號・大正元年十月第六號・二年一月第一號)、結局合計十三箇所を減少したり。

大正二年六月十三日行政整理の實施に際し、地方機關統一の趣旨を以て從來の製造所を廢止し、其の一部は之を專賣支局又は專賣支局の出張所と爲すと共に、其他は之を他の專賣支局に併合したり。從つて製造所支所も亦廢止せられて專賣支局の出張所となれり。

第五目　專賣支局

明治四十二年三月專賣局官制改正の結果、同年四月一日より從來の收納所及販賣所を廢して新に專賣支局を設置し、此等兩者の管掌事務を統一管掌せしむることとしたり。卽ち改正官制に依れば專賣支局長は專賣局參事又は主事を以て之に充て、長官の指揮監督を承け煙草の耕作檢査査定收納・販賣・輸入・輸出試驗・鑑定、鹽の製造・收納・販賣・輸入・輸出試驗鑑定、樟腦樟腦油の製造・收納販賣輸出試驗鑑定及取締に關する事務を掌理するものとし、同時に其の名稱及位置を定めて左記の二十一箇所に之を設置したり(括弧內は位置)。何れも從來の收納所を改稱せしものとす。

東京(東京市)　水戶(水戶市)　茂木(栃木縣)　三春(福島縣)　仙臺(仙臺市)　函館(函館區)　小出雲(新潟縣)　秦野(神奈川縣)　名古屋(名古屋市)　金澤(金澤市)　神戶(神戶市)　赤穗(兵庫縣)　味野(岡山縣)　高梁(岡山縣)　尾道(尾道市)　三田尻(山口縣)　坂出(香川縣)　撫養(德島縣)　池田(德島縣)　熊本(熊本縣)　鹿兒島(鹿兒島市)

但し煙草の販賣は函館專賣支局の外、專賣支局に於ては之を行はず、從前の如く製造所をして之が取扱を爲さしめ、又樟腦・樟腦油の收納及賣渡事務は神戶・熊本・鹿兒島の三專賣支局に於てのみ之を取扱ふものとす。

翌明治四十三年三月行政整理の趣旨に基き仙臺及金澤の兩專賣支局を廢止し、同年三月三十一日より實施せしが、尋いで大正二年六月行政整理の實行に際し、從來の製造所を廢して其の事務を專賣支局に移屬せしむることと爲し、同年六月十三日專賣局官制を改正して卽日之を實施したり。卽ち此の改正官制に依れば專賣支局長は專賣局參事又は技師を以て之に充つることと爲とすと共に、其の管掌事務中に煙草の製造事務を追加し、同時に專賣支局の名稱及位置を左記の如く定めたり。斯くて此の改革の結果製造所の一部は新に專賣支局と改稱せらるると同時に、從來の專賣支局にも廢合を行ひ、結局專賣支局の數は二十七箇所となりしものとす。

淺草(東京市)　芝(東京市)　淀橋(東京府)　水戶(水戶市)　茂木(栃木縣)　宇都宮(宇都宮市)　高崎(高崎市)　郡山(福島縣)　仙臺(仙臺市)　山形(山形市)　函館(函館區)　秦野(神奈川縣)　見付(靜岡縣)　名古屋(愛知縣)　金澤(金澤市)　京都(京都市)　大阪(大阪市)　神戶(神戶市)　岡山(岡山市)　廣島(廣島市)　三田尻(山口縣)　坂出(香川縣)　德島(德島市)　池田(德島縣)　福岡(福岡縣)　熊木(熊本市)　鹿兒島(鹿兒島市)

但し樟腦・樟腦油の收納及賣渡事務に關しては福岡・熊本・鹿兒島及神戸の四專賣支局のみ之を取扱ひ、前三者の管轄區域を除く以外の地方は總て神戸專賣支局の管掌に屬せしめたり。專賣支局の名稱及位置竝に其の管掌事務等に關しては、爾後何等の變更なくして大正十年六月專賣支局の名稱廢止の時に至れり。

明治四十二年三月專賣支局の設置に伴ひ、同年三月大藏省令第十一號を以て其の管轄區域を定めしが、右は煙草及鹽の收納に關する區域を定めしに止まり、其の販賣に關する區域は別に之を定めたり。右專賣支局の管轄區域は爾後屢、其の一部又は全部を改正せられ、以て大正十年六月專賣支局廢止の時に至れるものなるが、茲には總て之を省略す（改正——明治四十二年五月省令第三十一號・同年八月第四十七號・四十三年二月第二號・同年三月第十一號・四十五年一月第二號・同年五月第十三號・大正二年一月第一號・同年三月第八號・同年六月第十四號・同年六月第二十三號・五年九月第二十五號・七年五月第二十一號・八年三月第七號・同年十月第二十九號・九年三月第八號・同年八月第三十六號・同年九月第四十號）。

次に又專賣支局の設置と共に從來の收納所の出張所及販賣所の藏置所等は又從つて廢止せられ之に代りて新に專賣支局の出張所を設置することとなり、明治四十二年三月大藏省令第十一號を以て一宮外百三十五箇所の出張所を定めたり。右專賣支局出張所は爾後數次に亙りて改廢增減あり特に明治四十三・四兩年度に於て行はれし製鹽地整理の結果、製鹽禁止地方に於ける出張所は四十四・五兩年度に於て總て廢止せられ、明治四十五年末に於ては其の數八十八箇所となれり（改正——明治四十二年八月省令第四十七號・四十三年三月第十一號・四十四年一月第一號・同年二月第三號・同年五月第二十三號・四十五年一月第二號・同年三月第七號）。

大正二年六月前述の如く製造所廢止の結果其の支所は新に專賣支局の出張所と爲すこととなりしを以て、同年六月十三日大藏省令第十四號を以て新に專賣支局出張所百二十九箇所の名稱及位置を定めたり。爾後更に出張所の名稱・位置等に改廢增減を行はれ、大正十年六月專賣支局廢止の當時に於ては其の數合計百三十二箇所となれり（改正——大正二年十月省令第三十一號・三年三月第四號・同年七月第十四號・同年九月第十五號・五年一月第一號・同年九月第二十五號・六年三月第十號・七年十一月第四十三號・八年二月第三號・同年十月第二十九號・九年三月第八號・同年九月第四十號・同年十二月第四十七號）。

大正十年七月一日專賣局官制を改正し、專賣支局の名稱を廢して新に地方專賣局を設くるに及び從來の專賣支局の大部分は地方專賣局と改稱せられ其他は專賣支局出張所と共に地方專賣局所屬の工場又は出張所となれり。

第六目　地方專賣局

大正十年七月一日專賣局官制を改正し、從來の專賣支局を廢して新に地方專賣局を設置し、專賣局理事又は參事を以て局長に充て、以て專賣事務を分掌せしむることとせり。而して同時に又官制は地方專賣局の名稱及位置を定めて左記の二十一局と爲し、卽日之を實施したり。此等の地方專賣局は何れも皆從來の專賣支局を改稱せしものとす。

東京（東京市）　水戸（水戸市）　宇都宮（宇都宮市）　高崎（高崎市）　郡山（福島縣）　仙臺（仙臺市）　山形（山形市）　函館（函館區）　秦野（神奈川縣）　見付（靜岡縣）　名古屋（名古屋市）　金澤（金澤市）　大阪（大阪市）　岡山（岡山市）　廣島（廣島市）　三田尻（山口縣）　坂出（香川縣）　德島（德島市）　福岡（福岡縣）　熊本（熊本市）　鹿兒島（鹿兒島市）

但し樟腦・樟腦油の收納・賣渡事務に關しては福岡・熊本・鹿兒島及大阪の四局に於てのみ之を取扱ひ前三者の管轄區域を除く以外の地方は總て大阪地方專賣局の管轄に屬せしむるものとす。

地方專賣局設置と共に官制に基きて其の工場及出張所を設置することとし、大正十年七月一日大藏省令第二十五號を以て其の名稱及位置を定めたり。卽ち之に依れば地方專賣局工場は東京地方專賣局所管の京都工場の三工場にして、何れも從來の專賣支局を改稱せしものに係り、又地方專賣局出張所は其の數合計百三十四箇所にして、內茂木・神戸・池田の三出張所は從來の專賣支局を改稱せしものに係り、他は何れも從來の專賣支局出張所を改稱せしものとす。而して地方專賣局出張所は翌大正十一及十二兩年度に於て屢〻其の名稱及位置に變更を加へられ、結局合計三箇所を增設せられたり（大正十一年三月省令第二十二號・同年六月第四十七號・同年十二月第五十九號・十二年六月第十五號）。

大正十三年十二月二十日に至り行政整理の趣旨に基き、地方專賣局中、山形・秦野・見付・三田尻の四局を廢止し（勅令第三百三十二號）、之を地方專賣局出張所として他の地方專賣局の所管に屬せしめ、同時に又地方專賣局出張所の名稱及位置を改定して大に其の數を減少し、合計百七箇所と爲せり（大藏省令第三十一號）。爾後地方專賣局竝に其の工場及出張所に就ては何等の改廢なくして大正末年に及べるものとす。今大正十五年度末現在に於ける地方專賣局及其の所轄出張所名を表示すれば左の如し。

地方專賣局名稱	所轄出張所名稱
東京地方專賣局	橫濱　秦野　野田　佐原　岩井　境　甲府　富士
水戶地方專賣局	石塚　大宮　太田　大子　石岡
宇都宮地方專賣局	田沼　眞岡　茂木　喜連川　烏山　馬頭　大田原　黑磯
高崎地方專賣局	松本　新潟　長岡　直江津　小出雲
郡山地方專賣局	二本松　若松　須賀川　石川　三春　常葉　小野新町
仙臺地方專賣局	盛岡　大迫　千廐　青森　山形　東根　酒田　土崎
函館地方專賣局	小樽　釧路　根室　樺太
名古屋地方專賣局	吉田　豐橋　濱松　見付　四日市　宇治山田　彥根
金澤地方專賣局	飯田　福井　敦賀　富山　伏木
大阪地方專賣局	舞鶴　神戶　大鹽　赤穗
岡山地方專賣局	牛窓　味野　宇野　玉島　高梁　久世　米子
廣島地方專賣局	尾道　竹原　瀨戶田　府中　松山　伯方
坂出地方專賣局	高松　土庄　詫間　波止濱　多喜濱
德島地方專賣局	撫養　脇町　貞光　高知　池田
福岡地方專賣局	門司　長崎　大分　高田　佐賀
熊本地方專賣局	高森　志波　臼杵　竹田　高千穗
鹿兒島地方專賣局	指宿　加世田　湊町　川內　出水　國分　垂水　宮崎　那覇

大正十年七月一日地方專賣局設置と共に大藏省令第二十五號を以て其の管轄區域を定めしが、右は爾後兩三次の改正を經て大正末年に至れり（大正十一年六月省令第四十七號・十二年六月第十五號・十三年十二月第三十一號）。今此等の改正を經たる大正十五年度末現在の管轄區域表を掲ぐれば左の如し。

名稱	管轄區域
東京府	

東京地方專賣局	神奈川縣 埼玉縣 川越市　北足立郡　入間郡　比企郡　秩父郡（大椚村、槻川村、大河原村）　北埼玉郡　南埼玉郡　北葛飾郡 千葉縣 茨城縣 稻敷郡　筑波郡（筑波町、北條町、田水山村、作岡村、管間村、田井村、小田村、高道祖村ヲ除ク）　結城郡　猿島郡　北相馬郡 靜岡縣 沼津市　賀茂郡　田方郡　駿東郡　富士郡 山梨縣
水戸地方專賣局	茨城縣 水戸市　東茨城郡　西茨城郡　那珂郡　久慈郡　多賀郡　鹿島郡　行方郡　新治郡 筑波郡（筑波町、北條町、田水山村、作岡村、管間村、田井村、小田村、高道祖村ヲ除ク）　眞壁郡（河間村、中村、五所村ヲ除ク） 福島縣 東白川郡（鮫川村、竹貫村、宮本村ヲ除ク）　石城郡（小前村、三坂村ヲ除ク）　雙葉郡（津島村、葛尾村ヲ除ク）
宇都宮地方專賣局	群馬縣 邑樂郡 茨城縣 眞壁郡（河間村、中村、五所村ヲ除ク） 栃木縣

高崎地方專賣局	新潟縣 埼玉縣 秩父郡（大椚村、槻川村、大河原村ヲ除ク）　兒玉郡　大里郡 群馬縣（邑樂郡ヲ除ク） 長野縣 山形縣 西置賜郡（津川村、小國本村、北小國村、南小國村）
郡山地方專賣局	福島縣 福島市　若松市　郡山市　信夫郡　伊達郡　安達郡　安積郡　岩瀨郡　南會津郡　北會津郡　耶麻郡　河沼郡　大沼郡　東白川郡（鮫川村、竹貫村、宮本村ヲ除ク）　石城郡（川前村、三坂村）　雙葉郡（津島村、葛尾村）　相馬郡　西白河郡　石川郡　田村郡
仙臺地方專賣局	宮城縣 岩手縣 青森縣 山形縣（西置賜郡津川村、小國本村、北小國村、南小國村ヲ除ク） 秋田縣
函館地方專賣局	北海道 樺太

名古屋地方專賣局

三重縣
愛知縣
靜岡縣（沼津市、賀茂郡、田方郡、駿東郡富士郡ヲ除ク）
滋賀縣
岐阜縣

金澤地方專賣局

福井縣
石川縣
富山縣

大阪地方專賣局

京都府
大阪府
兵庫縣（三原郡ヲ除ク）
奈良縣
和歌山縣

岡山地方專賣局

鳥取縣
島根縣
岡山縣
香川縣
香川郡直島村

廣島地方專賣局

廣島縣
山口縣（下關市、豐浦郡、彥島町ヲ除ク）
愛媛縣
松山市　宇和島市　溫泉郡　越智郡　龜山村、渦浦村、津倉村、大山村、宮窪村、弓削村、魚島村、生名村、岩城村、東伯方村、西伯方村、瀨戸崎村、盛口村、鏡村、宮浦村、岡山村、關前村ヲ除ク　上浮穴郡　伊豫郡　喜多郡　西宇和郡　東宇和郡　北宇和郡　南宇和郡

坂出地方專賣局

香川縣
高松市　丸龜市　大川郡　木田郡（奥鹿村、田中村ヲ除ク）　綾歌郡（美合村ヲ除ク）　仲多度郡　三豐郡　小豆郡　香川郡（安原村、鹽江村、安原上西村、直島村ヲ除ク）
愛媛縣
今治市　越智郡（龜山村、渦浦村、津倉村、大山村、宮窪村、弓削村、魚島村、生名村、岩城村、東伯方村、西伯方村、瀨戸崎村、盛口村、鏡村、宮浦村、岡山村、關前村ヲ除ク）　周桑郡　新居郡　宇摩郡（金田村、川瀧村、富郷村、金砂村ヲ除ク）

德島地方專賣局

兵庫縣
三原郡
德島縣
香川縣
木田郡（奥鹿村、田中村）　香川郡（安原村、鹽江村、安原上西村）　綾歌郡（美合村）
愛媛縣
宇摩郡（金田村、川瀧村、富郷村、新立村、上山村）
高知縣

福岡地方專賣局	長崎縣（南高來郡ヲ除ク）	
	山口縣	
	下關市	
	福岡縣	豐浦郡彥島町
	大分縣	（久留米市、大牟田市、朝倉郡、浮羽郡、三井郡、三潴郡、八女郡、山門郡、三池郡ヲ除ク）
	大分市	
	佐賀縣	別府市　西國東郡　東國東郡　速見郡　大分郡　下毛郡　宇佐郡
熊本地方專賣局	長崎縣	南高來郡
	福岡縣	久留米市　大牟田市　朝倉郡　浮羽郡　三井郡　三潴郡　八女郡　山門郡　三池郡
	大分縣	（大分市、別府市、西國東郡、東國東郡、速見郡、大分郡、下毛郡、宇佐郡ヲ除ク）
	熊本縣	
	宮崎縣	
	西臼杵郡	
鹿兒島地方專賣局	熊本縣	葦北郡
	宮崎縣	（西臼杵郡ヲ除ク）
	鹿兒島縣	
	沖繩縣	

（備　考）一、煙草、鹽ノ販賣ニ關スル區域ハ本表ノ區域ニ拘ラズ別ニ之ヲ定ム。

二、樟腦、樟腦油ノ收納、賣渡事務ハ福岡、熊本及鹿兒島地方專賣局ノ管轄區域ヲ除クノ外本表ノ區域ニ拘ラズ大阪地方專賣局ニ於テノミ之ヲ取扱フ。

第七目　專賣局附屬地方機關

以上述べたる諸地方機關の外に官制の規定に基き專賣局の直接管理の下に設置せられたる諸機關あり。專賣局出張所、專賣局分工場（工場）、專賣局試驗場、專賣局中央研究所、專賣局製作所は卽ち之なり。左に其の一々に就き之を概說すべし。

第一　專賣局出張所

明治四十年九月制定の專賣局官制は、大藏大臣は必要と認むる地に專賣局の出張所を設くるを得ることと定めしを以て、之に基き同年十月一日專賣局分課規程を以て大阪に專賣局計理部出張所を置き、煙草製造材料品に關する事務を分掌せしむることと定めたり。之より曩き明治三十八年二月十日煙草專賣局大阪出張所を設置し、刻煙草の包裹用原料紙及同印刷紙の出納保管廻送に關する事務を取扱はしめしが、此の大阪出張所は全く用務の便宜上之を設けしものにして、何等法令上の規定に基くものにあらざりしを以て、明治四十年九月專賣局官制の制定に及びて茲に官制の規定に基く官廳と定められしものなり。尋いで明治四十一年三月に至り官制の一部を改正して、出張所には所長一人を置き置賣局主事、主事補又は技師を以て之に充つることと定め、又同月大藏省令第九號を以て更めて其の名稱及位置を定めて專賣局大阪出張所と爲し、更に同年四月改正專賣局分課規程に於て、專賣局大阪出張所は專賣局計理部の管理に屬し、煙草製造材料品に關する事務を分掌するものと

定めたり。然るに翌四十二年三月に至り專賣局官制の改正に際し、本出張所の事務を大阪製造所に併合することと爲せしを以て、茲に專賣局大阪出張所は同年三月限り廢止せられたり。

第二　專賣局工場

既に述べたる如く專賣制度の統一以前に於て明治三十七年十一月煙草專賣局伏見分工場を設置せしが、同四十年十月專賣制度の統一に伴ひ之を改めて專賣局伏見工場と稱し、專賣局計理部の管理の下に煙草製造材料品の製作に關する事務を分掌せしめたり。尋いで翌四十一年三月に至り專賣局官制の一部を改正して、分工場に場長一人を置きて專賣局主事・主事補又は技師を以て之に充つることと定め、同月大藏省令第九號を以て更めて專賣局伏見分工場の名稱・位置を公布したり。翌四十二年三月に至り更に專賣局官制の改正行はれ、大藏大臣は必要と認むる地に專賣局の工場を設置するを得るものと定められし結果、同年四月一日以後專賣局伏見工場と改稱せらるることとなり、之と同時に專賣局分課規程を改正して、專賣局伏見工場は煙草製造材料品の製作・回送・配給に關する事務を分掌するものと定めたり。大正二年六月十三日行政整理の趣旨に基き專賣局官制を改正し、官制中專賣局工場に關する規定を削除し、即日之を實施したり。茲に於て專賣局伏見工場は大正二年六月十二日限り廢止せられ、其の事務は之を京都專賣支局に移したり。

第三　專賣局試驗場

專賣局試驗場は明治四十年十月一日專賣局分課規程に依り津田沼（千葉縣）・秦野（神奈川縣）・竹原（廣島縣）・鹿兒島（鹿兒島縣）の四箇所に設置せられ、專賣局收納部の管理に屬し、津田沼試驗場に於ては鹽、其他の試驗場に於ては煙草の試驗に關する事務を分掌せしが、翌四十一年三月に至り專賣局官制中に試

驗場設置のことを更めて規定し、且つ試驗場に場長一人を置き專賣局主事・主事補又は技師を以て之に充つることと定めたり。卽ち之に基き同年三月大藏省令第九號を以て津田沼・秦野・竹原三試驗場を公示したり。明治四十二年八月新に三田尻試驗場（山口縣）を設置して鹽の試驗に關する事務を分掌せしめ（大藏省令第四十六號）、又同四十四年六月津田沼試驗場を船橋試驗場と改めたり。大正二年六月十三日に至り行政整理の趣旨に基き船橋・竹原・鹿兒島の三試驗場を廢して、秦野及三田尻の兩試驗場のみと爲し（大藏省令第十四號）、前者に於て煙草後者に於て鹽の試驗に關する事務を分掌せしむることと爲せしが（專賣局分課規程）、後大正九年九月十八日に至り分課規程を改正して秦野試驗場に於ては煙草耕作、三田尻試驗場に於ては鹽製造の試驗に關する事務を分掌せしむるものと改め、翌十年七月一日更に之を改めて秦野試驗場に於ては葉煙草生產、三田尻試驗場に於ては鹽生產の試驗に關する事務を分掌するものと定めたり。爾後專賣局試驗場の名稱・位置及管掌事務等に就ては何等の變更なくして大正末年に至れるものとす。

第四　專賣局研究所

大正九年九月十八日勅令第四百十一號を以て專賣局官制に改正を加へ、大藏大臣は必要と認むる地に專賣局の研究所を設くることを得るものと定め、卽日之を實施したり。依つて之に基き同日大藏省令第四十號を以て專賣局中央研究所を東京府荏原郡平塚村（大正十五年十月一日平塚町と改む）に設置することを公示し、更に同日專賣局分課規程を改正して其の分掌事務を定め、專賣局中央研究所は專賣事業の技術的研究に關する事務を分掌するものとせり。爾後本研究所に就ては何等の變更なくして大正末年に至れり。

第五　專賣局製作所

大正十一年六月七日勅令第三百二十一號を以て專賣局官制に改正を加へ、大藏大臣は必要と認むる地に專賣局の製作所を設くることを得るものと定めたり。依つて此の規程に基き同年十二月二十一日大藏省令第五十九號を以て專賣局板橋製作所を東京府北豐島郡板橋町に設置することを定め、更に同日專賣局分課規程を改正して專賣局板橋製作所に於ては煙草製造用機械器具の製作及修理に關する事務を分掌するものと定めたり。爾後本製作所に關しては何等の變更なくして大正末年に至れるものとす。

第八目　專賣官吏派出所

明治十一年三月專賣局官制を改正し、大藏大臣は必要と認むる地に專賣官吏派出所を設くることを得るものと定めたり。依つて右規定に基き同年四月一日專賣官吏派出所二十八箇所を設置して收納所に分屬せしめ、以て專賣取締其他專賣事務の一部を分掌せしめしが（大藏省令第十一號）、同年十月二日更に製造所の所管に屬する專賣官吏派出所一箇所を設置し、以て煙草製品の回送・受入・拂出に關する事務竝に專賣取締事務を取扱はしむることとせり。翌四十二年四月一日に至り專賣局官制改正の結果、收納所を廢して專賣支局を設くるに及び、從來收納所に屬せし前記專賣官吏派出所は總て專賣支局の所管に屬せしめられ、同時に其の數を增して五十二箇所となれり（大藏省令第十一號）。而して製造所所屬の派出所は故の如し。專賣支局所管の專賣官吏派出所の名稱位置に就ては爾後屢〻改廢增減あり（四十二年六月大藏省令第三十七號・同年九月第四十九號・同年十二月第五十五號・四十三年三月第十一號・四十四年二月第三號・同年五月第二十三號・四十五年一月第二號・同年三月第七號・大正元年十月第六號）、大正二年六月迄に於て其の數は結局差引三箇所を增加したり。

大正二年六月十三日行政整理の趣旨に基き大に專賣官吏派出所の數を減少して合計三十七箇所と爲し、大藏省令第十四號を以て其の名稱及位置を公布したり。而して此の時專賣局官制改正の結果製造所は廢止せられしを以て、從來製造所所屬の專賣官吏派出所も同時に廢止せられたり。爾後又專賣官吏派出所の名稱位置は屢〻改廢せられ（大正二年九月大藏省令第二十九號・同年十月第三十一號・三年三月第四號・同年九月第十五號・四年二月第八號・五年九月第二十五號・八年二月第三號・九年三月第八號）、大正十年七月に至る迄に於て其の數は差引四箇所を減少したり。

大正十年七月一日從來の專賣支局を廢して新に地方專賣局を設置するや、之に伴ひ同日大藏省令第二十五號を以て專賣官吏派出所の名稱位置を改定し、地方專賣局管轄の下に三十一箇所の派出所を設けたり。專賣官吏派出所は爾後更に大正十一年三月大藏省令第二十二號同年六月第四十七號・同年十二月第五十九號を以て其の名稱位置を改廢せられ、其の數差引三箇所を減少せしが、大正十三年十二月二十日に至り行政整理の趣旨に基き多數の地方專賣局出張所を廢止して之を專賣官吏派出所と爲すに及び、大に其の數を增加して合計五十一箇所となり、同日大藏省令第三十一號を以て之が名稱位置を公布せられたり。後大正十五年十月に至り更に之に一箇所を追加せられたり（大藏省令第三十九號）。今大正末年に於ける專賣官吏派出所名を表示すれば左の如し。

管轄地方專賣局名	專賣官吏派出所名
東京地方專賣局	船橋

水戸地方專賣局	平								
高崎地方專賣局	秩父	沼田	篠ノ井	夷					
郡山地方專賣局	豐成								
仙臺地方專賣局	鹽竈	野蒜	波波	增田					
函館地方專賣局	大泊	眞岡	泊居	元泊	敷香				
名古屋地方專賣局	鹽津	岐阜	高山	清水	靜波				
金澤地方專賣局	大谷	勝山							
大阪地方專賣局	葺合	八木	網干	新濱					
岡山地方專賣局	山田								
廣島地方專賣局	松永	三原	柳井	小松	富田	西浦	長府	吉見	
德島地方專賣局	瀨戸								
福岡地方專賣局	下關	小波瀨	對馬	高家	和田	姬島			
熊本地方專賣局	島原								
鹿兒島地方專賣局	阿久根	種子島	大島	福島	細島	名護	宮古	八重山	

第四節　營繕及國有財產管理機關

第一款　臨時稅關工事部

明治三十一年政府は横濱稅關擴張に關する計畫を立て、其の第一著手として同三十二年度以降繼

續事業として横濱港内を浚渫すると同時に、之を以て沿岸適宜の地を埋築して倉庫敷を設けんことを計れり。茲に於て明治三十二年五月勅令第二百七號を以て臨時稅關工事部官制を公布し、之を以て本工事施行の機關たらしめたり。右官制に依れば、臨時稅關工事部は大藏大臣の管理に屬し、横濱稅關の埋立工事に關する一切の事務を掌るものにして、部長（勅任）一人・專任事務官（奏任）一人・專任技師五人・專任書記（判任）八人・專任技手十六人を置き、部長は大藏省勅任官をして之を兼ねしむるものとせり。尋いで明治三十六年十二月四日行政整理の趣旨に基き技師の定員を三人に、書記の定員を七人に、技手の定員を十四人に減少したり（勅令第二百十九號）。然るに之より先き明治三十年二月勅令第十三號を公布し、横濱港灣維持の事務を掌理せしむる爲め技師一人・屬五人・技手六人を設置し、之を神奈川縣廳に屬せしめしが、明治三十六年の行政整理に際し右事務は之を大藏省所管に統一施行するを適當と認め、同年十二月一日此等の職員を更めて臨時稅關工事部に所屬せしむると共に、之を技師一人・書記二人・技手三人に減少し（勅令第二百一號）、更に同月四日右職員中技師を廢止したり（勅令第二百二十號）。

横濱稅關擴張に關する工事計畫中第一期埋立工事は明治三十八年十二月を以て其の功を竣りしが、右は單に既定計畫の一部を遂行せしに止まり、進んで埋立工事の殘部竝に陸上設備を完成するにあらざれば同港貿易の進展に應ずる能はざりしを以て、政府は引續き第二期工事施行の計畫を立て之に要する經費は神戸稅關海陸運輸聯絡設備に關する工事費と共に、明治三十九年度以降の繼續費として之が豫算の成立を見たり。然るに之より先き明治三十八年十月大藏省臨時建築部設置せられ、專賣に關する臨時建築事務の執行に當ることとなりしを以て、政府は前記横濱・神戸兩稅關に關する工事事務をも、右臨時建築部をして掌理せしむるを以て事務の統一及經費の節約上得策なりと認

め、明治三十九年三月三十一日勅令第五十五號を以て、大藏省臨時建築部の管掌事務中に『稅關設備ニ關スル一切ノ事務』を追加すると共に臨時稅關工事部を廢止することと爲し、同年四月一日より之を實施したり。而して臨時稅關工事部廢止の結果として、前記橫濱港灣維持の爲に設置せられたる職員も亦之と同時に大藏省臨時建築部の所屬に移されたり(勅令第五十六號)。

第二款　大藏省臨時建築部

既に述べたる所の如く明治三十七年四月臨時煙草製造準備局を創設し、煙草製造專賣の準備に關する臨時事務を掌理せしめしが、翌三十八年九月に至り其の所管事務中、建築に關する事項を除くの外は略ぼ完了を告ぐるに至りしを以て、右臨時煙草製造準備局は同年九月三十日限り之を廢止すると共に大藏省に臨時建築部を設置し、之をして右準備局の所管事務中建築に關する事務を繼承掌理せしむることと爲し、同年九月二十六日勅令第二百十一號を以て大藏省臨時建築部は大藏大臣の管理に屬し、煙草專賣及鹽專賣に要する臨時建築事務を掌理するものとし、右の事務を執行せしむる爲め左の如き職員を設置したり。

(一)　部長　一人、大藏省高等官又ハ大藏省臨時建築部技師ヲ以テ之ニ充テ、大藏大臣ノ指揮監督ヲ承ケ部務ヲ掌ル。

(二)　事務官　專任一人奏任トシ、上官ノ指揮ヲ承ケ部務ヲ掌ル。

(三)　技師　專任五人內一人ヲ勅任ト爲スコトヲ得。上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ關スル事務ヲ掌ル。

(四)　屬　專任十五人判任トシ、上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス。

(五)　技手　專任五十五人トシ、上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ關スル事務ニ從事ス。

右臨時建築部の設置と共に同年十月一日其の分課規程を定め、臨時建築部に第一課及第二課を置きて、左の如く其の事務を分掌せしめたり。

第一課

一　工事ノ計畫及設計ニ關スルコト
二　工事ノ施行及監督ニ關スルコト
三　土地測量ニ關スルコト
四　發動機械設備ノ計畫及設計ニ關スルコト
五　發動機械及附屬器具設備ノ施行及監督ニ關スルコト

第二課

一　工事請負契約ニ關スルコト
二　物件ノ賣買及貸借ニ關スルコト
三　會計ニ關スルコト
四　職員ニ關スルコト
五　文書ニ關スルコト
六　官印及部印ノ管守ニ關スルコト

然るに翌三十九年四月に至り前述の如く臨時稅關工事部を廢止し、同部の管掌に屬せし橫濱稅關擴張工事竝に同年度より著手すべき神戶稅關海陸運輸聯絡設備に關する工事を臨時建築部をして掌理せしむることとなりしを以て、同年三月三十一日勅令第五十五號を以て大藏省臨時建築部官制に改正を加へ、其の管掌事務に稅關設備に關する一切の事務を追加すると同時に職員の數を增加し

事務官の定員を三人に、技師の定員を十八人(内二人勅任)に、屬の定員を三十五人に、技手の定員を百人と爲し、且つ横濱及神戸兩市に臨時建築部支部を設置して直接工事の執行に當らしむることとしたり。尚ほ曩に横濱港灣維持の爲め設置せられ、臨時稅關工事部に屬せしめられし職員(書記二人及技手三人)は、此の時臨時稅關工事部の廢止と共に臨時建築部の所屬に移されたり。而して右の如き管掌事務の擴張に伴ひ同年四月五日分課規程を改正し、課を分ちて三と爲し、各課に於て左の如く其の事務を分掌せしめたり。

第一課
一　建築工事ノ計畫及設計ニ關スルコト
二　建築工事ノ施行及監督ニ關スルコト
三　敷地測量ニ關スルコト
四　發動機械設備ノ計畫及設計ニ關スルコト
五　發動機械及附屬器具設備ノ施行及監督ニ關スルコト

第二課
一　土木工事ノ計畫及設計ニ關スルコト
二　土木工事ノ施行及監督ニ關スルコト
三　海面測量ニ關スルコト

第三課
一　工事請負契約ニ關スルコト
二　物件ノ賣買及貸借ニ關スルコト
三　會計ニ關スルコト
四　職員ニ關スルコト
五　文書ニ關スルコト
六　官印及部印ノ管守ニ關スルコト

然るに神戸稅關海陸運輸聯絡設備工事は貿易港經營に關する新設備にして、本邦に於ける一大事業なるが故に、之が完成の爲には更に人員增加の必要あり、加之明治四十年度以降繼續費として煙草製造專賣創業建設費に關する豫算成立するに及びて、到底從來の職員を以て其の事務を處理するを得ざるに至り、玆に明治四十年四月二十五日勅令第百五十八號を以て官制の一部を改正し、事務官、技師、屬及技手の定員を夫々四人、二十六人、五十六人及百四十四人に增加したり。

尋いで同年七月十日臨時建築部をして東京衞生試驗所の臨時建築事務を掌理せしむることとしたるが爲め臨時に技手四人及屬二人を增置せしが(勅令第二百五十九號)、翌四十一年五月一日內閣所屬廳舍及倉庫新營事務をも臨時建築部をして掌理せしむるに及び、之が爲め更に臨時に專任技師一人、專任屬二人、專任技手五人を增置したり(勅令第百十四號)。然るに明治四十三年三月二十六日に至り行政整理の趣旨に基き定員の減少を行ふこととし、卽ち臨時建築部職員の內屬及技手の定員を夫々五十一人及百二十四人に減じ(勅令第四十五號)、又內閣所屬廳舍及倉庫新營事務の爲め設置したる臨時職員の內、技師を廢止すると共に屬及技手の定員を夫々一人及二人に減少し(勅令第四十六號)、更に又横濱港灣維持の事務に關する職員の內、書記二人を屬一人と改めたり(勅令第四十七號)。

大正二年六月行政整理の趣旨に基き大に局課の廢合及人員の淘汰を實行せらるるに當り、大藏省臨時建築部は之を廢止し、其の管掌事務は之を大藏省內に新設したる大臣官房臨時建築課をして繼

承せしむることと爲し、同年六月十三日勅令第百六十二號を以て之を公布し、卽日實施したり。而して臨時建築部の廢止に伴ひ、之と同時に橫濱港灣維持に關する職員・東京衞生試驗所臨時建築事務に關する臨時職員竝に內閣所屬廳舍及倉庫新營事務に關する臨時職員は何れも之を廢止せられたり（勅令第百六十三號）。

第三款　臨時議院建築局

政府は第四十回帝國議會に於て議院建築に要する經費を、大正七年度以降の繼續費として要求し議會の協贊を經たりしを以て、之が執行に當る機關として臨時議院建築局を設置することと爲し、大正七年六月十日勅令第二百九號を以て之が官制を公布し、卽日實施したり。今右官制に依れば、臨時議院建築局は大藏大臣の管理に屬し、議院の建築及之に關聯する建築に關する事務を掌るものとす。

之に左の如き職員を設置するものとす。

（一）長官　大藏次官ヲ以テ之ニ充ツ。大藏大臣ノ指揮監督ヲ承ケ局中一切ノ事務ヲ總理シ所屬ノ職員ヲ指揮監督ス。

（二）理事　專任一人勅任トシ、上司ノ命ヲ承ケ局務ヲ掌理ス。

（三）事務官　專任一人奏任トシ、上司ノ命ヲ承ケ局務ヲ掌ル。

（四）技師　專任七人奏任（內一人ヲ勅任ト爲スコトヲ得）トシ、上司ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル。

（五）屬　技手ト合セテ專任三十四人トシ、上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス。

（六）技手　上司ノ指揮ヲ承ケ技術ニ從事ス。

右の外官制は臨時議院建築局に參與官を置き、貴族院及衆議院の各書記官長を以て之に充て、局務に參與せしむるものとし、更に又同局に常務顧問及顧問を置くことを得るものと定めたり。

臨時議院建築局の設置と共に同月十四日其の分課規程を設け、左の如く事務の分掌を定めたり。

（一）長官官房

一、機密ニ關スル事項
一、職員ニ關スル事項
一、官印及局印ノ管守ニ關スル事項
一、他ノ主管ニ屬セサル事項

（二）工營部

調査課

一、工事ノ計畫及設計ニ關スル事項
一、敷地ノ測量ニ關スル事項

工務課

一、工事ノ施行監督及檢定ニ關スル事項
一、工法及工事材料ノ調査ニ關スル事項

（三）經理部

庶務課

一、文書ニ關スル事項
一、統計報告ニ關スル事項
一、建築ノ意匠設計懸賞募集ニ關スル事項

會計課

一、工事ノ請負契約ニ關スル事項
一、物件ノ賣買貸借ニ關スル事項
一、工事材料ノ檢收及其ノ出納保管ニ關スル事項
一、會計ニ關スル事項

爾來建築工事の漸次進捗するに伴ひ、技師竝に屬及技手の增員の必要を生ずると共に、現場に於ける事務の統一を掌らしむる爲め事務官を增員して、從來の事務官は之を書記官と改むるの必要を認め、翌大正十一年六月二日勅令第三百十二號を以て官制の一部を改正し、其の職員中理事の次に新に專任書記官（奏任）一人を加へて、事務官と共に上司の命を承けて局務を掌るものとし、同時に技師の定員を九人に、屬及技手の定員を四十七人に增加したり。

大正十二年四月二十七日行政整理の趣旨を以て屬及技手の定員を四十二人に減少せしが（勅令第百八十六號）、翌大正十三年十二月二十日再び行政整理を實行せらるるに際し、技師の定員を七人に、屬及技手の定員を二十八人に減少すると共に、理事を廢止したり（勅令第三百三十號）。

然るに大正十四年五月に至り後述の如く營繕管財局を新設し、營繕事務及國有財產事務を併せ掌理せしむるに及び、臨時議院建築局の事務も之を營繕管財局に移屬せしむることと爲し、同年五月二十五日、限り之を廢止したり（勅令第二百五號）。

第四款　臨時國有財產整理部及國有財產整理局

政府は大正七年六月十日官有財產の整理に關する調査を爲す爲め大藏省主計局に臨時職員を設置すると共に、同月二十日官有財產の整理に關する審議を行はしむる爲め大藏省に官有財產調査會を設けしが、此等の機關に於て審議立案せられたる國有財產法は大正十年四月に至り議會の協贊を經て公布せられ、翌大正十一年四月一日より施行せらるることとなれり。而して右國有財產法に於ては國有財產に關する事務を直接管理事務及總轄事務の二種に分ち、大藏省に對しては直接管理事務として雜種財產の管理事務の外に、新に國有財產の總轄事務をも掌らしむることと爲せるを以て此等の事務を處理すべき機關を大藏省中に特設するの必要あり。茲に於てか國有財產法の施行と同時に臨時國有財產整理部を設置し、之をして國有財產に關する前記の事務を掌らしむると共に、從來の官有財產調査會を國有財產調査會と改め、國有財產の整理に關する事項の調査審議に當らしむることとしたり。斯くて臨時國有財產整理部官制は大正十一年三月三十一日勅令第百三十八號を以て公布せられ、翌四月一日より施行せられしが、今之に依れば、臨時國有財產整理部は大藏大臣の管理に屬し、國有財產に關する總轄事務、雜種財產の管理處分に關する事務及國有財產の整理に關する事務を掌るものとし、之に左の如き職員を設置するものとす。

（一）部長　勅任トシ、大藏大臣ノ指揮監督ヲ承ケ部務ヲ掌理シ、所屬職員ヲ指揮監督ス。
（二）書記官　專任二人、奏任トシ、上官ノ命ヲ承ケ部務ヲ掌ル。
（三）屬　專任十三人、判任トシ、上官ノ指揮ヲ承ケ事務ニ從事ス。
（四）技手　專任二人、判任トシ、上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ從事ス。

尙ほ大正七年六月以來官有財產の整理に關する調査の爲め臨時設置せられし主計局書記官は、臨時國有財產整理部の設置と同時に同部書記官に任ぜられしものとす。

臨時國有財產整理部の設置と同時に其の分課規程を定め、同部に總務及管理の兩課を置きて左の

如く其の事務を分掌せしめたり。

總務課

一　國有財產ノ現在額總計算書及增減總計算書ニ關スルコト
二　國有財產ノ管理換及種別換ニ關スルコト
三　公用財產ノ用途ノ變更ニ關スルコト
四　公用ニ供スヘキ土地ノ取得ニ關スルコト
五　國有財產ノ整理ニ關スルコト
六　國有財產整理資金特別會計ニ關スルコト
七　國有財產管理ノ統一ニ關スルコト
八　本部主管ニシテ他課ニ屬セサル事務ニ關スルコト

管理課

一　雜種財產ノ管理及處分ニ關スルコト
二　雜種財產ニ關スル事務ノ管理監督ニ關スルコト
三　雜種財產ノ臺帳及總括簿ニ關スルコト
四　雜種財產ノ現在額報告書及增減報告書ニ關スルコト
五　稅務監督局ニ支出ヲ委任スル國有財產整理費ニ關スルコト

然るに臨時國有財產整理部は、翌大正十二年四月に至り行政整理の實行に伴ひて、之を國有財產整理局と改稱すると共に、其の定員を減少することとなり、卽ち同年四月二十七日勅令第百八十五號を以て臨時國有財產整理部官制を廢止すると共に新に國有財產整理局官制を公布し、卽日之を施行したり。而して右官制に於ては、從來の臨時國有財產整理部を國有財產整理局に、部長を局長と改むると共に、其の職員の定員を減少して書記官二人、屬十二人、技手一人と爲したる外は、整理局の管掌事務竝に職員の職務等に關しては敢て從來の臨時國有財產整理部と異る所なきものとす。尙ほ國有財產整理局の設置と同時に其の分課規程を定め、同局に總務及管理の兩課を設置して其の事務を分掌せしめしが、之が分掌事務に關しても臨時國有財產整理部に於ける分課と異る所なきを以て、玆に之を省略す。

國有財產整理局は翌大正十三年十二月二十日に至り、行政整理の趣旨に基き其の職員中屬の定員を八人に減少せられしが（勅令第三百二十九號）、更に翌大正十四年五月に至り、從來大藏省に所屬せし營繕事務と國有財產事務とを併せて、之を同一機關に於て掌理せしむる爲め營繕管財局を設置するに及び、國有財產整理局は五月二十五日限り廢止せられたり（勅令第二百五號）。

第五款　臨時營繕局

大正十二年十月一日勅令第四百三十四號を以て臨時營繕局官制を制定し、卽日之を實施したり。今之に依れば臨時營繕局は大藏大臣の管理に屬し、震災に因り滅失又は破損したる各省所管の廳舍其他の建造物の假建築及修理に關する事務を掌るものにして（但し當該大臣と大藏大臣との協議に依り當該官廳に於て施行するを便宜と認むるものに就ては此の限に在らず）、同局に左の如き職員を設置するものとしたり。

（一）長官　大藏次官ヲ以テ之ニ充ツ。大藏大臣ノ指揮監督ヲ承ケ局中一切ノ事務ヲ掌理シ所屬ノ職員ヲ指揮監督ス。

(一)　理事　二人勅任トシ、大藏部内ノ勅任官ヲシテ之ヲ兼ネシム。上司ノ命ヲ承ケ局務ヲ掌理ス。
(二)　書記官　專任一人奏任トシ、上司ノ命ヲ承ケ局務ヲ掌ル。
(三)　技師　專任六人奏任トシ、上司ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル。
(四)　屬　專任八人判任トシ、上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス。
(五)　技手　專任二十四人判任トシ、上司ノ指揮ヲ承ケ技術ニ從事ス。

而して官制は尙ほ右職員の外同局に事務官を置くことを得るものとし、事務官は大藏大臣の奏請に依り關係各廳高等官の中より內閣に於て之を命ずるものにして、上司の命を承け局務を掌るものとせり。

臨時營繕局の設置と同時に其の分課規程を定め、同局に總務部、工營部及經理部を置きて、左の如く其の事務を分掌せしめたり。

總務部

一　機密ニ關スルコト
二　職員ニ關スルコト
三　官印及局印ノ管守ニ關スルコト
四　營繕計畫ノ統一ニ關スルコト
五　營繕工事ニ關シ關係各廳トノ協議ニ關スルコト
六　文書ノ接受發送編纂及保存ニ關スルコト
七　統計報告ニ關スルコト
八　他部ノ主管ニ屬セサル事務ニ關スルコト

工營部

一　工事ノ計畫及設計ニ關スルコト
二　敷地ノ測量ニ關スルコト
三　工事ノ施行監督及檢定ニ關スルコト
四　工事材料ノ調査ニ關スルコト

經理部

一　豫算決算及收入支出ニ關スルコト
二　工事ノ請負契約ニ關スルコト
三　物件ノ賣買貸借其ノ他契約ニ關スルコト
四　工事材料ノ檢收及其ノ出納保管ニ關スルコト
五　用廢物品ノ會計ニ關スルコト
六　公用財產ノ管理ニ關スルコト
七　廳中取締及衞生ニ關スルコト
八　傭人ニ關スルコト

臨時營繕局は其の設置以後一年六箇月にして其の司掌事務を終了せしを以て、大正十四年四月一日勅令第六十八號を以て同日以降之を廢止したり。

第六款　營繕管財局

既に述べたる如く大藏省に於ては、大正二年以來大臣官房に臨時建築課を置きて、專賣に關する建築事務・稅關設備に關する事務其他大藏省所管建造物の營繕に關する事務を掌理せしむると共に、大

正七年以來大藏大臣の管理の下に臨時議院建築局を設けて、議院の建築及之に關聯する工事事務の執行に當らしめ、更に又他方大正十一年以來國有財産整理局を設置して、同じく大藏大臣の管理の下に國有財産に關する各種の事務を掌らしめたり。然るに大正十四年五月に至り此等の機關に分屬せる營繕事務の統一を圖ると共に、國有財産に關する事務をも併せ掌らしむる爲め、新に營繕管財局を設置することと爲し、同月二十六日勅令第二百五號を以て之が官制を公布し、卽日實施したり。而して之と同時に前記大臣官房臨時建築課・臨時議院建築局・國有財産整理局は總て廢止せられ、其の所屬職員は之を營繕管財局に移されたり。今前記官制に依れば營繕管財局は大藏大臣の管理に屬し議院の建築其他一般會計の支辨に屬する建造物の營繕に關する事務・國有財産に關する總轄事務・雜種財産の管理處分に關する事務を掌るものなるが、右の中營繕に關する事務は、大藏省所管の建造物及東京府又は神奈川縣に於て營繕を施行する各省所管の建造物に係るものを除くの外は、大藏大臣建造物の所管大臣と協議して定めたるものに限り同局の管掌に屬するものにして、更に東京府又は神奈川縣に於て施行する各省所管建造物の營繕に關する事務にても、建造物の性質其他の事由に因り所管大臣大藏大臣と協議して定めたるものに就ては、前記の規定に拘らず當該官廳に於て之を施行するものとせり。尙ほ營繕管財局は特別會計の支辨に屬する建造物の營繕に關しても、當該官廳の委託を受けて之が設計又は施行に關する事務を行ふことを得るものとせられたり。而して以上の事務を執行せしむる爲め營繕管財局に左の如き職員を設置するものとす。

(一)　長官　大藏次官ヲ以テ之ニ充ツ。大藏大臣ノ指揮監督ヲ承ケ局中一切ノ事務ヲ總理シ所屬ノ職員ヲ指揮監督ス。

(二)　理事　專任一人勅任トシ長官ノ命ヲ承ケ局務ヲ掌理ス。

(三)　書記官　專任四人奏任トシ上官ノ命ヲ承ケ局務ヲ掌ル。

(四)　事務官　專任三人奏任トシ上官ノ命ヲ承ケ局務ヲ掌ル。

(五)　技師　專任三十三人奏任トシ(內三人ヲ勅任ト爲スコトヲ得)上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル。

(六)　屬　專任六十一人判任トシ上官ノ指揮ヲ承ケ事務ニ從事ス。

(七)　技手　專任百四十三人判任トシ上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ從事ス。

右の外營繕に關する事務を掌らしむる爲め、大藏大臣の奏請に依り關係各廳高等官の中より內閣に於て事務官を命ずることを得るものとし、更に又營繕管財局に參與を置き、貴衆兩院書記官長を以て之に充て、議院の建築に關する事務に參與せしむると共に、尙ほ議院の建築に關して顧問を置くことと定めたり。

營繕管財局の設置と同時に其の分課規程を定め、同局に總務部及工務部を置きて、前者に於ては國有財産及會計に關する事務竝工務部の司掌に屬せざる事務を掌らしめ、後者に於ては營繕に關する工事の設計・實施及監督其他技術に關する事務を掌らしむることとし、更に總務部に總務・國有財産の兩課を、工務部に工務・監督の兩課を置きて、夫々左の如く其の事務を分掌せしめたり。

(一)　總務部

總務課

一　機密ニ屬スルコト

二　人事ニ關スルコト

三　官印及局印ノ管守ニ關スルコト
四　公文書類ノ接受、發遣及編纂ニ關スルコト
五　豫算及決算ニ關スルコト
六　收入及支出ニ關スルコト
七　會計ノ監査ニ關スルコト
八　工事ニ關聯スル諸般ノ調査ニ關スルコト
九　工事其ノ他ノ豫定價格書ノ作成ニ關スルコト
十　工事ノ竣功及既濟部分ノ檢査ニ關スルコト
十一　營繕用敷地ノ買收及借入ニ關スルコト
十二　工事用物件ノ賣買貸借其ノ他工事ニ關スル契約ニ關スルコト
十三　政府ノ保管ニ係ル有價證券ノ取扱ニ關スルコト
十四　建造物ノ引繼ニ關スルコト
十五　工事用物件ノ檢査、出納及保管ニ關スルコト
十六　統計及年報書ノ調製ニ關スルコト
十七　局中公用財產ニ關スルコト
十八　事務用物品ノ購入、檢査、出納及保管ニ關スルコト
十九　廳中取締ニ關スルコト
二十　他部課ノ主管ニ屬セサル事項ニ關スルコト

國有財產課

一　國有財產ノ現在額總計算書及增減總計算書ニ關スルコト
二　國有財產ノ管理換及種別換ニ關スルコト

三　公用財產ノ用途ノ變更ニ關スルコト
四　公用ニ供スヘキ土地ノ取得ニ關スルコト
五　國有財產ノ整理ニ關スルコト
六　國有財產管理ノ統一ニ關スルコト
七　雜種財產ノ管理及處分ニ關スルコト
八　雜種財產ニ關スル事務ノ管理監督ニ關スルコト
九　雜種財產ノ臺帳及總括簿ニ關スルコト
十　雜種財產ノ現在額報告書及增減報告ニ關スルコト

(二)　工務部

工務課

一　工事ノ計畫ニ關スルコト
二　設計ノ基礎トナルヘキ事項及工費ノ調査ニ關スルコト
三　工事及工事用材料ノ規格統一ニ關スルコト
四　工法及工事用材料ノ調査研究ニ關スルコト
五　建築工事ノ計畫製圖及强度計算ニ關スルコト
六　建築工事ノ仕樣作成ニ關スルコト
七　建築工事ノ積算ニ關スルコト
八　機械電氣又ハ土木工事ノ計畫製圖、仕樣及工費計算ニ關スルコト
九　機械電氣又ハ土木工事ノ實施督役及監督ニ關スルコト
十　機械電氣又ハ土木工事ノ變更調査ニ關スルコト
十一　請負人提出ニ係ル機械電氣又ハ土木工事ノ內譯書調査ニ關スルコト

十二　建築敷地其ノ他ノ測量ニ關スルコト
十三　工務部主管ニシテ他課ニ屬セサル事項ニ關スルコト

監督課

一　建築工事ノ實施督役及監督ニ關スルコト
二　竣功報告書ノ調製ニ關スルコト
三　建築工事ノ變更調査ニ關スルコト
四　請負人提出ニ係ル建築工事ノ內譯書調査ニ關スルコト
五　建造物引繼資料ノ調製ニ關スルコト

尙ほ官制に依れば大藏大臣は必要の地に營繕管財局の出張所を置き、營繕に關する事務を分掌せしむることを得るものにして、此の規定に基き營繕管財局の設置と同時に、橫濱・神戶・門司の三箇所に其の出張所を設け、從前の大臣官房臨時建築課の出張所に代らしめたり。

翌大正十五年に至り工事事務の增加に伴ひ職員の定員を增加することと爲し、八月二十八日勅令第二百九十三號を以て官制の一部に改正を加へ、事務官の定員を四人に、技師の定員を四十二人に、屬の定員を六十九人に、技手の定員を百六十二人に改めたり。爾後營繕管財局に關しては何等の改正なくして大正末年に至れるものとす。

第五節　其他の附屬機關

第一款　臨時沖繩縣土地整理事務局

沖繩縣に於ける土地及租稅の制度は、慶長十六年鹿兒島藩の檢地以來引續き行はるる所にして、即ち土地は僅少の開墾地及拂下地を除くの外一般に私有を禁ぜられ、地割の制度に依りて之を村內の農民に割賦配當し、四五年乃至三十年毎に之が割替を行ふの制度たり。而して之に對する地租の制度は、一般には村及土地の位を各四等級に分ち、此の等級に應ずる石高を配賦して總高を決するの制度にして、唯宮古・八重山兩島に於ては一定の租額を人頭に配賦するの制度なるが、此等の貢租は何れも間切又は村を其の納稅主體と爲して、連帶的に納稅の責任を負はしめたり。以上の如き制度は慶長以來三百年間殆ど何等の變革をも見ずして、明治十二年廢藩置縣の後に於ても依然として行はれしものなるが、斯くの如き制度は到底永く之が存續を許すべきにあらざるのみならず、沖繩縣治の革新を計るが爲には此等舊制度の改革は其の根底を爲すものなるを以て、遂に明治三十二年三月に至り沖繩縣土地整理法を制定し、沖繩縣の土地を整理して其の所有區分を確定し、此の所有權確定の土地に對して地價を査定し、以て地租條例に基き地租の徵收を行ふこととせり。而して政府は此の土地整理事業の遂行の爲には特別の機關を設置するの必要を認め、沖繩縣土地整理法の發布に先ち、明治三十一年七月臨時沖繩縣土地整理事務局を沖繩縣廳內に設置することとし、勅令第百四十四號を以て之が官制を制定したり。卽ち之に依れば本局は大藏大臣の管理に屬し、沖繩縣土地整理に關する一切を掌るものにして、之に長官(勅任)・次長(奏任)一人專任事務官(奏任)二人・專任書記(判任)三十六人・技手(判任)五十人の職員を置き、長官は沖繩縣知事、次長は那覇縣參事官及那覇稅務管理局在勤の司稅官補は事務官を兼任するを改めて、司稅官の兼任と爲し(勅令第二百七十五號)、翌三

十二年二月二日更に次長を廢止して那覇稅務管理局長を事務官兼任とし、且つ專任事務官の定員を一人に減少すると共に、新に專任技師(奏任)一人を設置したり(勅令第二十四號)。尋いで明治三十五年十月三十一日更に官制の一部を改正し、那覇稅務管理局長及同局在勤司稅官の事務官兼任を改めて、那覇稅務署長の兼任と爲したり(勅令第二百四十三號)。

斯くの如くにして臨時沖繩縣土地整理事務局は、其の設置以來所有權の處分・土地測量・地價査定竝に之に附隨せる土地臺帳及地圖の調製に至る迄、土地整理に關する一切の事務を遂行し、明治三十六年十月に至り漸く其の事業を完成せしを以て、同年十二月勅令第二百二十一號を以て翌三十七年三月末日限り之を廢止したり。

第二款　臨時秩祿處分調査局

明治維新の際に於ける家祿及賞典祿に對する處分は既に家祿奉還處分及金祿公債處分に依り略一段落を告げたりと雖も、尙ほ此等の處分に關する不服を救濟するが爲め明治三十年十月法律第五十號を以て家祿賞典祿處分法を制定し、曩に金祿公債處分又は家祿奉還處分の際其の祿高に相當する給與を受けざりし者は、政府に其の不足額の支給を願出づることを得るものとせり。斯くて右法律の實施せらるるや、大藏省は差向き理財局をして之が執行に關する事務を取扱はしむると共に、翌三十一年四月臨時秩祿處分調査委員會を設け、之をして右法律執行に關する事項の調査に當らしめしが、明治三十三年三月に至り新に臨時秩祿處分調査局を設置し、理財局に代りて秩祿處分に關する事務を取扱はしむることと爲し、同月三十一日勅令第百二十四號を以て之が官制を公布し、四月一日より之を實施したり。卽ち之に依れば本局は大藏大臣の管理に屬し、臨時秩祿處分に關する事務を掌るものにして、局長專任事務官(奏任)二人・專任屬(判任)五十人の職員を置くものとす。而して本局の設置と共に同年四月十三日其の分課規程を定め、本局に第一課・第二課・第三課を置きて、左の如く其の事務を分掌せしめたり。

第一課
一　明治三十年法律第五十號ニ依ル請願ノ事實ヲ調査スルコト

第二課
一　明治三十年法律第五十號ニ依ル請願ノ處分案ヲ付スルコト

第三課
一　局員ノ進退身分ニ關スルコト
二　局長ノ官印及局印ヲ管守スルコト
三　文書ノ接受發送ニ關スルコト
四　文書ノ編纂保存及統計報告ニ關スルコト
五　經費ノ豫算決算ニ關スルコト
六　物品ノ接受保管ニ關スルコト
七　他課ノ主掌ニ屬セサル事務ニ關スルコト

尋いで明治三十六年十二月五日に至り、行政整理の趣旨に基き專任屬の定員を四十八人に減少したり(勅令第二百十六號)。

臨時秩祿處分調査局は、其の設置以來合計十一萬餘件に上る請願に就き之が處分案を決定し、明治

三十八年に至りて漸く全部の完了を告げたるを以て、同年十一月十日限り廢止せられたり（勅令第二百三十一號）。

第三款　釀造試驗所

第一項　設置

酒類の釀造は我國主要產業の一にして、其の沿革亦極めて古きに拘らず、釀造の方法に至りては明治の中期に及びても依然舊套を墨守するに止まり、學理を應用して技術の進步改良を企圖するもの極めて稀なるの狀況なりき。茲に於て政府は釀造方法の學術的研究を遂ぐる爲め釀造技術に關する研究機關設置の必要を認め、明治三十四年七月農商務・大藏兩省合議の末、日本酒釀造改良實驗及講習所設置調查委員を設けて之が設置に關する事項を調查せしめ、之が調查報告に基き農商務省の所管の下に釀造試驗所を新設することと爲し、二箇年繼續事業として明治三十五年度より之が設立に著手したり。然るに元來本試驗所設立の目的は、酒類の製造改良に依り製品の品質を改善すると同時に、其の生產費を節減するの方法を研究するに在り、其の結果自ら酒稅の稅源涵養となるものにして、本試驗所の事業は大藏省所管の酒稅事務と密接の關係を有するものなるが故に、之を大藏省の所管に移し、彼此相關聯したる計畫に依り其の目的を達するを便宜なりと認め、明治三十六年十月三日閣議の決定を經て之を大藏省所管に移したり。爾來大藏省主管の下に設立事務の進行に努め、明治三十七年三月を以て略ゝ之が完成を見たるを以て、茲に同年五月九日勅令第百三十六號を以て釀造試驗所官制を公布したり。

第二項　管務及分掌

明治三十七年五月制定の官制に依れば、釀造試驗所は大藏大臣の管理に屬し、酒類釀造の試驗及講習に關する事務を掌るものとせられしが、其の設立と共に同月十一日分課規程を定め、本試驗所に事業課及庶務課を置きて、左の如く其の事務を分掌せしめたり。

事業課

一　釀造ニ關スル諸般ノ化學的試驗ニ關スルコト
二　釀造ニ關スル各種ノ細菌的試驗ニ關スルコト
三　酒類ノ實地釀造ニ關スルコト
四　釀造工場ノ建築及器具機械ノ改良ニ關スルコト
五　釀造經濟ニ關スルコト

庶務課

一　本所ノ庶務ニ關スルコト
二　講習者ニ關スルコト
三　職工ニ關スルコト
四　本所所管ノ經費及諸收入ノ豫算決算竝會計ニ關スルコト
五　本所所管ノ營造物管理ニ關スルコト
六　本所所管ノ物品ニ關スルコト
七　所中取締ニ關スルコト

右の規定は爾後引續き實施せられて大正二年に至りしが、同年六月十三日勅令第百六十一號を以て官制の一部を改正し、其の管掌事務中に新に醬油釀造に關する試驗及講習に關する事項を追加したり。而して之に伴ひ同日分課規程に改正を加へ、事業課の分掌事務中第三號を『酒類及醬油ノ實地釀造ニ關スルコト』と改むると共に、釀造經濟に關する事務の所掌を事業課より庶務課に移したり。本試驗所の管掌事務竝に分課規程に就ては爾後何等の改正なくして大正末年に及べり。

第三項　職員

明治三十七年五月制定の官制に依れば釀造試驗所に左の職員を置くものとせり。

(一)　所長　一人、大藏省高等官ヲ以テ之ニ充テ、大藏大臣ノ指揮監督ヲ承ケ所務ヲ掌理シ部下ヲ監督ス。
(二)　事務官　專任一人、奏任トシ所長ノ指揮ヲ承ケ所務ヲ掌ル。
(三)　技師　專任三人、所長ノ指揮ヲ承ケ技術ニ關スル事務ヲ掌ル。
(四)　書記　專任四人、判任トシ、上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス。
(五)　技手　專任五人、上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ從事ス。

翌三十八年十二月二十八日勅令第二百八十五號を以て官制に改正を加へ、右職員の外に三人以內の商議員を置き、大藏大臣之を命ずるものと爲し、之をして技術上の意見を開申せしむることと爲したり。

明治四十三年三月二十六日試驗事項の增加に伴ひ技手の定員を六人に增加せしが(勅令第四十四號)大正二年六月十三日に至り行政整理に伴ふ減員として、書記の定員を三人に、技手の定員を五人に改正したり(勅令第百六十一號)。然るに當時酒類及醬油の釀造に關し各地より技術官の派遣を求むるもの多數に上ると雖も、技術官の定員少き爲め充分其の要求に應ずる能はず、斯業啓發上遺憾とする所尠からざるを以て、大正五年四月一日技師の定員を五人に、技手の定員を六人に增加したり(勅令第七十七號)。大正十二年四月二十六日行政整理の趣旨に基き技師の定員を四人に減少し(勅令第百九十二號)翌十三年十二月二十日再び行政整理の實行に際し、更に書記の定員を二人に、技手の定員を五人に減少したり(勅令第三百三十六號)。

第四款　臨時國債整理局

明治三十七八年戰役に際し巨額の軍費支出の必要あるに當りて、我國は之が財源の大部分を國債に仰がざるを得ざりし結果、之が爲に政府の發行せし國債は十七億圓の多きに上り、戰役前に於ける債額を合すれば戰後に於ける國債額は一躍二十有餘億圓の巨額に達したり。而して此等戰役の爲に發行せし國債は其の過半は短期にして利率亦高く、殊に其の償還期限の繼續して相接近せることは、其の整理上甚だ困難を感ぜしめたり。茲に於てか政府は速に此の巨額の國債を整理し、以て內は財政の基礎を鞏固にし、外は國債の信用を高め其の聲價を維持增進するは、實に戰後經營の最大要務なりと認め、之が爲め特別の機關を設置して其の事務の執行に當らしむることと爲し、明治三十八年十一月大藏大臣の管理の下に臨時國債整理局及臨時國債整理委員會を設け、前者をして國債整理に關する實際事務を執行せしむると共に、後者をして國債整理に關する事項の審議に當らしむることと爲したり。

臨時國債整理局官制は明治三十八年十一月二十日勅令第二百三十六號を以て公布せられしが、之に依れば本局は大藏大臣の管理に屬し、國債整理に關する事務を掌るものにして、此の外尚ほ從來大藏省理財局に於て分掌せる國債に關する事務も、當分の內之を本局に於て掌らしむることと爲し、而して此等の事務を執行せしむる爲め左の職員を置くことと定めたり。

(一)　局　長　一人勅任トシ、大藏大臣ノ指揮監督ヲ承ケ局內一切ノ事務ヲ掌理ス。
(二)　書記官　專任二人奏任トシ、局長ノ指揮ヲ承ケ局務ヲ掌ル。
(三)　屬　專任二十五人、判任トシ、上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス。

臨時國債整理局の設置と共に同月二十一日其の分課規程を定め、本局に第一課及第二課を置きて左の如く其の事務を分掌せしめたり。

第一課

一　國債ノ募集及借入ニ關スルコト
二　國債ノ償還ニ關スルコト
三　國債整理基金ノ運用ニ關スルコト
四　國債費及國債特別會計ノ豫算及決算ニ關スルコト
五　國債募集金及借入金ノ收入ニ關スルコト
六　國債元利金及手數料ノ支出ニ關スルコト
七　國債證券ノ樣式及記名登錄其ノ他證券ノ取扱ニ關スルコト
八　國債證券、大藏省證券及借入證書ノ製造出納及保管ニ關スルコト
九　證券類ノ發行及廢銷ニ係ル作業ニ關スルコト

第二課

一　國債簿ノ登記及國債計算書調製ニ關スルコト
二　國債費及國債特別會計ノ出納記簿ニ關スルコト
三　國債諸計算書ノ下檢查ニ關スルコト
四　局長ノ官印及局印管守ニ關スルコト
五　文書ノ接受發送及保存ニ關スルコト
六　統計報告ニ關スルコト
七　國債制度及經濟事項ノ調查ニ關スルコト
八　經費ノ豫算及決算ニ關スルコト
九　物品ノ接受及保管ニ關スルコト
十　第一課ノ主管ニ屬セサル事務ニ關スルコト

然るに其後鐵道國有の實行に伴ひ鐵道買收公債の發行は巨額に上り、其の結果本局に於ける國債事務激增するに至りしを以て、明治四十年四月十日勅令第百十一號を以て官制に改正を加へ、屬の定員を二十七人に增加したり。

明治四十二年四月法律第二十一號を公布し、曩に家祿賞典祿處分法に依り大藏大臣に出願して處分を受けし者にして、該處分に對し不服ある者は更に六箇月以內に行政裁判所に出訴するを得ることと定められしを以て、之に關する大藏省の所管事務は便宜上之を臨時國債整理局に於て管掌せしむることと爲し、同年七月三十一日勅令第二百六號を公布し、家祿賞典祿處分に關する事務を取扱はしむる爲め本局に專任書記官一人及專任屬十人を臨時增置することと爲し、九月一日より之を施行したり。右の結果同年九月二十五日本局分課規程に改正を加へ、從來の第一課及第二課の外に新に

秩祿課を增置し、左の如く其の分掌事務を定め、且之と同時に第二課の分掌事務中第十號を左の如く改正したり。

秩祿課

一　明治四十二年法律第二十一號ニ依ル行政訴訟ニ關スルコト

二　其他家祿賞典祿處分調査ニ關スルコト

第二課

十　第一課及秩祿課ノ主管ニ屬セサル事務ニ關スルコト

臨時國債整理局は上述の如くにして、其の設置以來國債整理其他一般國債事務竝に秩祿處分に關する事務の執行に當りしが、爾來國債事務の益、複雜多端となるに從ひ、遂に本局を常置の一部局として大藏省に併合するの必要を認め、明治四十二年十月二十二日に至り勅令第二百六十一號を以て大藏省官制の一部を改正し、大藏省中に國債局を新設すると共に臨時國債整理局を廢止し、其の管掌事務を擧げて國債局に移屬せしむることとと爲し、同年十一月五日より之を實施したり。而して明治四十二年七月家祿賞典祿處分に關する事務の爲め本局に臨時增置せられし職員は、本局廢止と共に理財局の所屬に移されたり。

第五款　大藏省臨時調査局

世界大戰の勃發に際し、政府は戰時中及戰後に於ける對外貿易に適應する關稅の改正竝に對外經濟の發展と國際金融の改善とを圖る爲め、特別なる機關を設置して充分なる調査を爲すの必要を認め、大正六年二月十日勅令第十八號を以て大藏省臨時調査局官制を公布し、卽日之を實施したり。今右官制に依れば、大藏省臨時調査局は大藏大臣の管理に屬し、關稅及金融に關する調査事務を掌るものにして、臨時調査局に部を設けて局務を分掌せしむることとし、之に左の如き職員を設置するものとせり。

(一)　局　長　大藏次官ヲ以テ之ニ充テ、大藏大臣ノ指揮監督ヲ承ケ局務ヲ掌理シ、部下ノ職員ヲ指揮監督ス。

(二)　部　長　大藏省主稅局長及大藏省理財局長ヲ以テ之ニ充テ局長ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル。

(三)　事務官　專任四人、奏任トシ、上司ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル。

(四)　技　師　專任二人、奏任トシ、上司ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル。

(五)　屬　專任十人、判任トシ、上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス。

(六)　技　手　專任七人、判任トシ、上司ノ指揮ヲ承ケ技術ニ從事ス。

而して臨時調査局設置と共に同月十二日其の處務規程を定め、大藏省臨時調査局に關稅部及金融部の二部を設けて、左の如く其の事務を分掌せしむることとしたり。

關稅部

一、關稅制度ニ關スル調査

一、關稅定率ニ關スル調査

金融部

一、國際金融ニ關スル調査

一、國際資本ニ關スル調査

一、金融機關竝金融組織ニ關スル調査

一、其ノ他一般金融事項ノ調査

然るに世界大戰に際して交戰諸國に於ては戰費支辨の爲め租稅の新設竝に增徵を斷行したるが

爲め、其の租稅制度は戰前に比して其の面目全く一新せるの觀を呈せしが、我國に於ても戰時竝に戰後の財政に適應せんが爲には稅制の根本的調査を爲すの必要あると共に、諸外國の租稅制度の現狀を調査して現行稅制整理の資と爲し、以て戰後の經營に違算なきを期するは最も適切の要務なりしと雖も、當時大藏省主稅局の定員を以てしては到底調査の完全を望むべからざりしを以て、大藏省臨時調査局をして更に內外一般租稅制度の調査に當らしむることと爲し、卽ち大正六年九月十一日勅令第百二十八號を以て同局官制の一部を改正して、大藏大臣の管理に屬し、租稅及金融に關する調査事務を掌るものと爲し、且つ職員の定員を增加して事務官を五人に、屬を十五人としたり。而して右改正に伴ひ同日其の處務規程に改正を加へ、關稅部を租稅部と改むると共に、其の分掌事務中に『內國稅ニ關スル調査』の一號を追加したり。

大藏省臨時調査局は右の如くにして關稅制度・稅制整理竝に金融制度の調査に從事せしが、大正九年に至り之を廢止すると共に大藏省に臨時職員を設置し、之を主稅局及理財局に配置して臨時調査局の事務を繼承せしむることと爲し、卽ち同年五月十日勅令第百二十六號を公布して、租稅及金融に關する調査に從事せしむる爲め、大藏省に專任事務官三人・專任技師一人・專任屬七人・專任技手三人を臨時增置する旨を規定し、同時に大藏省臨時調査局官制を廢止し、卽日之を實施したり。

第六節　各種調査會及委員會

第一款　臨時秩祿處分調査委員會

明治三十年十月法律第五十號を以て家祿賞典祿處分法を公布し、曩に金祿公債處分又は家祿奉還處分の際其の祿高に相當する給與を受けざりし者は、政府に其の不足額の支給を願出づることを得るものと定めたり。玆に於て政府は右法律に依り出願したる者に對する處分に關して調査審議せしむる爲め臨時秩祿處分調査委員會を設置することと爲し、明治三十一年四月六日勅令第六十九號を以て臨時秩祿處分調査委員會規則を公布したり。右規則に依れば本委員會は之を大藏省に設置し、大藏大臣の指揮監督の下に前記家祿賞典祿處分法の執行に關する事項を調査するものにして、委員長一人・委員九人を以て組織し、委員長は大藏次官、委員は內閣高等官二人・內務省高等官一人・大藏省高等官四人・司法省高等官二人を以て之に充て、委員は大藏大臣の奏請に依り內閣に於て之を命ずるものとす。

臨時秩祿處分調査委員會は其の設置以來合計十一萬餘件に上る請願に就き愼重調議を遂げたる上之が處分案を決定し、明治三十八年に至り漸く全部の完了を告げしを以て、同年十一月勅令第二百三十一號を以て、同月十日限り廢止せられたり（第五節第二款參照）。

第二款　關稅訴願審査委員會

明治三十二年三月關稅法制定せられ、同年八月四日より施行せられしが、右關稅法は其の第六十八條に於て、關稅の賦課に關する稅關長の處分に對し不服ある者は大藏大臣に訴願することを得ることと定め、且其の第六十九條に於て、右の訴願を審査せしむる爲め委員會を設置すべきことを規定したり。關稅訴願審査委員會は卽ち右關稅法第六十九條に依る委員會にして、之が組織に關する規則

は明治三十二年六月十三日勅令第二百四十九號を以て公布せられたり。今此の規則に依れば本委員會は會長一人・委員九人を以て組織し、會長は大藏次官、委員は大藏省高等官三人・帝國大學教授三人・農商務省高等官二人・司法省高等官一人を以て之に充て、委員は大藏大臣の奏請に依り內閣に於て之を命ずるものとし、尙ほ特別の必要ある場合に於ては右定員の外臨時委員を命ずることを得るものとす。

關稅訴願審査委員會規則は其の設置以後何等の變更なくして長く行はれ來りしが、大正十四年に至り農商務省を廢して新に農林省及商工省を設置せられしに伴ひ、同年四月二十九日勅令第百六十六號を以て右規則の一部を改正し、本會委員の內農商務省高等官を商工省高等官と改め、以て大正末年に及べり。

第三款　臨時國債整理委員會

日露戰役の後政府は戰役に依り急激に增加せし國債の整理を行ふが爲め、特別の機關を設置して之に當らしむることと爲し、既述の如く明治三十八年十一月大藏大臣の管理の下に臨時國債整理局を設置して、國債整理に關する事務の執行に當らしむると共に、新に臨時國債整理委員會を設けて國債整理に關する事項の審議に當らしむることとしたり。斯くて臨時國債整理委員會規則は明治三十八年十一月二十日勅令第二百三十九號を以て公布せられしが、右規則に依れば本委員會は大藏大臣の監督に屬して國債整理に關する事項を審議するものにして、委員長一人及委員五人を以て組織し、委員長には大藏大臣、委員に大藏次官・大藏省主計局長・大藏省理財局長・臨時國債整理局長及日本銀行總裁を以て之に充つるものとす。而して尙ほ特別の必要ある場合に於ては前記定員の外臨時委員を命ずることを得るものとし、臨時委員は大藏大臣の奏請に依り內閣に於て之を命ずるものとせり。明治四十二年十月に至り臨時國債整理局廢止せられ、新に大藏省國債局に於て其の事務を繼承せしを以て、同年十一月十七日勅令第三百二十號を以て本會規則の一部を改正し、本會委員の一人たる臨時國債整理局長を大藏省國債局長と改めしが、大正二年六月十三日國債局を廢止して其の事務を理財局に併合するに及び、同日勅令第百六十四號を以て更に本會官制の一部を改正し、本會委員たるものの內大藏省國債局長を削除せり。然るに大正八年五月十日に至り勅令第百八十八號を以て、臨時國債整理委員會規則は之を廢止することと爲し、卽日之を實施したり（第五節第四款參照）。

第四款　臨時橫濱港設備委員會

我國の對外貿易は維新以來年々急激なる發達を遂げ、殊に日露戰役後に於ける發展は極めて著しきものあり、此の貿易發達の趨勢に應ずるが爲め本邦諸開港場に於ける設備の完成を圖ることは、一日も忽にするを得ざる緊急事たるに至れり。玆を以て政府は既に述べたる如く、橫濱港に對し明治三十九年四月以降其の港灣設備の第二期工事として、第一期埋立工事の殘部及其の陸上設備の完成を計畫し、大藏省臨時建築部をして之が執行に當らしむることとしたり。然るに橫濱港の所在地たる橫濱市に於ては、右工事の速成を期するが爲め其の費用の幾分を市に於て負擔することに決せしを以て、政府は之が施行に關する事項の調査に當りては直接利害の關係を有する同市民の代表者を

も參與せしめ、官民相一致して其の施設に遺憾なきを期することと爲し、茲に臨時横濱港設備委員會を設置することとしたり。斯くて臨時横濱港設備委員會官制は明治三十九年六月八日勅令第百四十一號を以て公布せられしが、今之に依れば本委員會は大藏省に設置せられ、大藏大臣の監督に屬し横濱港設備に關する事項を審議するものにして、委員長一人及委員十六人を以て組織し、委員長は大藏次官を以て之に充て、委員は左記の者を以て之に充つるものとす。

(一)　内務省高等官二人、大藏省高等官四人、農商務省高等官一人、遞信省高等官三人
(二)　横濱市長、横濱市會議長、横濱商業會議所會頭
(三)　横濱市公民中ヨリ横濱市會ニ於テ選擧シタル者二人、横濱商業會議所ニ於テ選擧シタル者一人

而して右の中第一號の委員は、大藏大臣の奏請に依り内閣に於て任命するものとす。

翌明治四十年四月二十日勅令第百三十一號を以て右官制に改正を加へ、委員の定數を十八人に增加して、左記の者を以て之に充つることと定めたり。之れ此の時同時に公布せられたる臨時神戸港設備委員會官制との權衡上、當該縣知事及稅關長を委員中に加へしものに外ならず。

(一)　内務省高等官二人、大藏省高等官四人、農商務省高等官一人、遞信省高等官三人
(二)　神奈川縣知事、横濱稅關長
(三)　横濱市長、横濱市會議長、横濱商業會議所會頭
(四)　横濱市公民中ヨリ横濱市會ニ於テ選擧シタル者二人、横濱商業會議所ニ於テ選擧シタル者一人

後明治四十二年二月五日勅令第七號を以て更に官制の一部を改正し、第一號の委員中『遞信省高等官三人』を『遞信省高等官二人、鐵道院高等官一人』に改めたり。

横濱港の設備工事中海面埋立工事は明治四十四年三月、陸上設備は大正三年六月、棧橋改築工事は同六年十一月を以て全部其の工を竣ふるに至りしを以て、臨時横濱港設備委員會は翌大正七年三月三十一日限り之を廢止したり(大正七年三月勅令第三十三號)。

第五款　臨時神戸港設備委員會

政府は前述の如く横濱港灣の設備改良工事に著手すると共に、更に之と相竝びて我國最重要港灣たる神戸港に對しても其の稅關設備の改良及擴張を行ふを以て戰後經營上の緊急事と認め、明治三十九年四月神戸稅關海陸運輸聯絡工事に著手したり。然るに神戸市に於ては右工事の速成を希望し、翌四十年度より工費の分擔を稟請せしを以て、横濱港の例に倣ひ臨時神戸港設備委員會を設置することと爲し、明治四十年四月二十日勅令第百三十二號を以て之が官制を公布したり。今之に依れば本委員會は大藏省に設置せられ、大藏大臣の監督に屬し神戸港設備に關する事項を審議するものにして、委員長一人及委員十八人を以て組織し、委員長は大藏次官を以て之に充て、委員は左記の者を以て之に充つるの規定なり。

(一)　内務省高等官二人、大藏省高等官四人、農商務省高等官一人、遞信省高等官三人
(二)　兵庫縣知事、神戸稅關長
(三)　神戸市長、神戸市會議長、神戸商業會議所會頭
(四)　神戸市公民中ヨリ神戸市會ニ於テ選擧シタル者二人、神戸商業會議所ニ於テ選擧シタル者一人

而して右の中第一號の委員は、大藏大臣の奏請に依り内閣に於て之を命ずるものとす。

明治四十二年二月五日勅令第八號を以て右官制に改正を加へ、前揭第一號の委員中『遞信省高等官

三人』を改めて、『遞信省高等官二人、鐵道院高等官一人』としたり。

神戸稅關海陸運輸聯絡設備工事は斯くの如くにして大藏省臨時建築部（其の廢止後は大藏大臣官房臨時建築課）に於て執行せられ、海面埋立・繫船岸壁築造・上屋建築等の各方面に亙りて大正十一年五月其の第一期工事を完了し、引續き第二期工事の施行に著手して大正末年に及べるものなるが、其の諸問機關たる臨時神戸港設備委員會は大正十三年十一月行政整理の斷行に際し、經費節減の爲め同月二十五日以後廢止せられたり（勅令第二百八十八號）。

第六款　官有財產調查會及國有財產調查會

我國に於ける官有財產は明治二十三年十一月初めて之が管理の規則を設けられたりと雖も、之が管理に就ては何等統一的の機關を設置することなく、總て各省の管掌に分屬せしめしを以て、之が利用及處分の方法頗る區々に流れ、統一的なる運用を行ふこと能はざるの憾ありき。玆を以て既に第一回以來每年の帝國議會に於て官有財產管理法案の提出あり、當時政府に於ても鋭意之が調查に從事せしが、未だ充分なる成案を得るに至らざりき。然るに大正六年七月第三十九回帝國議會に於て國有財產調查會設立に關する建議案衆議院に提出せられ、滿場一致を以て可決せらるるに及び、政府は右建議の趣旨に從ひ官有財產の整理に關する統一的調查機關を設置することと爲し、大正七年六月二十日勅令第二百四十號を以て官有財產調查會官制を公布し、卽日之を實施したり。今右官制に依れば官有財產調查會は大藏大臣の監督に屬し、官有財產の整理に關する事項を調查審議するものにして、會長一人及委員若干人を以て組織し、會長は大藏大臣を以て之に充て、委員は大藏大臣の奏請に依り關係各廳高等官・貴族院議員・衆議院議員及學識經驗ある者の中より內閣に於て之を命ずるものとす。

然るに大正十年四月に至り國有財產法制定せられ、翌十一年四月一日より施行せらるることとなりしを以て、官有財產調查會も之を國有財產調查會と改稱して、引續き國有財產の整理に關する事項の調查審議に當らしむることとし、大正十一年三月三十一日勅令第百三十九號を以て、官有財產調查會官制を廢止すると共に更めて國有財產調查會官制を公布し、四月一日より之を實施したり。本調查會の管掌事務竝に組織等に就ては總て從來の官有財產調查會と異る所なきを以て玆には之を省略す。

第七款　戰時爲替調查委員會

世界大戰勃發以後我國際貸借の狀況は、輸出貿易の增進及貿易外收入超過額膨脹の結果、巨額の受取勘定を有するに至りしが、之が決濟方法に就き政府は關係爲替銀行とも力を併せ種々畫策する所あり、既に正貨の現送又は聯合與國の公債應募引受・我外國債の償還買戻・對支借款其他民間海外投資の奬勵等の方法に依りて、之が決濟を圓滑ならしむるに努力したりと雖も、未だ以て此の受取勘定の膨脹を阻止する能はず。之が爲め輸出爲替資金の需要激增し、橫濱正金銀行其他爲替銀行の買付爲替高は實に數億圓の巨額に達して更に益〻累積すべきの情勢を呈し、從つて爲替資金缺乏の勢は愈〻甚しきを加ふると共に、他方對外爲替相場は益〻騰貴して、將來尙ほ此の趨勢を維持して已まざるの觀を呈したり。其の結果は卽ち輸出貿易竝に爲替業務の發展を阻害して、此等の業務は一種の投機的性

質を帶ぶるに至り、爲に我が戰時財界の不安と不振とを招くに至るのみならず、延いては戰後經濟の激烈なる變動を誘致するに至るなきを保せざらんとせり。茲に於て政府は我爲替資金の供給を圓滑にし、爲替相場の安定を維持せんが爲め、適宜の方策を講究實行するは正に刻下の急務なりと認め茲に戰時爲替調査委員會を設置することと爲し、大正七年九月十六日勅令第三百四十號を以て之が官制を公布し、卽日施行したり。今右官制に依れば戰時爲替調査委員會は大藏大臣の監督に屬し、戰時に於ける外國爲替の調節に關する事項を調査審議するものにして、會長一人及委員若干人を以て之を組織し、尙ほ特別の事項を調査審議する爲め必要あるときは臨時委員を置くことを得るものとす。而して會長は大藏大臣を以て之に充て、委員及臨時委員は大藏大臣の奏請に依り內閣に於て之を命ずるものとせり。

然るに同年十一月に至り聯合國の對獨休戰條約成立するに及び、世界大戰に因りて齎されたる前述の如き國際金融上の危機は茲に消滅し、最早戰時爲替調査委員會の設置を必要とせざるに至りしを以て、翌大正八年五月十二日を以て本委員會は之を廢止したり（勅令第百八十九號）。

第八款　臨時秩祿處分調査會

大正八年四月法律第三十四號公布せられ、明治三十年家祿賞典祿處分法發布當時出願期限を逸したる者に對し大正八年十二月末日迄出願することを許すと共に、之に對する處分に不服ある者に對しては指令受領日より六箇月以內に更に出訴することを許し、且明治四十二年法律第二十一號に依る行政訴訟出願期日に後れたる者に對しても向六箇月以內に出訴することを許したり。又之と同時に法律第三十五號を公布し、明治二十七年法律第二十號に依る國事犯沒祿者特別給與金處分に不服ある者に對し向六箇月以內に出願するを許し、且之に對する處分に不服ある者は指令受領の日より六箇月以內に更に出訴することを許したり。茲に於て右兩法律に依り出願又は出訴したる者に對する處分に關し調査審議を遂げしむる爲め、大藏省に臨時秩祿處分調査會を設置することと爲し大正八年五月十二日勅令第百八十七號を以て之が官制を公布し、卽日之を施行したり。今右官制に依れば臨時秩祿處分調査會は大藏大臣の監督に屬し、大正八年法律第三十四號及同年法律第三十五號に依る出願の處理に關する事項を調査審議するものにして、會長一人及委員五人を以て之を組織し、會長は大藏次官を以て之に充て、委員は大藏大臣の奏請に依り內閣に於て之を命ずるものとせり。臨時秩祿處分調査會は其の設置以來出願又は出訴の各件に關し鋭意調査を遂げ、漸次之が處分を決定しつつありと雖も、大正末年に於ては尙ほ未だ之が處分を完了するに至らざるものとす。

第九款　臨時門司港陸上設備委員會

北九州及之に近接せる中國地方に於ける諸工業の急激なる發展に伴ひ門司稅關管內に於ける貿易は激增せしを以て、政府は茲に門司港海陸諸設備の改良擴張を行ふ必要を認め、大正八年度より之が工事に著手することと爲せしが、同年度以後港灣の設備及維持に關する事務は之を內務省の所管に屬せしむることに閣議決定せしを以て、門司港修築工事に在りても、其の中繫船岸壁築造及海面埋立工事は內務省所管の下に大正八年度より之を著手することと爲し、道路築造、稅關廳舍及上屋の建築等陸上設備は大藏省所管の下に大正九年度より著手することとしたり。茲に於て政府は橫濱及

神戸兩港修築の際の例に倣ひ大藏省に臨時門司港陸上設備委員會を設置することと爲し、大正十一年三月二十日勅令第三十三號を以て之が官制を公布し、卽日之を實施したり。今右官制に依れば臨時門司港陸上設備に關する事項を審議するものにして、委員長一人及委員十九人を以て組織し、委員長は大藏次官を以て之に充て、委員は左記の者を以て之に充つるものとす。

（一）　內務省高等官二人、大藏部內高等官四人、農商務省高等官一人、遞信省高等官二人、鐵道省高等官一人

（二）　福岡縣知事、山口縣知事、門司稅關長、門司市長、下關市長、門司市會議長、下關市會議長、門司商業會議所會頭、下關商業會議所會頭

而して右の中第一號の委員は大藏大臣の奏請に依り內閣に於て之を命ずるものとす。

門司港陸上設備工事は當初は大藏大臣官房臨時建築課、後に營繕管財局に依り擔任せられ、大正末年に於ても尙ほ執行中に屬せるも、之が諮問機關たる臨時門司港陸上設備委員會は大正十三年十一月の行政整理に際し經費節減の爲め、同月二十五日以後廢止せられたり（勅令第二百八十九號）。

第十款　預金部資金運用委員會

預金部資金は郵便貯金を始めとして國庫所屬各種資金の預入金、各種保管金等より成り、年々累積して現在に至れるものなるが、之が運用に關しては明治十八年五月始めて制定せられたる預金規則中に、單に大藏省預金局に保管利殖せしむる旨の規定を存するに止まり、運用の範圍及方法等に關しては何等の準則又は制限なく、全く大藏大臣の專行に委ねられたり。之が爲め從來世上動もすれば

大藏省預金部に對し、其の資金運用方法の公正適切を缺き或は放慢不確實に流るるを非難し、又其の資金經理の狀態の不明確なるに疑惑の眼を向くるものあるに至れり。茲に於て政府は大正十四年三月行政及財政の整理刷新を行ふを機として從來の預金規則及預金特別會計に關する法律等を廢止して、新に預金部預金法、大藏省預金部特別會計法、預金部資金運用規則其他の諸法規を制定したり。卽ち先づ資金の運用方法に就ては、特に諮問機關を設置して之が議を經て、有利且確實なる方法を以て國家公共の利益の爲に運用することと爲し、又預金部の收支經理に就ては、從來の預金特別會計に代へて大藏省預金部特別會計を設置し、預金部の收支損益及資產の狀況等を明確ならしめんことに努め、更に又此等預金部預金の管理竝に預金部資金の運用及經理に關する事務を掌らしむる爲め、大藏省に預金部なる特別の機關を設置することとしたり。預金部資金運用委員會は卽ち此の改革の結果資金運用に關する諮問機關として設置せられしものにして、之に關する規定は大正十四年四月一日勅令第五十五號預金部資金運用規則中に設けられ、卽日施行せられたり。今之に依れば預金部資金運用委員會は大藏大臣の監督に屬し、大藏大臣の諮問に應じ預金部資金の運用に關する事項を調査審議するものとし、且本委員會は預金部資金の運用に關し大藏大臣に建議することを得るものとす。而して大藏大臣は每年度預金部資金の運用に關し必要なる計畫を定め、豫め之を本委員會に付議すべく（其の計畫に付き追加又は變更を爲さんとするとき亦同じ）、更に大藏大臣は每年度預金部資金運用報告書を調製し、年度經過後四箇月以內に之を本委員會に提出するを要するものとせり。預金部資金運用委員會は會長一人及委員十五人以內を以て組織し、臨時必要あるときは臨時委員を置くことを得るものとし、會長は大藏大臣を以て之に充て、委

員は(一)大藏政務次官(二)大藏次官(三)關係各廳高等官(四)會計檢査院部長(五)日本銀行總裁(六)學識經驗ある者を以て之に充つるものとす。而して右の中第三號第四號及第六號に揭ぐる者を以て充つる委員は、大藏大臣の奏請に依り內閣に於て之を命ずるものとし、臨時委員は大藏大臣の奏請に依り關係各廳高等官及學識經驗ある者の中より內閣に於て之を命ずるものとす。本令に就ては爾後何等の改正なくして大正末年に至れり。

第十一款　寺院境內地讓與審査會

大正十二年九月關東地方震災の結果、東京及橫濱の燒失區域に就て從來の都市計畫法に對する特別規定を設け、以て之が復興計畫の遂行を促進するの必要を生じ、同年十二月特別都市計畫法を制定し、之を東京及橫濱兩市に施行したり。然るに此の法律に依りて土地區劃整理を施行するの結果該施行地區內に存する寺院佛堂の境內地又は墳墓地は、其の換地の面積狹小となる等の事情に基きて之を他に移轉するの已むなきに至る場合を少からず生じたり。而して斯かる場合に於て換地の面積を以てしては寺院佛堂の存立に支障あるときは、已むを得ず換地以外の他の土地に其の敷地を求めて移轉せざるべからざるに至るべきも、斯くては從來國有財產法第二十四條の規定に依りて永久無償にて國有の境內地を借受け、又は沿革上國有の墳墓地を管理し來れる寺院は、其の境內地又は墳墓地の換地を政府に返還せざるべからざることとなり、寺院佛堂は玆に甚しき損害を被り、延いては其の存立を危からしむるが如き結果を生ずるの虞を生じたり。而して寺院佛堂竝に墳墓地の敷地を區劃整理地區內に編入するが爲には、耕地整理法第四十三條の規定が都市計畫法に準用せらるるを必要とするものなるが、寺院佛堂は上述の如き理由に依り何れも整理地區內に編入せらるるを欲せざるが故に、玆に區劃整理の施行上大なる障害を生ずることとなれり。玆に於て政府は區劃整理事業の圓滿なる進捗を圖るが爲め大正十四年三月法律第四號を公布し、寺院佛堂の國有境內地又は墳墓地の換地は、國有財產法の規定に拘らず、寺院境內地讓與審査會の議を經て從前の土地に定著する國有物件と共に之を當該寺院佛堂に讓與し、以て寺院佛堂の移轉に對する財源に供せしむると共に(第一條)、他方寺院佛堂をして强制的に區劃整理地區に編入するを得ることと爲したり(第三條)。斯くて右法律の規定に基き同年九月二十二日勅令第二百八十五號を以て寺院境內地讓與審査會官制を公布し、卽日之を實施したり。今之に依れば寺院境內地讓與審査會は大藏大臣の監督に屬し、大正十四年法律第四號第一條の規定に依り、特別都市計畫區域內に於ける寺院若は佛堂の國有境內地、又は寺院の管理する國有墳墓地の換地及從前の土地に定著する國有物件を、當該寺院又は佛堂に讓與するに付き必要なる事項を調査審議するものにして、審査會は會長一人及委員十六人以內を以て之を組織し、會長は大藏次官を以て之に充て、委員は大藏大臣の奏請に依り關係各廳高等官、關係公共團體吏員及學識經驗ある者の中より內閣に於て之を命ずるものとす。本會の組織に就ては爾後何等の改正なくして大正末年に至れるものとす。

第十二款　中央諸官衙建築準備委員會

大正十二年九月關東地方震災の結果、中央諸官衙の殆ど全部は或は燒失し或は大破して、殆ど其の使用に堪へざるに至りしを以て、取敢へず假廳舍を建築して應急の處理を施せしが、固より假建築に

ては執務上諸般の支障尠からざるのみならず、中央諸官衙の本建築に關する具體的方針決定の遲速は帝都復興計畫の進捗にも重大なる影響あるを以て、大正十四年に至り特に中央諸官衙建築準備委員會を設置し、中央諸官衙建築の準備的事項を調査審議せしめ、其の決議に基きて建築計畫を進むることと爲し、同年十月二十三日勅令第三百五號を以て之に關する官制を公布し、卽日之を施行したり。今右官制に依れば中央諸官衙建築準備委員會は大藏大臣の監督に屬し、中央諸官衙及其の附屬建造物の建築準備に關する事項を調査審議するものにして、會長は大藏大臣を以て之に充て、委員は(一)關係各廳高等官(二)東京市長(三)學識經驗ある者を以て之に充つるものとし、第二號に揭ぐる者を除くの外、大藏大臣の奏請に依り內閣に於て之を命ずるものとす。本會に就ても爾後何等の改正なくして大正末年に及べるものとす。

第十三款　關稅調査委員會

大正十五年一月第五十一回帝國議會に際し、政府は多年の懸案たりし關稅定率法の一般的改正案を提出して其の協贊を得、同年三月より之を實施したり。然れども關稅定率のことたる其の關係する所極めて多方面に亙れるを以て、之をして常に產業貿易の狀態と國民生活の實況とに適合せしめんが爲には、產業界の趨勢に鑑み社會狀態の推移に應じて能ふ限り迅速に之が改正を續行するの必要あり。從來政府は關係各省合議の上改正案を議會に提出せしも、調査遷延の爲め遂に機會を失せし事例少からざるを以て、今後適當の機會に於て改正案を議會に提出せんが爲には、官民合同の常任委員會を設置して常に稅率改正に關する各般の事項に就て充分なる調査研究を行ふの必要を認めたり。今右官制に依れば關稅調査委員會は大藏大臣の監督に屬し、其の諮問に應じて關稅率に關する事項を調査審議するものにして、同時に又本委員會は右の事項に付き大藏大臣に建議することを得るものとす。而して本委員會は會長一人及委員三十人以內を以て組織せらるるものにして、會長は大藏大臣を以て之に充て、委員は(一)大藏部內高等官六人(二)商工部內高等官四人(三)農林部內高等官三人(四)外務部內高等官三人(五)內閣高等官一人(六)內務部內高等官一人(七)學識經驗ある者十二人以內を以て之に充て、大藏大臣の奏請に依り內閣に於て之を命ずるものとす。但し此の中第七號に揭ぐる委員の任期は四年とし、尙ほ前揭委員の外臨時必要あるときは臨時委員を命ずることを得るものとし、臨時委員は大藏大臣の奏請に依り、關係各廳高等官及學識經驗ある者の中より內閣に於て之を命ずるものとす。

第三章　徵稅機關

第一節　內國稅徵收機關

第一款　總　說

內國稅徵收の機關は維新以後大略四期の變遷を經たり。卽ち第一期に於ては地方行政廳を以て之に充て、第二期に於ては大藏省租稅局派出の機關をして之に參加せしめしが、第三期に於ては再び徵稅事務を地方廳に委囑し、第四期に至りて始めて大藏大臣直轄の徵稅機關を設置したり。今之を概說すれば左の如し。

維新の始に當りては租稅は金納物納竝び行はれしが、此等兩種の租稅の徵收は府藩縣（明治四年七月以後は府縣）をして之に當らしめ、總て舊慣に從ひて其の管轄地より徵收の上之を會計官（明治二年七月以後は大藏省）に納入せしめたり。而して明治六年地租改正條例發布以後物納は漸次金納に改められ、九年四月以後は米穀に依る收支會計を全く廢止するに至りしが、其の徵收の機關としては尙ほ從前の如く府縣をして之に當らしめたり。然るに明治十一年七月郡區町村編成法を發布し、每郡區に郡區長、每町村に戶長を置くや、戶長をして直接稅金の徵收に當らしめ、郡區長をして戶長の上に在りて國稅徵收及不納處分の事務一切を處理せしめ、地方官廳更に之を統轄したり。而して之と共に全國樞要の地に收稅委員出張所を設け、大藏省租稅局員を收稅委員に充てて之に派遣し、右郡區戶長の執行する徵稅事務の監視竝に徵收せる稅金の領收に當らしめたり。卽ち此の時期に於ける國稅徵收は主として郡區戶長及地方廳之に當り、租稅局出張員之に關與せしものと稱することを得べし。尋いで翌十二年十月大阪外四箇所に租稅局出張所を置き、全國を六區に分ちて諸稅檢查のことに當らしめしが、十四年八月各地に租稅局出張所を增置し、諸稅の監查竝に收稅のことを掌らしむるに及び、收稅委員出張所を廢止したり。然れども之れ唯名稱の變更に止まり、實質に於ては從前と敢て異る所なきものとす。

明治十七年五月太政官第四十七號及第四十八號達を以て府縣官中に新に收稅長及收稅屬を設置し、之をして從前租稅局出張所に於て掌理したる徵稅事務一切を管掌せしめたり。玆に於て租稅局出張所は廢止せられ、徵稅事務は再び總て府縣の管掌に歸したり。卽ち右と同時に府縣に收稅課を置き、尋いで十九年七月之を改めて收稅部と爲し、收稅長を以て部長に充て、租稅の賦課徵收及徵稅費に關する一切の事務を管掌せしめたり。而して直接收稅の事務は從前の如く管下の各郡區町村戶長をして之に當らしめたり。然るに明治二十一年四月市制及町村制公布せられ、翌二十二年四月より實施せらるるに及び、同年三月新に國稅徵收法を制定して徵稅方法に關する諸規定を統一し、同時に徵稅上に於ける市町村の位置を定めたり。卽ち之に依れば市町村は地租及勅令を以て指定せられたる國稅に限りて之を徵收するの義務を負ふものにして、其他の國稅の徵收は各郡市役所の所在地に府縣收稅部出張所を設置して之に當らしむるものとせり。斯くて部長は從前の如き直接徵稅機關たるの地位を離れて單に府縣と町村との間に介在して徵稅令書を發するに過ぎざるものとなれり。而して此等の徵收機關を統轄する上級機關たる府縣に就ては、翌二十三年十月改正地方官官

制に依りて多少其の組織を改められたり。卽ち從來の收稅部を廢して新に直稅署及間稅署を置き前者は直稅の賦課・租稅の徵收及徵收費に關する事務、後者は間稅の賦課及間稅犯則者處分に關する事務を分掌し、收稅長を以て署長に充て、且府縣內樞要の地に直稅分署及間稅分署を配置して收稅屬を以て其の長と爲すこととせり。然るに明治二十六年十月に至り更に地方官官制を改正し、直稅・間稅の兩署を併合して再び收稅部を置き、收稅長を以て部長に充て、且管內樞要の地に收稅署を設けて其の事務を分掌せしめ、收稅屬を以て署長に充つるものと定めたり。之を要するに此の期に於ては徵稅機關の組織又は方法に於ては屢變更せられしと雖も、徵稅事務の一切を地方廳に委囑し、大藏省は全く之に關與せざりし點に於て重要なる特徵を有するものとす。

明治二十九年十一月以後全國樞要の地二十三箇所に大藏省直屬の稅務管理局を設けて內國稅に關する事務を掌らしめ、更に各管理局管內樞要の地に多數の稅務署を設置し管理局の下に在りて內國稅徵收のことに當らしめたり。茲に於てか稅務行政は始めて一般行政機關より分離して新に大藏大臣の管理に屬する特別の機關に依り掌理せらるることとなれり。而して市町村は國稅徵收法の規定に基き、地租及勅令を以て指定せられたる國稅に關する徵稅事務を擔當すべきことは從前と異る所なし。右の稅務管理局官制は明治三十五年十一月に至りて廢止せられ、之に代りて稅務監督局官制及稅務署官制制定せられたり。卽ち此の官制に依り稅務監督局は全國十八の地方に設置せられ、大藏大臣管理の下に內國稅に關する事務を監督するものとし、又稅務署は稅務監督局管內樞要の地に多數設置せられ大藏大臣の管理に屬し稅務監督局長の指揮監督の下に、內國稅に關する事務を執行するものとせられたり。斯くて從前の稅務管理局及稅務署は共に直接徵稅機關たるの性質を有せしに反し、右の改正の結果稅務監督局は單に國稅徵收に關する監督機關となり、稅務署は國稅の賦課徵收のことに當る執行機關たるに至れり。斯くの如く國稅徵收に關して其の監督機關と執行機關とを區別せしことは右制度改正の主眼とする點にして、之に依り人民に直接する官吏をして成るべく直に徵稅處分を爲すを得せしめ、以て事務の簡捷と官民の利便とを圖ると共に、稅務監督局をして指揮命令に依りて事蹟の監督を行はしめ、以て官規の嚴肅と脫稅の豫防とを圖らんことを期せしものなり。

以上の如くにして國稅徵收機關は明治三十五年に至りて徵稅監督機關として稅務監督局、徵稅執行機關として稅務署、徵稅補助機關として市町村之に當ることとなり、茲に其の組織の完備を見るに至りしものにして、爾後稅務監督局竝に稅務署の官制は屢改正せられしと雖も、右は何れも單に職名の變更・定員の增減、局署の廢置分合管轄區域の變更等に止まり、組織の根本に至りては何等變改せらるることなくして大正末年に及べるものとす。尙ほ市町村は上述の如く明治二十二年國稅徵收法の規定に依り、地租其他勅令の指定する國稅の徵收に當る義務を負ふものなるが、右國稅徵收法の制定當時に在りては、北海道及沖繩縣等の外、對馬國・隱岐國及鹿兒島縣管下の諸島等僻陬の諸島嶼中には、未だ市制及町村制を施行せざるものを存したり。依つて此等の諸島嶼に對しては明治二十三年二月法律第四號を以て徵稅に關する特例を設け、島司及戶長が直接徵稅のことに當ることと爲せしが、明治三十七年五月に至りて先づ隱岐國に町村制施行せられ、其他の諸島嶼も明治四十一年四月以後町村制に準じて其の地方の町村が徵稅に當ることとなれり。

北海道は維新當初より全然內地と徵稅の機關を異にし、明治元年四月箱館裁判所をして徵稅の事

務をも取扱はしめし以來、箱館府・開拓使等相尋いで之に當りしが、明治十六年二月始めて內地の例に倣ひて租稅局出張所を箱館に設けて租稅の檢査收納に當らしめ、翌十七年五月に至り內地一般の徵稅事務を府縣に屬せしむるや、北海道も亦之に倣ひて縣（十九年一月以後は北海道廳）の統轄の下に郡區長及戶長をして直接徵稅のことに當らしめたり。然るに明治二十九年稅務管理局及稅務署を置きて府縣及道廳の徵稅事務を之に移すに及び、此等の徵稅機關の下に在りて戶長其の補助機關となりしが、明治三十二年十月北海道區制を、三十三年七月北海道一級町村制を夫々制定實施するに至りて、此等の區及一・二級町村をして夫々町村制に依る內地の市町村に準じて國稅徵收の補助機關たらしめたり。後大正十一年五月に至り北海道の區は之を市と改めらるることとなれり。

次に沖繩縣の徵稅機關に就ても亦內地一般と頗る其の趣を異にしたり。同縣に在りては明治五年九月琉球藩の設置に當り、藩に於て舊慣に依り租稅を徵收して之を租稅寮に納めしめしが、明治十二年四月琉球藩を廢して沖繩縣を置くに及び、縣をして租稅を直管收納せしめ、役所・間切・番所・村屋等其の下に在りて收稅事務の執行に當りたり。翌十三年十月以降は直接大藏省租稅局員を派して租稅の檢査收納を管せしむることと爲せしが、十七年五月以降內地の例に倣ひて再び徵稅の事務を縣に移したり。然るに明治二十九年十一月に至り沖繩縣にも內地と同じく稅務署を設置し、之をして徵稅のことに當らしめ、且之と共に沖繩縣郡編制に關する勅令及沖繩縣區制を新に制定し、郡・區・間切・番所・村屋等をして直接收稅の機關たらしめたり。尋いで明治三十六年に至り沖繩縣の全管下に地租條例及國稅徵收法の施行せらるるに及び、之に應じて同縣管下の區・間切・島は總て內地の市町村に準ずる徵稅機關となり、後四十一年一月以降間切及島は總て村と改稱せられたり。更に大正十年五月に至り沖繩縣の區は之を市と改稱し、同時に沖繩縣の村に對しては町村制を施行せらるることとなり、茲に徵稅補助機關は全然內地と同一となりたり。

以上の外尙ほ特殊の機關を以て國稅徵收に充つる地方あり。東京府管下小笠原島及伊豆七島卽ち之なり。此等の諸島は大正末年に於ても地租條例・所得稅法等の諸稅法竝に市町村制・國稅徵收法等は總て未だ施行せらるるに至らず、全然舊幕時代に於ける慣例に從つて租稅を徵收するものにして、明治二十九年稅務署設置以前に在りては東京府、其の以後は稅務署の統轄の下に小笠原島に在りては島司、伊豆七島に在りては各島の地役人及島內各村の名主夫々直接徵稅のことに當り、以て引續き大正末年に及べるものとす。但し伊豆七島の內大島及八丈島に在りては、明治三十三年三月に至り島廳の設置せらるると共に地役人の名稱消滅せしを以て、此等兩島に於ける直接收稅の機關は各村の名主のみとなりしが、後明治四十一年四月及十月に至り此等の兩島に沖繩縣及島嶼町村制を施行するに及びて、此等兩島のみは各村に村長・收入役等の吏員を置きて徵稅事務を取扱はしむることとなれり。

以上之を要するに內國稅徵收の機關は維新後種々の變遷を經たる後、明治三十五年に至りて漸く其の組織の確立を見、北海道・沖繩縣及其他の特殊の地方に在りても爾後漸次右の內地一般の制度に準ぜらるるに至りしものにして、唯東京府下小笠原島及伊豆七島のみが、大正末年に於ても特殊なる徵稅機關に依り特殊なる租稅の徵收に當れるものなりとす。今本節に於て內國稅徵收機關の沿革を述ぶるに當りては、明治三十五年徵稅機關の整備以前に於ける機關に就ては旣に「明治財政史」に於

て之を詳說せるを以て玆には之を省略し、同年以後に於ける大藏省直屬の徵稅機關たる稅務監督局及稅務署の沿革を概說するに止むべし。而して市町村其他の公共團體は上述の如く法律の規定に依りて便宜上租稅徵收事務の補助執行を委託せらるるに止まり、固より租稅徵收を其の固有の目的と爲す機關にあらざるが故に、本章に於ては一切之に關する記述を省略したり。

第二款　稅務監督局

第一項　管務及分掌

明治三十五年十一月一日勅令第二百四十一號を以て稅務監督局官制を公布し、同月五日より之を施行したり。今右官制に依れば稅務監督局は大藏大臣の管理に屬し內國稅に關する事務を監督するものとす。而して稅務監督局の設置と共に其の分課規程を定め、本局に直稅·間稅·經理·鑑定の四部を置きて左の如く事務を分掌せしむることとしたり。

(一)　直稅部

一　直稅ノ監督ニ關スルコト
二　直稅ノ賦課及減免ニ關スルコト
三　民有地地種目變換ニ關スルコト
四　土地臺帳及地圖ニ關スルコト
五　直稅ニ係ル訴願ノ裁決ニ關スルコト

(二)　間稅部

一　間稅ノ檢查監督ニ關スルコト
二　間稅ノ賦課及減免ニ關スルコト
三　間接國稅犯則者處分ニ關スルコト
四　間稅ニ係ル訴願ノ裁決ニ關スルコト

(三)　經理部

一　徵收及會計、庶務ノ監督ニ關スルコト
二　內國稅徵收及稅外收入ニ關スルコト
三　滯納處分ニ係ル訴願ノ裁決ニ關スルコト
四　歲入概算及決算ニ關スルコト
五　拂戾及誤納下戾ニ關スルコト
六　會計ニ關スルコト
七　營繕ニ關スルコト
八　文書ニ關スルコト
九　官報報告ニ關スルコト
十　統計及報告ニ關スルコト
十一　局中取締ニ關スルコト
十二　他部ニ屬セサルコト

(四)　鑑定部

一　分析ニ關スルコト
二　鑑定ニ關スルコト

尙ほ以上各部の外に人事及機密に關する事務を處理する爲め秘書係を置き、局長に直屬せしむる

ことを得るものとす。

爾後稅務監督局の管掌事務竝に其の分課に關しては何等の變改もなくして永く行はれ來りしが大正十一年に至り國有財産法施行せられ、稅務監督局長をして其の管轄地方に於ける雜種財産の管理及處分に關する事務を取扱はしむることと爲すに及び、同年四月一日分課規程に改正を加へ、經理部の分掌事務中第三號の次に左の二號を加へ、第四號以下を順次繰下げたり。

四　雜種財産ノ管理及處分ニ關スルコト

五　國有財産整理資金特別會計ノ收入ニ關スルコト

爾後稅務監督局の管務及分課に關しては何等の變更なくして大正末年に至れり。

第二項　名稱・位置及管轄區域

稅務監督局の名稱位置及管轄區域は明治三十五年十一月の官制に依り左の如く定められたり。

名稱	位置	管轄區域
札幌稅務監督局	札幌	北海道
東京稅務監督局	東京	東京府　埼玉縣　千葉縣　山梨縣
京都稅務監督局	京都	京都府　滋賀縣
大阪稅務監督局	大阪	大阪府　奈良縣　和歌山縣
横濱稅務監督局	横濱	神奈川縣　靜岡縣
神戸稅務監督局	神戸	兵庫縣　岡山縣
長崎稅務監督局	長崎	長崎縣　佐賀縣
長野稅務監督局	長野	長野縣　新潟縣
宇都宮稅務監督局	宇都宮	栃木縣　茨城縣　群馬縣
名古屋稅務監督局	名古屋	愛知縣　三重縣　岐阜縣
仙臺稅務監督局	仙臺	宮城縣　岩手縣　福島縣
秋田稅務監督局	秋田	青森縣　秋田縣　山形縣
金澤稅務監督局	金澤	石川縣　福井縣　富山縣
松江稅務監督局	松江	島根縣　鳥取縣
廣島稅務監督局	廣島	廣島縣　山口縣
丸龜稅務監督局	丸龜	香川縣　德島縣　高知縣　愛媛縣
熊本稅務監督局	熊本	熊本縣　福岡縣　大分縣
鹿兒島稅務監督局	鹿兒島	鹿兒島縣　宮崎縣　沖繩縣

明治四十二年十月二十二日行政整理の趣旨に基き從來の十八局中横濱・神戸・長崎・金澤・松江の五局を廢止し、其の管轄區域を左の如く改めたり（勅令第二百六十五號）。

名稱	位置	管轄區域
東京稅務監督局	東京	東京府　神奈川縣　埼玉縣　千葉縣　山梨縣
京都稅務監督局	京都	京都府　滋賀縣　福井縣　石川縣　富山縣
大阪稅務監督局	大阪	大阪府　兵庫縣　奈良縣　和歌山縣
札幌稅務監督局	札幌	北海道

秋田稅務監督局	秋　田	秋田縣	青森縣　山形縣
仙臺稅務監督局	仙　臺	宮城縣	岩手縣　福島縣
宇都宮稅務監督局	宇都宮	栃木縣	茨城縣　群馬縣
長野稅務監督局	長　野	長野縣	新潟縣
名古屋稅務監督局	名古屋	愛知縣	靜岡縣　三重縣　岐阜縣
廣島稅務監督局	廣　島	廣島縣	山口縣　岡山縣　鳥取縣　島根縣
丸龜稅務監督局	丸　龜	香川縣	德島縣　高知縣　愛媛縣
熊本稅務監督局	熊　本	熊本縣	福岡縣　大分縣　長崎縣　佐賀縣
鹿兒島稅務監督局	鹿兒島	鹿兒島縣	宮崎縣　沖繩縣

尋いで大正二年六月十三日再び行政整理の趣旨を以て更に京都・秋田・宇都宮・長野・鹿兒島の五稅務監督局を廢止して合計八局と爲し、其の管轄區域を左の如く改めたり(勅令第百五十九號)。

名稱	位置	管轄區域
東京稅務監督局	東　京	東京府　神奈川縣　埼玉縣　千葉縣　山梨縣　栃木縣　茨城縣　群馬縣
大阪稅務監督局	大　阪	大阪府　京都府　兵庫縣　奈良縣　和歌山縣　滋賀縣　福井縣　石川縣　富山縣
札幌稅務監督局	札　幌	北海道
仙臺稅務監督局	仙　臺	宮城縣　巖手縣　福島縣　秋田縣　青森縣　山形縣
名古屋稅務監督局	名古屋	愛知縣　靜岡縣　三重縣　岐阜縣　長野縣　新潟縣
廣島稅務監督局	廣　島	廣島縣　山口縣　岡山縣　鳥取縣　島根縣
丸龜稅務監督局	丸　龜	香川縣　德島縣　高知縣　愛媛縣
熊本稅務監督局	熊　本	熊本縣　福岡縣　大分縣　長崎縣　佐賀縣　鹿兒島縣　宮崎縣　沖繩縣

大正十三年十二月二十日行政整理の實行に際して更に丸龜稅務監督局を廢止し、其の管轄區域中香川・德島・高知の三縣を大阪稅務監督局に、愛媛縣を廣島稅務監督局に分屬せしめたり(勅令第三百三十四號)。

第三項　職員

第一目　常置職員

明治三十五年十一月制定の官制に於ては各稅務監督局を通じて局長十八人・事務官(專任)五十九人・稅務屬(專任)四百人・技手(專任)百人を置くものとし、其の職務及權限等を左の如く定めたり。

(一)　局　長　奏任トシ、大藏大臣ノ指揮監督ヲ承ケ其ノ管轄內ニ於ケル內國稅事務ヲ管理シ、稅務署長ヲ指揮監督ス。而シテ局長ハ稅務署長ノ處分ガ法律命令ニ違犯スト認ムルトキハ之ヲ取消スコトヲ得ベク、又部下ノ官吏ヲシテ間接國稅ニ關スル檢查ヲ行ハシムルコトヲ得。更ニ又局長ハ部下ノ官吏ヲ監督シ、稅務監督局及稅務署ノ判任官ノ任免ヲ大藏大臣ニ具狀スルモノトス。

(二)　事務官　奏任トシ、各局ニ分屬シテ局務ヲ掌ル。

(三)　稅務屬　判任トシ、上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス。

(四)　技　手　上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ關スル事務ニ從事ス。

明治三十七年日露開戰の結果非常特別稅法を始め租稅に關する各種の法律制定せらるるや、之が實施の爲め稅務監督局に於ける事務の繁劇を來すべきを以て、相當の增員を爲すの必要を生じたり。然れども稅務監督局の定員に關しては前年中行政整理の趣旨に基きて減員の計畫を立て、未だ其の

發表を見ざる內に右の如き增員の必要を生ぜしを以て、其の增減人員を彼此相殺して事務官の定員を五十七人に、稅務屬の定員を三百九十六人に、技手の定員を百十人に變更することと爲し、明治三十七年四月四日勅令第九十六號を以て之を公布したり。然るに翌三十八年に至り第二次非常特別稅を徵收せらるるに及びて更に增員の必要を生じ、同年一月十四日勅令第十八號を以て再び官制に改正を加へ、稅務屬の定員を四百三十三人、技手の定員を百二十八人に增加すると共に、各局を通じて新に專任技師三人を置き、局長の指揮監督を承けて技術に關する事務を掌るものとしたり。尋いで四十年三月二十九日に至り勅令第九十一號を以て技師の定員を增加して六人と爲したり。

翌明治四十一年四月に至り、徵稅事務の膨脹竝に增稅の實施に伴ひ、課稅物件調査の周到と賦課の公平とを期し、併せて稅源の涵養を圖るが爲め稅務官吏の增員充實の必要を認め、同月二十四日勅令第九十八號を以て官制に改正を加へ、從來の事務官なる職名を廢して新に稅務監督官及稅務監督官補を設け、又稅務屬なる名稱を改めて屬と爲し、同時に其の定員及職務を左の如く定めたり。

(一)　局長　故ノ如シ。

(二)　稅務監督官　專任十八人奏任トシ、各局ニ分屬シ局長ヲ補佐シテ稅務ノ監督ニ從事ス。

(三)　稅務監督官補　專任三十九人奏任トシ、各局ニ分屬シ上官ノ指揮ヲ承ケ局務ヲ掌ル。

(四)　技師　專任十人、局長ノ指揮ヲ承ケ技術ニ關スル事務ヲ掌ル。

(五)　屬　專任五百七十四人判任トシ、上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス。

(六)　技手　專任二百十五人トシ、上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ關スル事務ニ從事ス。

翌明治四十二年三月二十四日經費節約の目的を以て屬の定員を五百六十七人に、技手の定員を二百五人に減少し(勅令第三十三號)、更に同年十月二十二日行政整理の趣旨に基き五稅務監督局を廢止するや、之に伴ひ局長の定員を十三人に、屬の定員を四百八十人に、技手の定員を百三十五人に減少し、同年十一月五日より實施したり(勅令第二百六十五號)。

大正二年六月十三日に至り再び行政整理の趣旨を以て五稅務監督局を廢して八局と爲し、同時に職制の改正及定員の減少を行ひたり(勅令第百五十九號)。卽ち新に稅務副監督官を置き、稅務監督官と同じく各局に分屬し局長を補佐して稅務の監督に從事するものと爲し、又從前の稅務監督官補を事務官と改稱し、同時に各職員の定員を減じて局長八人、稅務監督官專任三人、稅務副監督官專任五人、事務官專任十八人、技師專任八人、屬專任四百十人、技手專任百人とせり。而して之と同時に東京、大阪及熊本の各局長は之を勅任と爲すことを得るものとしたり。翌大正三年十一月十日更に行政整理に伴ひ屬の定員を三百七十人に、技手の定員を九十五人に減少したり(勅令第二百三十九號)。

前述の如く大正二年六月の行政整理に際しては稅務監督局の數を減少すると共に、存置局中東京、大阪及熊本の三局長の地位を高めて之を勅任と爲せしが、爾來租稅に關する事務は逐年增加し、之が調査及賦課徵收に關する事務上の責任も亦延いて重大となりしを以て、大正七年六月二十日に至り更に名古屋及廣島の兩局長をも勅任と爲すを得ることと改めしが(勅令第二百三十九號)、右に伴ひ右兩局勤務の副監督官を監督官と爲すの要あると、各局の事務益〻繁劇となる爲め各部に專任部長たる事務官を配置するの必要あると、更に又法人所得稅事務の著しき增加に伴ひ之が調査に從事する屬の定員の增加を要するものあるとに依り、翌大正八年六月十日稅務監督官の定員を二十一人に、屬の定員を三百七十九人共に、稅務副監督官の定員を三人に減少し、且つ事務官の定員を二十一人に增加したり(勅令第二百七十七號)。

大正九年七月に至りて所得稅及酒稅等に關する法律の改正あり、之に伴ふ事務の增加等の爲め增員を必要と爲し、同年九月二十五日稅務監督官の定員を八人に、屬の定員を四百四十三人に增加し、同時に稅務副監督官を廢止したり(勅令第四百二十二號)。翌十年九月一日更に稅務監督局職員中技師の定員を十人に增加すると共に、仙臺稅務監督局長の地位を勅任に昇せたり(勅令第三百九十九號)。蓋し機織業の進歩に伴ひ其の產額の增加すると共に其の種類益〻複雜精巧となり、從つて之が課稅價格の鑑定用務激增して其の處理に堪へざるに至りしを以て、繊物鑑定に從事する技師の增員を必要とせしなり。

大正十一年四月改正會計法の施行に伴ふ經理事務增加の爲め、同年六月二日屬の定員を四百九十一人に增加せしが(勅令第三百十號)、尋いで翌十二年四月二十七日に至りて行政整理の趣旨に基き定員の減少を行ひ、技師九人、屬四百三十九人、技手八十六人に改め(勅令第百九十號)、更に翌十三年十二月二十日再び行政整理の實行に當り、監督局一局を廢止すると共に職員の減員を行ひ、局長七人、稅務監督官七人、事務官十七人、技師八人、屬三百七十三人、技手七十三人に改めたり(勅令第三百三十四號)。

大正十五年に至り一般的稅制整理斷行せられ、各種租稅法規の改廢又は新設を行ひしに伴ひて、從前の稅務官吏の定員に增減を行ひし結果之が增員を必要とするに至り、同年五月五日屬の定員を三百八十三人に、技手の定員を七十六人に增加したり(勅令第九十四號)。

第二目　臨時職員

以上述べたる所は稅務監督局官制に依り稅務監督局に常時設置せらるる職員に關する沿革なるが、右の外尙ほ臨時必要の事務に從事せしむる爲め、特に臨時職員を設置せられしことあり、以下之を略說すべし。

第一　戰時利得稅の徵收に關する臨時職員

大正七年三月戰時利得稅法制定せられしに伴ひ同年六月十日戰時利得稅徵收の爲め大藏省稅務監督局及稅務署に臨時職員を增置することと爲し、其の中稅務監督局には專任屬十八人を設置したりしが(勅令第二百七號)、同稅法の廢止に伴ひ大正九年九月十六日限り之を廢止したり(勅令第四百三號)。

第二　田畑地價修正事業に關する臨時職員

政府は大正七年度以降三箇年の繼續事業として田畑地價修正事業に關する豫備的調査を開始することとなりしを以て、之に伴ひ同年七月三日田畑地價調査の爲め大藏省稅務監督局稅務署に臨時職員を增置することと爲し、其の中稅務監督局には專任屬三十二人を設置せしが(勅令第二百六十九號)、右は調査事業の終了に伴ひ大正十年四月八日を以て廢止せられたり(勅令第七十一號)。

第三　國有財產事務に關する臨時職員

大正十一年四月國有財產法の施行に伴ひ、同年四月一日國有財產に關する事務に從事せしむる爲め稅務監督局及稅務署に通じて專任屬二百十五人及專任技手八人を臨時增置せしが(勅令第百三十七號)、後行政整理の實行に伴ひ十二年四月二十七日屬百七十二人及技手六人に減ぜられ(勅令第百八十三號)、十三年十二月二十日更に屬百四十七人及技手五人に減員せられしが(勅令第三百二十七號)、大正十五年五月十日屬の定員を百七十七人に增加したり(勅令第百一號)。

第四　土地區劃整理の施行に伴ふ地租事務に關する臨時職員

大正十二年十二月法律第五十三號を以て特別都市計畫法公布せられ、東京及橫濱兩地方の復興を圖る爲め此等の地方に土地區劃整理を實施することとなりしが、此の土地區劃整理の施行に伴ひて當然地種目の變換及地價の變更等地租に關する特別の事務を生ずるに至りしを以て、大正十四年五月二十六日に至り右に關する事務に從事せしむる爲め、稅務監督局及稅務署に通じて專任屬十七人を臨時增置したり(勅令第二百四號)。

第五　土地賃貸價格調査事務に關する臨時職員

大正十五年三月土地賃貸價格調査法制定せられ、大正十五年四月一日現在に於ける地租を課すべき土地の賃貸價格を調査することとなりしを以て、同年五月十日右に關する事務に從事せしむる爲め稅務監督局及稅務署に通じて專任屬八百七十人を臨時增置したり(勅令第百一號)。

第三款　稅務署

第一項　管務及分掌

明治三十五年十一月一日稅務監督局官制の公布と同時に、勅令第二百四十二號を以て稅務署官制を公布し、同月五日より之を施行したり。卽ち右官制に依れば稅務署は大藏大臣の管理に屬し內國稅に關する事務を執行するものとす。而して之と同時に別に稅務署分課規程を定め、稅務署に直稅・間稅・庶務の三課を置きて左の如く事務を分掌せしむることとしたり。

直稅課

一　直稅ノ賦課及減免ニ關スルコト
二　直稅ノ檢査ニ關スルコト
三　民有地地種目變換ニ關スルコト
四　登錄稅ニ關スルコト
五　土地臺帳及地圖ニ關スルコト
六　直稅ニ係ル訴願及訴訟ニ關スルコト

間稅課

一　間稅ノ賦課及減免ニ關スルコト
二　間稅ノ監視檢查檢定ニ關スルコト
三　間接國稅犯則者處分ニ關スルコト
四　間稅ニ係ル訴願及訴訟ニ關スルコト

庶務課

一　內國稅ノ徵收及稅外收入ニ關スルコト
二　滯納處分ニ係ル訴願及訴訟ニ關スルコト
三　拂戾及誤納下戾ニ關スルコト
四　經費ニ關スルコト
五　物品ノ出納及保管ニ關スルコト
六　印紙類ノ出納保管及賣下ニ關スルコト
七　營繕ニ關スルコト
八　文書ニ關スルコト
九　官報報告ニ關スルコト

十　統計及報告ニ關スルコト
十一　署中取締ニ關スルコト
十二　機密ニ關スルコト
十三　他課ニ屬セサルコト

尙ほ以上各課の外に分析鑑定に關する事務を分掌せしむる爲鑑定課を置くことを得るものとす。

爾後稅務署の管掌事務竝に其の分課に關しては何等の變更もなかりしが、大正十一年四月一日國有財產法の施行せらるるに伴ひ同日其の分課規程に改正を加へ、庶務課の分掌事務中第二號の次に『三　雜種財產ニ關スルコト』の一號を追加したり。

第二項　名稱及管轄區域

明治三十五年十一月制定の稅務署官制は稅務署の名稱及管轄區域を定め、各稅務監督局管內樞要の地に合計五百十三箇所の稅務署を設置したり。今其の名稱を掲ぐれば左の如し。

稅務監督局名	廳府縣	署名
札幌	北海道	函館　松前　檜山　壽都　小樽　岩內　札幌　空知　上川　增毛　宗谷　室蘭　浦河　網走　釧路　河西　根室　紗那
東京	東京	幸橋　四谷　萬世橋　新大橋　厩橋　品川　淀橋　板橋　千住　小松川　青梅　八王寺　府中　小笠原
	埼玉	浦和　川越　松山　大宮　本庄　熊谷　忍　岩槻　杉戸

千葉	千葉	千葉　松戸　佐倉　佐原　銚子　東金　茂原　大多喜　木更津　北條
	山梨	甲府　日下部　石和　鰍澤　韮崎　谷村　猿橋
大阪	京都	上京　下京　伏見　木津　龜岡　周山　園部　福知山　綾部　舞鶴　宮津　峯山
	滋賀	大津　草津　水口　八幡　愛知川　彥根　長濱　木ノ本　今津
	大阪	船場　中ノ島　上福島　平野鄕　池田　茨木　境　岸和田　富田林　八尾　牧方
	奈良	奈良　三輪　松山　御所　五條　上市
	和歌山	和歌山　岩出　橋本　湯淺　御坊　田邊　新宮
横濱	神奈川	横濱　神奈川　橫須賀　藤澤　大磯　松田　小田原　厚木　中野
濱	靜岡	下田　三島　沼津　吉原　江尻　靜岡　藤枝　靜波　掛川　森　見付　濱松　氣賀
神戸	兵庫	神戸　西宮　伊丹　三田　明石　三木　社　中村　北條　加古川　姬路　田原　龍野　赤穗
	佐用	山崎　豐岡　出石　和田山　村岡　柏原　篠山　洲本　市村
	岡山	岡山　瀨戸　西大寺　味野　倉敷　玉島　笠岡　總社　高梁　新見　久世　津山　勝間田
	英田	弓削
長崎	長崎	長崎　佐世保　諫早　島原　平戶　福江　武生水　嚴原
	佐賀	佐賀　神崎　轟木　小城　唐津　伊萬里　武雄　鹿島
長野	新潟	新潟　新發田　新津　巻　三條　津川　與板　長岡　小千谷　六日町　十日町　柏崎　安塚　高田　糸魚川　村上　相川
	長野	臼田　岩村田　上田　上諏訪　伊那　飯田　福島　松本　豐科　大町　鹽崎　屋代　須坂　中野　長野　飯山

| | | |

北海道ノ府中（東京府ノ日下部（山梨縣ノ龜岡（京都府ノ五條（奈良縣ノ松田（神奈川縣ノ江尻（氣賀（靜岡縣ノ諫早（長崎縣ノ神崎（佐賀縣ノ屋代（長野縣ノ安中（群馬縣ノ大泉原（久居（三重縣ノ笠松（岐阜縣ノ宇土（熊本縣ノ大野（下瀨高（三池（福岡縣）の二十一稅務署を廢止すると共に福岡縣大牟田稅務署を新設したり（勅令第九十七號）。尋いで三十九年十二月長野縣鹽崎稅務署を屋代稅務署と改め（勅令第三百八號）、翌四十年十月に至り更に稅務署名稱中萬世橋を神田橋・新大橋を永代橋・小松川を龜戶（以上東京府ノ轟木を鳥栖（佐賀縣ノ小折を布袋（愛知縣ノ中津川を中津（岐阜縣ノ本吉を志津川（宮城縣ノ郡家を加茂（鳥取縣ノ川之江を三島（愛媛縣）と夫々改稱したり（勅令第三百二十五號）。

然るに明治四十二年十月に至り勅令第二百六十六號を以て稅務署官制に改正を加へ、大に稅務署の數を整理して左記の四百箇所と爲し、同年十一月五日より之を施行したり。

稅務監督局名	廳府縣	稅務署名
東京	東京	神田橋　永代橋　京橋　幸橋　四谷　水道橋　厩橋　兩國橋　品川　淀橋　板橋　龜戶
	青梅	八王寺　小笠原
	神奈川	橫濱　神奈川　橫須賀　藤澤　大磯　小田原　厚木
	埼玉	浦和　川越　比企　大宮　熊谷　忍　粕壁
	千葉	千葉　松戶　佐倉　佐原　銚子　東金　茂原　木更津　北條
	山梨	甲府　石和　鰍澤　韮崎　都留
京都	京都	上京　下京　伏見　周山　園部　福知山　舞鶴　宮津　峯山
	滋賀	大津　草津　水口　八幡　彥根　長濱　今津
	福井	福井　三國　大野　武生　敦賀　小濱

都	石川	大聖寺　小松　松任　金澤　七尾　輪島
	富山	富山　上市　魚津　高岡　出町
大阪	大阪	東　西　南　北　玉造　茨木　堺　岸和田　富田林　住道
	兵庫	神戶　西宮　伊丹　三田　明石　社　加古川　姬路　龍野　上郡　豐岡　和田山　村岡
	奈良	奈良　三輪　葛城　吉野
	和歌山	和歌山　粉河　湯淺　御坊　田邊　新宮
札幌	北海道	函館　檜山　壽都　小樽　札幌　空知　上川　增毛　宗谷　室蘭　浦河　網走　釧路　河西　根室
秋田	秋田	秋田　鷹巢　能代　本莊　大曲　橫手　花輪
青森	青森	青森　鰺ヶ澤　弘前　五所川原　七戶　田名部　八戶
山形	山形	山形　寒河江　楯岡　新庄　酒田　鶴岡　長井　米澤
仙臺	宮城	仙臺　古川　築館　佐沼　石卷　志津川　大河原　角田
	岩手	盛岡　花卷　水澤　一關　盛　遠野　下閉伊　久慈　二戶
	福島	福島　二本松　郡山　須賀川　田島　若松　坂下　棚倉　白河　三春　平　雙葉　相馬
宇都宮	栃木	宇都宮　鹿沼　眞岡　栃木　矢板　大田原　足利
	茨城	水戶　太田　松原　鉾田　麻生　龍ヶ崎　土浦　下館　宗道　境
	群馬	前橋　高崎　藤岡　富岡　中之條　沼田　桐生　館林
長野	長野	岩村田　上田　上諏訪　伊那　飯田　西筑摩　松本　大町　塘科　中野　長野

東京	新潟	新潟　新發田　巻　三條　津川　長岡　小千谷　六日町　十日町　柏崎　安塚　高田　糸魚川　村上　相川
名古屋	愛知	名古屋　小牧　一宮　津島　半田　知立　西尾　岡崎　田口　新城　豐橋
	靜岡	下田　沼津　靜岡　藤枝　掛川　見付　濱松
	三重	桑名　四日市　津　松坂　宇治山田　上野　尾鷲　木本
	岐阜	岐阜　大垣　拂斐　上有地　郡上　加茂　多治見　惠那　高山
廣島	廣島	廣島　吳　可部　吉田　西條　尾道　福山　府中　三次　庄原
	山口	屋代　岩國　德山　三田尻　山口　船木　下關　美禰　深川　萩
	岡山	岡山　瀨戸　西大寺　味野　倉敷　玉島　笠岡　高梁　新見　久世　津山　英田
	鳥取	鳥取　八頭　倉吉　米子　二部
	島根	松江　大東　掛合　今市　大森　川本　濱田　益田　津和野　西郷
丸龜	香川	長尾　土庄　高松　丸龜　觀音寺
	德島	德島　那賀　撫養　川島　脇町　池田
	高知	高知　中村　須崎　赤岡　安藝
	愛媛	松山　今治　新居　三島　久萬　大洲　八幡濱　卯之町　宇和島
熊本	熊本	熊本　高瀨　山鹿　宮地　御船　八代　人吉　天草
	福岡	福岡　遠賀　直方　飯塚　甘木　前原　久留米　大川　八女　大牟田　小倉　行橋　八屋
	大分	玉津　日出　大分　臼杵　佐伯　三重　竹田　森　日田　中津

本	長崎	長崎　佐世保　島原　平戸　福江　武生水　嚴原
	佐賀	佐賀　鳥栖　唐津　伊萬里　武雄
鹿兒島	鹿兒島	鹿兒島　知覽　隈之城　出水　加治木　岩川　鹿屋　種子島　大島
	宮崎	宮崎　飫肥　都城　小林　高鍋　延岡　高千穗
	沖繩	那覇　國頭　宮古　八重山

大正二年六月十三日に至り行政整理の趣旨に基き勅令第百六十號を以て官制に改正を加へ、稅務署の名稱及管轄區域表を改定したり。卽ち之に依れば鉾田(茨城縣)・周山(京都府)・草津(滋賀縣)・角田(宮城縣)・三春(福島縣)・木本(三重縣)・上有知(岐阜縣)・加茂(岐阜縣)・埴科(長野縣)・船木(山口縣)・美禰(山口縣)・飯塚(福岡縣)・八屋(福岡縣)・伊萬里(佐賀縣)の十四署を廢止すると共に關(岐阜縣)・厚狹(山口縣)の二署を新設し、且埼玉縣大宮稅務署を秩父稅務署と改稱したり。而して又之と同時に京都・秋田・宇都宮・長野・鹿兒島の五稅務監督局の廢止せられしに伴ひ、此等の各監督局の管轄に屬せし稅務署は夫々大阪・仙臺・東京・名古屋・熊本の各稅務監督局の所轄に移されたり。斯くて此の改正の結果八稅務監督局の管轄の下に合計三百八十八の稅務署が全國に配置せらるることとなれり。

大正十年九月瀧川(名寄(以上北海道)・喜多方(福島縣)・木本(三重縣)・忠海(廣島縣)・國東・四日市町(以上大分縣)の七署を新設し(勅令第四百號)、更に同十二年四月神奈川縣神奈川稅務署を川崎稅務署に改めたり(勅令第百九十一號)。

大正十三年十一月二十八日行政整理の趣旨に基き厚木・比企・佐倉・石和・矢板・宗道・藤岡・富岡(以上東京稅務監督局管內)・舞鶴・三田・村岡・篠山・三輪・三國・大聖寺・松任・上市(以上大阪稅務監督局管內)・佐沼・喜多方・棚倉・雙葉・

鷹巢・花輪・七戸・田名部・寒河江（以上仙臺稅務監督局管內）・知立・西尾・新城・掛川・揖斐・津川・六日町・安塚（以上名古屋稅務監督局管內）・屋代・深川・八頭・根雨・掛合・津和野（以上廣島稅務監督局管內）・觀音寺・川島・三島・久萬（以上丸龜稅務監督局管內）・御船・甘木・前原・玉津・佐伯・森・鳥栖・出水・小林（以上熊本稅務監督局管內）の五十三署を廢して、大館（秋田縣）・野邊地（青森縣）・大濱（愛知縣）の三署を新設せしが（勅令第二百九十六號）、尋いで同年十二月二十日丸龜稅務監督局の廢止せらるるに及びて、其の所轄稅務署中香川・德島・高知三縣所在のものは大阪稅務監督局の所轄に、愛媛縣所在のものは廣島稅務監督局の所轄に移されたり（勅令第三百三十五號）。

大正十五年九月に至り東京府小笠原稅務署を廢止すると共に大阪府に淀川稅務署を新設したり（勅令第三百五號）。

以上述べたる所の外稅務署の管轄區域に關する改正は屢〻行はれしと雖も、玆には之を省略す（明治四十三年三月勅令第四十三號・大正三年十一月第二百四十號・同七年十二月第三百九十七號・同十年九月第四百號・同十二年四月第百九十一號・同十三年十一月第二百九十六號・同十四年四月第百二十號・同十五年九月第三百五號）。

今大正十五年末現在に於ける稅務署の名稱を掲ぐれば左の如し（合計三百四十五箇所）。

稅務監督局名	廳府縣	稅務署名
東京	東京	神田橋　永代橋　京橋　幸橋　四谷　水道橋　厩橋　兩國橋　品川　淀橋　板橋　龜戸　青梅　八王寺
	神奈川	橫濱　川崎　橫須賀　藤澤　大磯　小田原
	埼玉	浦和　川越　秩父　熊谷　忍　粕壁
	千葉	千葉　松戸　佐原　銚子　東金　茂原　木更津　北條
	山梨	甲府　鰍澤　韮崎　都留
	栃木	宇都宮　鹿沼　眞岡　栃木　大田原　足利
	茨城	水戸　太田　松原　麻生　龍ケ崎　土浦　下館　境
	群馬	前橋　高崎　中之條　沼田　桐生　館林
大阪	大阪	東西南北　玉造　淀川　茨木　堺　岸和田　富田林　住道
	京都	上京　下京　伏見　園部　福知山　宮津　峯山
	兵庫	神戸　西宮　伊丹　明石　社　加古川　姬路　龍野　上郡　豐岡　和田山　柏原　洲本
	奈良	奈良　葛城　吉野
	和歌山	和歌山　粉河　湯淺　御坊　田邊　新宮
	滋賀	大津　水口　八幡　彥根　長濱　今津
	福井	福井　大野　武生　敦賀　小濱
	石川	金澤　小松　七尾　輪島
	富山	富山　魚津　高岡　出町
	香川	丸龜　長尾　土庄　高松
	德島	德島　那賀　撫養　脇町　池田
	高知	高知　中村　須崎　赤岡　安藝
札幌	北海道	札幌　函館　檜山　壽都　小樽　空知　瀧川　上川　名寄　增毛　宗谷　室蘭　浦河　網走　釧路　河西　根室
	宮城	仙臺　古川　築館　石卷　志津川　大河原

| | | |

六十九人、技手の定員を百八十九人に減少し(勅令第九十七號)、三十八年一月十四日稅務屬の定員を五千二百七十五人、技手の定員を二百八十八人に增加し(勅令第十九號)、四十年三月二十九日稅務屬の定員を更に五千三百九人に增加したりしが(勅令第九十二號)、翌四十一年四月二十四日に至り從來の稅務屬なる職名を屬と改め、同時に稅務官の定員を百二十九人、屬の定員を七千百二十五人に增加したり(勅令第九十九號)。尋いで翌四十二年三月二十四日屬の定員を六千九百五人、技手の定員を三百五十五人に減少したりしが(勅令第三十四號)、同年十月二十二日稅務官の定員を百五十人に增加すると共に、屬の定員を五千八百九十五人、技手の定員を百九十五人に減少したり(勅令第二百六十六號)。

大正二年六月十三日に至り從來の稅務官の名稱を司稅官及副司稅官と改むると共に、其の定員を定めて司稅官三十人、副司稅官百二十人、屬五千四百九十八人、技手百五十六人と爲せしが(勅令第百六十號)、大正三年度以降臺灣よりの移入糖に對する砂糖消費稅の賦課徵收は內地の徵收機關に於て之に當ることとなりしを以て、三年五月十九日屬の定員を五千六百二十一人に增員したり(勅令第九十五號)。然るに同年十一月十日行政整理に際して再び屬の定員を五千三百七十三人、技手の定員を百三十五人に減少したり(勅令第二百四十號)。大正八年六月十日屬の定員を五千四百九十二人に增加せしが(勅令第二百七十八號)、翌九年九月二十五日に至り副司稅官なる官名を廢して之を司稅官と改むると共に、司稅官の定員を百八十人、屬の定員を六千九百二人に增加し(勅令第四百二十三號)、尋いで翌十年九月一日屬の定員を六千九百三十七人に改め(勅令第四百號)、翌十一年六月二日更に之を七千三百三十二人に增加したり(勅令第三百十一號)。大正十二年四月二十七日定員を減少して屬六千五百四十九人、技手百十七人と改め(勅令第百九十一號)、翌十三年十二月二十日更に減少して屬五千五百六十七人、技手百人と爲せしが(勅令第三百三十五號)、大正十五年五月五日に至り屬の定員を增加して五千八百七十六人と改めたり(勅令第九十五號)。

以上の如き稅務署の職員に關する諸改正は特に理由を擧ぐるものの外は、何れも皆前款に於て述べたる稅務監督局の職員に關する改正と全く同一の理由に出でたるものなるを以て、玆に再び之が理由を說かず。

第二目　臨時職員

以上述べたる移務署常置職員の外尙ほ必要に應じて特に臨時職員を增置せられしことあり。此等は何れも旣述の稅務監督局に於ける臨時職員の設置と其の理由を同じくするものなるが故に、玆には其の設置竝に廢止の事實を左に列記するに止むべし。

(一)　大正七年六月十日戰時利得稅徵收の爲め稅務署に專任屬四百七十三人を臨時增置し(勅令第二百七號)、大正九年九月十六日之を廢止す(勅令第四百三號)。

(二)　大正七年七月三日、田畑地價調査の爲め稅務署に專任屬三百人を臨時設置し(勅令第二百六十九號)、同十年四月八日之を廢止す(勅令第七十一號)。

(三)　大正十一年四月一日國有財產に關する事務に從事せしむる爲め、稅務監督局及稅務署に通じて專任屬二百十五人及專任技手八人を臨時增置せしが(勅令第百三十七號)、翌十二年四月二十七日屬百七十二人及技手六人に減少し(勅令第百八十三號)、十三年十二月二十日更に屬百四十七人及技手五人に

減員し(勅令第三百二十七號、十五年五月十日屬の定員を百七十七人に增加せり(勅令第百一號)。

(四)　大正十四年五月二十六日東京及橫濱に於ける土地區劃整理の施行に伴ふ地租に關する事務に從事せしむる爲め、稅務監督局及稅務署に通じて專任屬十七人を臨時增置せり(勅令第二百四號)。

(五)　大正十五年五月十日土地賃貸價格の調査に關する事務に從事せしむる爲め、稅務監督局及稅務署に通じて專任屬八百七十人を臨時增置せり(勅令第百一號)。

第二節　關稅徵收機關

第一款　總說

關稅徵收機關は全國主要なる開港場に設置せられて關稅徵收、貿易取締等のことを掌る機關にして、開國當初は運上所と稱せられしが、後稅關と改められたり。安政五年六月以降德川幕府は米國を始め其他の諸國と相次いで通商條約を締結し、之に應じて漸次長崎、橫濱、箱館、兵庫の四港及大阪市場を開きて貿易を開始するや、此等四港に運上所を置きて關稅の賦課徵收其他の事務を掌らしめしが、明治維新に至りて右四港の外大阪の開市場たりしを改めて開港場と爲し、又新に新潟港及東京市場を開き、大阪及新潟の兩開港場に運上所を設けて關稅徵收等の事務を執らしめたり。而して此等の各運上所の事務は各其の地管轄の地方官をして執行せしめ、外國事務局(後外國官、次に外務省と改稱)之を統轄せしが、明治四年八月に至り大藏省の所管に移屬せしめられたり。然れども各運上所の事務は尙ほ舊に依りて各地方官をして執行せしめしが、同年十月先づ神奈川運上所(同年十二月橫濱運上所と改稱)を大藏省租稅寮の直管に移せしを始めとし、翌五年五月に神戶運上所、同年七月に大阪及長崎の兩運上所を相次いで租稅寮の直管と爲し、尋いで同年十一月橫濱運上所を本局と稱して各運上所を其の統轄に屬せしめたり。而して同年十一月二十八日に至りて從來或は運上所と謂ひ或は稅關と稱して稱呼一ならざりしを改め、爾後總て稅關と稱せしむることと爲したり。

明治七年一月に至り橫濱稅關本局の稱を廢して各稅關を再び租稅寮の直管に復し、尋いで翌八年八月函館稅關を、同年九月新潟稅關を地方官の所管より移して租稅寮の直管と爲すに及び、茲に各稅關は總て租稅寮の直接管理する所となれり。明治十年一月大藏省に關稅局を新設するや、各稅關は其の主管に屬せしめられ、更に十七年五月關稅局を廢して主稅局と爲すに及びて主稅局の主管に轉じたり。

明治十九年三月勅令第七號を以て始めて稅關官制を制定し、各稅關は大藏大臣の管理に屬し海關稅及諸收入の事を掌理するものとし、且稅關長以下職員の職制定員等を規定したり。此の官制制定に依り從來の稅關の組織は大に釐革せられ、稅關の制度は茲に始めて整備したり。爾後稅關官制は屢〻改正せられ、稅關の管務竝に職員の名稱、定員等に變更を加へられしと雖も、其の組織の根本に至りては何等の變更も之れ無かりしものとす。然るに大正十三年十二月に至り稅關官制を改正し、從來內務大臣の管轄に屬せし府縣港務部竝に農商務大臣の管轄に屬せし植物檢查所の事務を總て稅關の管掌に移すに及び、茲に稅關の組織及權限は大に擴大せらるるに至れり。

稅關の位置は維新以來引續き橫濱、神戶、大阪、長崎、新潟、函館の六港に設けられしが、明治三十五年十月新潟稅關を廢して五箇所と爲し、後明治四十二年十月更に門司稅關を新設したり。而して此の間

貿易の發展に伴ひ漸次各地諸港の開港せらるるに從ひて、其の地に稅關支署を設けて稅關事務を掌理せしめしが、其の數は漸次增加し、明治三十年稅關支署設置當時に於て二十箇所に過ぎざりしものが、大正末年に至りて合計三十五箇所となれり。此の外尙ほ必要の地に稅關又は稅關支署の出張所を設置して貨物輸出入の利便を圖り、又全國各地に稅關監視署を設けて關稅警察及犯則の取締に備へしが、此等の官署も外國貿易の增進に伴ひ漸次其の數を增加したり。

稅關の管轄區域は明治二十三年九月に至りて始めて定められ、全國を六區に分ちて各稅關に屬せしめしが、爾後稅關の廢置其他の理由に依り管轄區域に變更あり、更に明治四十二年三月樺太領有と共に同島も亦函館稅關の管轄に屬せしめられたり。

以上述ぶるが如く關稅徵收機關は維新以後其の名稱・組織・所屬等に就き種々の變遷を經、明治十九年に及びて始めて其の組織の確立を見るに至りしものなるが故に、本節に於ては右明治十九年三月の官制制定以後の變遷に就き其の概要を說述すべし。但し其の中明治三十五年以前の事實に就きては既に「明治財政史」に於て之を詳悉せるを以て、茲には極めて之を簡略に付し、唯前後の連絡を圖るに止むることとすべし。

第二款　管務及分掌

第一項　管掌事務

明治十九年三月二十六日勅令第七號を以て始めて稅關官制を制定し、各稅關は大藏大臣の管轄の下に海關稅及諸收入のことを掌理するものと定めしが、同二十三年七月二十五日勅令第百四十二號を以て官制を改正し、稅關は海關稅務を掌る旨を規定し、尋いで二十六年十月三十一日勅令第百三十八號を以て再び官制を改正するに及び、其の管掌事務を列擧して左の如く定めたり。

(一) 各開港ニ於ケル西洋形船舶及外國通航ノ日本形船舶ノ出入ニ關スル事項
(二) 貨物ノ輸出入ニ關スル事項
(三) 各開港外ニ於ケル外國貿易取締ニ關スル事項
(四) 各開港外ニ於ケル輸出入貨物搭載ノ船舶出入ニ關スル事項
(五) 海關稅及稅外諸收入ノ徵收ニ關スル事項
(六) 稅關管理ノ倉庫ニ關スル事項

明治三十年六月二十二日更に官制を改正し、稅關の管掌事務中第一號を左記の如く改むると共に左の二號を追加したり(勅令第二百二號)。

(一) 各開港ニ於ケル西洋形船舶及外國通航ノ日本形船舶ノ出入及港內艀舟ノ取締ニ關スル事項
(七) 私設保稅倉庫監督ニ關スル事項
(八) 保稅倉庫藏置ノ貨物運搬取締ニ關スル事項

明治三十二年四月二十二日稅關官制を改正し、稅關は大藏大臣の管理に屬し左の事務を掌るものと定めたり(勅令第百六十一號)。

(一) 關稅、噸稅及稅關諸收入ニ關スル事項
(二) 保稅倉庫其ノ他ノ倉庫ニ關スル事項
(三) 船舶及貨物ノ取締ニ關スル事項
(四) 關稅法及噸稅法犯則者ノ處分ニ關スル事項

(五)　酒類造石稅醬油稅下戻及製造煙草輸出交付金ニ關スル事項
(六)　關稅通路ノ取締ニ關スル事項

同三十五年十一月一日勅令第二百三十八號を以て官制の一部に改正を加へ、稅關の管掌事務中に更に左の一號を追加したり。

(七)　稅關又ハ保稅倉庫ヨリ引取ラルル砂糖ノ消費稅及骨牌ノ課稅ニ關スル事項

明治三十七年四月四日更に官制の一部を改正し、前揭稅關管務第七號中『砂糖』の下に『石油・毛織物』を加へしが(勅令第九十八號)、尋いで翌三十八年一月十四日更に右『石油・毛織物』を『繰物』に改めたり(勅令第十七號)。之れ卽ち明治三十七年四月第一次非常特別稅として石油及毛織物に消費稅を課し、翌三十八年一月第二次非常特別稅として石油輸入稅を課すると共に、毛織物の消費稅を改めて一般繰物に消費稅を課することとなりしに因るものとす。

明治四十三年八月朝鮮併合の結果朝鮮より移入する物品に移入稅を課することとなりしを以て同月二十九日更に前揭管掌事務に『移入稅ニ關スル事項』を加へしが(勅令第三百二十號)、翌四十四年六月十六日勅令第百八十三號を以て官制の一部を改正し、或は從來の規定の實狀に適合せざるを改め、或は又關稅法改正に基き保稅地域等に關する規定をも加へ、稅關の管掌事務を左の如く改めたり。

(一)　關稅・噸稅及稅關諸收入ニ關スル事項
(二)　保稅倉庫・稅關假置場其ノ他ノ保稅地域ニ關スル事項
(三)　船舶及貨物ノ取締竝貨物ノ收容ニ關スル事項
(四)　關稅法及噸稅法犯則者ノ處分ニ關スル事項
(五)　輸出入又ハ移出入貨物ノ戻稅及交付金ニ關スル事項
(六)　運送通路ノ取締ニ關スル事項
(七)　輸入又ハ移入ノ砂糖・繰物・石油ノ消費稅及骨牌ノ課稅ニ關スル事項
(八)　移入稅ニ關スル事項

大正九年八月二十九日以降朝鮮に關稅法及關稅定率法を施行すると共に、內地朝鮮間の移入稅を撤廢せしを以て、同年九月二十五日前揭稅關管掌事務中『又ハ移出入』、『又ハ移入』の字句及第八號を削除したり(勅令第四百二十一號)。

大正十三年十二月二十日勅令第三百三十三號を以て改正稅關官制を公布すると共に、港務部設置制(明治四十年勅令第九十九號)及植物檢查所官制(大正三年勅令第九十號)を廢止し、卽日之を實施したり。港務部は明治三十五年四月始めて神奈川・兵庫・長崎・福岡の四縣に設置せられしものにして、爾來種々の變遷を經て大正十三年十二月廢止の當時に於ては大阪・神奈川・兵庫・長崎・福井・福岡の一府五縣に設置せられ、之に港務官・港務醫官・港務獸醫官・屬・港吏其他の職員を置き、知事の管理の下に(一)開港港則に關する事項、(二)開港港則施行區域內に於ける行政警察及衞生に關する事項、(三)海港檢疫に關する事項、(四)輸入又は移入する獸類又は獸疫病毒汚染の疑ある物品の檢疫及檢查に關する事項を掌理せしめたり。又植物檢查所は農商務大臣の管理の下に植物の輸入・移入・輸出又は移出に關する檢查及取締竝病菌害蟲の研究及調查のことを掌るものにして、大正三年五月十五日假に之を農商務省內に設置し、後同年十一月一日より之を橫濱市に移すと共に、四日市・敦賀・神戸・門司・長崎(十三年六月名古屋を追加)に其の支所を設け、其他の地方に支所の出張所及植物檢查官吏派出所を設置したり。然るに大正十三年十二月行政整理の實行に際し、港務部竝に植物檢查所の所管事務は總て之を大藏省に移し、稅關をして之

を統一管掌せしむることに閣議の決定を見、茲に前記の如く稅關官制を改正すると共に港務部設置制及植物檢查所官制を廢止せしなり。斯くて此の官制改正の結果稅關の權限及組織は大に擴張せられ、其の管掌事務は左の如くなれり。

(一) 關稅、噸稅及稅關諸收入ニ關スル事項
(二) 保稅倉庫、假置場其ノ他ノ保稅地域ニ關スル事項
(三) 船舶及貨物ノ取締竝貨物ノ收容ニ關スル事項
(四) 關稅法及噸稅法犯則者ノ處分ニ關スル事項
(五) 輸出入貨物ノ戾稅及交付金ニ關スル事項
(六) 運送通路ノ取締ニ關スル事項
(七) 輸入ノ砂糖又ハ織物ノ消費稅及骨牌ノ課稅ニ關スル事項
(八) 輸出入又ハ移出入ノ植物ニ關スル檢查、取締及病菌害蟲ノ研究調查ニ關スル事項
(九) 開港港則ニ關スル事項
(十) 開港港則ノ施行ニ直接必要ナル港內ノ行政警察ニ關スル事項
(十一) 海港檢疫ニ關スル事項
(十二) 輸入又ハ移入ノ獸畜其ノ他ノ貨物ニ對スル家畜傳染病豫防法又ハ畜牛結核病豫防法ニ依ル檢疫檢查ニ關スル事項

以上の外稅關は尙ほ內地產獸毛の消毒に關する事務を掌ることを得るものとす。而して前揭の管掌事務中第八號乃至第十二號及前記內地產獸毛の消毒に關する事務を掌る稅關は大藏大臣別に之を告示するの規定にして、此の規定に基き同日大藏省告示第二百一號を以て左の如く公示したり。

稅關	事項
橫濱	第八號乃至第十二號及內地產獸毛ノ消毒ニ關スル事務
神戶	同
大阪	同
長崎	同
門司	同
函館	第八號ノ事務

更に右と同時に此等各稅關の支廳中以上の事務を取扱ふものを左の如く定めたり(告示第二百一號)。

稅關名稱	事項
橫濱	東京稅關支署	第八號ノ事務
	淸水稅關支署	同
神戶	宇品稅關監視署	同
大阪	武豐稅關支署	同
	名古屋稅關支署	同
	四日市稅關支署	同
	敦賀稅關支署	第八號第十一號第十二號及內地產獸毛ノ消毒ニ關スル事務
	唐津稅關支署	第八號ノ事務
	口ノ津稅關支署	第十一號第十二號及內地產獸毛ノ消毒ニ關スル事務

長崎	三池稅關支署	第八號・第十一號・第十二號及內地產獸毛ノ消毒ニ關スル事務
	鹿兒島稅關支署	第八號ノ事務
	嚴原稅關支署	第八號・第十一號・第十二號及內地產獸毛ノ消毒ニ關スル事務
門司	博多稅關支署	第八號ノ事務
	下關出張所	同
	六連島稅關監視署	同
函館	小樽稅關支署	同

翌十四年四月前揭告示に改正を加へ、函館稅關の管掌事務に第十二號の事務を加へ、同時に長崎及函館稅關支廳の取扱ふ事務を左の如く改めたり(告示第五十三號)。

稅關	名稱	事項
長崎	唐津稅關支署	第八號ノ事務
	口ノ津稅關支署	第十一號及內地產獸毛ノ消毒ニ關スル事務
	三池稅關支署	第八號・第十一號及內地產獸毛ノ消毒ニ關スル事務
	鹿兒島稅關支署	第八號及第十二號ノ事務
	嚴原稅關支署	第八號・第十二號及內地產獸毛ノ消毒ニ關スル事務
函館	小樽稅關支署	第八號及第十二號ノ事務

翌十五年七月更に前表の一部を改正して長崎稅關所屬松島稅關監視署をして第十一號の事務を取扱はしむることとせり(告示第九十五號)。

第二項　事務分掌

明治十九年三月稅關官制を制定するや、各稅關に檢查課・鑑定課・收稅課・倉庫課・監視課・文書課・製表課・會計課の八課を置きて事務を分掌せしむるものとせしが、二十六年十一月十日稅關分課規程を定め從來の八課を廢して五課一部と爲し、各稅關に檢查課・鑑定課・徵收課・倉庫課・庶務課・監視部を置くものとし、二十九年六月十日新に稅關長官房を置き、庶務課の分掌事務の一部を管掌せしめたり。

明治三十二年四月二十五日稅關分課規程を改正し、各稅關に稅關長官房・監視部・監查課・檢查課・鑑定課・徵收課・貨物課・庶務課を置き、左の如く事務の分掌を定めたり。但し稅關監視部に就ては同年四月改正稅關官制中に於て特に之が設置に關する規定を設け、以て他の稅關分課に對し特別の位置を有せしめたり。

稅關長官房

一　官印及廳印ノ管守ニ關スルコト
二　官吏ノ進退・身分ニ關スルコト
三　文書ノ接受・發送及編纂・保管ニ關スルコト
四　翻譯ニ關スルコト
五　外國貿易船不開港出入ノ特許ニ關スルコト
六　異議訴願及訴訟ニ關スルコト
七　統計及諸表ノ調製ニ關スルコト
八　機密ニ關スルコト

九　他ノ部課ニ屬セサルコト

監視部

一　船舶貨物及關稅通路ノ取締ニ關スルコト
二　犯則事件ノ調査及處分ニ關スルコト
三　艙口申告書旅客氏名表及船內船用品目錄ノ調査ニ關スルコト
四　船內船用品ノ檢査ニ關スルコト
五　關中ノ取締ニ關スルコト

監査課

一　船舶貨物及船用品ニ關スル文書ノ調査ニ關スルコト
二　船舶及貨物ニ關スル免許特許及認許ニ關スルコト
三　檢査スヘキ貨物ノ指定其ノ他貨物檢査ノ監督ニ關スルコト
四　關稅ノ擔保ニ關スルコト

檢査課

一　貨物及船用品ノ檢査ニ關スルコト

鑑定課

一　貨物ノ鑑定ニ關スルコト
二　見本品ノ納付及保存ニ關スルコト

徵收課

一　關稅噸稅及諸收入ノ豫算決算ニ關スルコト
二　關稅噸稅及諸收入ノ徵收ニ關スルコト

貨物課

一　倉庫及貨物ノ庫入庫出ニ關スルコト
二　貨物ノ收容及收容貨物ノ處分ニ關スルコト
三　貨物ノ整理ニ關スルコト

庶務課

一　經費ノ豫算決算及會計ニ關スルコト
二　製造煙草輸出交付金及諸拂戻ニ關スルコト
三　土地築造物船舶及物品ニ關スルコト
四　營繕ニ關スルコト

右分課規程は爾後何等の變更なくして永く行はれしが、大正四年三月一日に至りて之を改正し、稅關に監視部の外稅關長官房・總務課・檢査課・會計課の一房三課を置くことと爲し、其の分掌事務を左の如く定めたり。

稅關長官房

一　機密ニ關スルコト
二　官吏ノ進退身分ニ關スルコト
三　官印及廳印ノ管守ニ關スルコト
四　文書ノ接受發送編纂保管ニ關スルコト
五　翻譯ニ關スルコト
六　異議訴願及訴訟ニ關スルコト
七　外國貿易船不開港出入ノ特許ニ關スルコト
八　保稅倉庫假置場其ノ他保稅地域ノ設置變更廢止ニ關スルコト

九　他ノ部課ニ屬セサルコト

總務課

一　船舶貨物及船用品ニ關スル文書ノ調査ニ關スルコト
二　船舶貨物及船用品ニ關スル免許特許認許其ノ他ノ處分ニ關スルコト
三　檢査スヘキ貨物ノ指定ニ關スルコト
四　諸稅及諸收入ノ賦課徵收竝豫算決算ニ關スルコト
五　稅金ノ擔保ニ關スルコト
六　統計及諸表ノ作成ニ關スルコト

檢査課

一　貨物及船用品ノ檢査鑑定ニ關スルコト
二　見本品ノ採取保存ニ關スルコト
三　仕入書ノ整理保存ニ關スルコト

會計課

一　經費ノ豫算決算及會計ニ關スルコト
二　官有財產及物品ニ關スルコト
三　交付金及諸拂戻金ニ關スルコト
四　營繕ニ關スルコト

監視部

一　船舶貨物及船用品ノ取締ニ關スルコト
二　保稅地域及運送通路ノ取締ニ關スルコト
三　貨物ノ整理及收容處分ニ關スルコト

四　倉庫事務ニ關スルコト
五　船舶ノ繫留ニ關スルコト
六　犯則事件ノ調査處分ニ關スルコト
七　旅客携帶品ノ檢査ニ關スルコト
八　船內船用品ノ檢査ニ關スルコト
九　艙口申告書旅客氏名表及船內船用品目錄ノ調査ニ關スルコト
十　稅關構內ノ取締ニ關スルコト

大正十三年十二月に至り府縣港務部及植物檢査所を廢して其の管掌事務を稅關に移屬せしめしを以て、之に伴ひ同月二十日分課規程に改正を加へ、新に港務部及植物檢査課を增置して其の分掌事務を左記の如く定むると同時に、總務課の分掌事務中第二號に『但シ開港港則、海港檢疫法、家畜傳染病豫防法、畜牛結核病豫防法、輸出入植物取締法、輸出獸毛製刷子取締規則及內地產獸毛消毒規則ニ關スルモノヲ除ク』との但書を加へ、又監視部の分掌事務中第五號を削り第六號を第五號とし、第七號を第六號として『旅客携帶品ノ檢査ニ關スルコト』を『旅客携帶品ノ檢査ニ關スルコト但シ輸出入植物取締法ニ依ルモノヲ除ク』と改めたり。但し港務部の設置に就ては監視部と同樣同年改正稅關官制に於て特に之を規定し、以て他の分課に對し特別の位置を有せしめしものとす。

植物檢査課

一　輸出入又ハ移出入植物ニ關スル檢査、取締ニ關スルコト
二　輸出入又ハ移出入植物ノ病菌及害蟲ノ研究調査ニ關スルコト

港務部

一　開港港則ニ關スルコト
二　開港港則ノ施行ニ直接必要ナル港内ノ行政警察ニ關スルコト
三　海港檢疫ニ關スルコト
四　輸入又ハ移入ノ獸畜其ノ他ノ貨物ニ對スル家畜傳染病豫防法又ハ畜牛結核病豫防法ニ依ル檢疫檢査ニ關スルコト
五　内地產獸毛ノ消毒ニ關スルコト

尙ほ函館稅關には當分の内港務部及植物檢査課の事務は監視部に於て掌るものとせしが、翌十四年四月一日既述の如く函館稅關の管掌事務に稅關官制第一條第一項第十二號の事務を追加せられしに伴ひ、同日分課規程に改正を加へ右事務をも監視部に於て管掌せしむることとせり。

第三款　位置及管轄區域

稅關は明治維新の當初より橫濱・大阪・神戸・長崎・新潟・函館の六港に設置せられ、爾後其の位置に何等の變更もなかりしが、明治三十五年十一月一日に至り右の中新潟稅關を廢して之を稅關支署と爲すに及び（勅令第二百三十八號）、稅關の數は五箇となれり。然るに明治四十二年十一月五日以後門司稅關支署を改めて門司稅關と爲せし結果（勅令第二百六十二號）、茲に稅關の數は再び六箇となり、橫濱・神戸・大阪・長崎・門司・函館の六港に設置せらるることとなれり。爾來稅關の名稱及位置には何等の變化もなくして大正末年に及べるものとす。

稅關の管轄區域に就ては明治二十三年以前に在りては何等の規定も存せざりしが、同年九月六日に至り勅令第二百四號を以て始めて之を左の如く定めたり。

稅關名稱	管轄區域
橫濱	陸前　磐城　常陸　下總　上總　安房　武藏　相模　伊豆　駿河　遠江十一箇國及小笠原島ノ沿岸
神戸	攝津（川邊郡以西）　播磨　備前　備中　備後　安藝　周防　長門　石見　出雲　伯耆　因幡　但馬　丹後　隱岐　伊豫　土佐　阿波　讃岐　淡路二十箇國ノ沿岸
大阪	三河　尾張　伊勢　志摩　紀伊　和泉　攝津（西成郡以東）七箇國ノ沿岸
長崎	肥前　肥後　筑前　筑後　豐前　豐後　日向　大隅　薩摩　壹岐　對馬　琉球十二箇國ノ沿岸
新潟	若狹　越前　加賀　能登　越中　越後　羽前　羽後　佐渡九箇國ノ沿岸
函館	陸奥　陸中　渡嶋　後志　石狩　天鹽　北見　根室　千島　釧路　十勝　日高　膽振十三箇國ノ沿岸

明治三十二年四月周防及長門の二國を神戸稅關の管轄より除きて長崎稅關の管轄に移すと共に各稅關管轄區域中『ノ沿岸』を削除し（勅令第百六十八號）、三十四年八月大阪稅關の管轄區域に山城國を加へしが（勅令第百七十一號）、翌三十五年十一月新潟稅關の廢止に伴ひて其の管轄區域を橫濱・大阪・函館三稅關に分割し、越後・羽前・佐渡三箇國を橫濱稅關、若狹・越前・加賀・能登・越中五箇國を大阪稅關、羽後國を函館稅關の各管轄區域に編入したり（勅令第二百三十九號）。

明治四十二年三月樺太に關稅法規を施行せしに伴ひ右管轄區域表に改正を加へ、函館稅關の管轄

區域に樺太を追加せしが(勅令第二十五號)、同年十月門司稅關設置の結果更に管轄區域を左表の如く改正したり(勅令第二百六十三號)。

稅關名稱	管轄區域
橫濱	陸前　磐城　常陸　下總　上總　安房　武藏　相模　伊豆　駿河　遠江　越後　羽前　佐渡　十四箇國及小笠原島
大阪	三河　尾張　伊勢　志摩　紀伊　和泉　攝津(西成郡以東)　丹後十四箇國
神戶	攝津(川邊郡以西)　播磨　備前　備中　備後　安藝　石見　土佐　阿波　讃岐　淡路十七箇國
長崎	肥前　肥後　筑後　日向　大隅　薩摩　壹岐　對馬　琉球九箇國
門司	周防　長門　筑前　豐前　豐後五箇國
函館	陸奥　陸中　羽後　渡島　後志　石狩　天鹽　北見　根室　千島　釧路　十勝　日高　膽振　十四箇國及樺太

以上の如く稅關の管轄區域は明治二十三年初めて制定の際に於ては沿海諸國の沿岸のみに限られ、其後明治三十二年に至りて右諸國の全部を包含することに改正せられしも、海に沿はざる諸國に至りては明治三十四年中京都に於て私設保稅倉庫の營業を特許するの必要上、山城國を大阪稅關の管轄區域に加へられたる外、總て稅關の管轄區域外に置かれたり。然れども此等の諸國に於ても稅關官吏が運送貨物の取締犯則事實の調査其他に關し職務を執行する場合を生ずるのみならず、外國貨物を原料とする製造業の發展に伴ひ私設假置場の漸次設置せられんとするの趨勢あるに至りしを以て、此等海に沿はざる諸國をも稅關管轄區域に加ふるの必要を認め、大正六年六月九日勅令第五十八號を以て稅關管轄區域を左表の如く改定したり。

稅關名稱	管轄區域
橫濱	東京府　神奈川縣　埼玉縣　茨城縣　群馬縣　栃木縣　千葉縣　靜岡縣　山梨縣　長野縣　新潟縣　福島縣　宮城縣　山形縣
神戶	兵庫縣　岡山縣　鳥取縣　島根縣　廣島縣　香川縣　德島縣　高知縣　愛媛縣
大阪	大阪府　京都府　和歌山縣　奈良縣　三重縣　滋賀縣　福井縣　石川縣　富山縣　岐阜縣　愛知縣
長崎	長崎縣　佐賀縣　福岡縣ノ內(久留米市　大牟田市　浮羽郡　三井郡　三潴郡　八女郡　山門郡　三池郡)　熊本縣　宮崎縣　鹿兒島縣　沖繩縣
門司	山口縣　大分縣　福岡縣(但シ久留米市　大牟田市　浮羽郡　三井郡　三潴郡　八女郡　山門郡及三池郡ヲ除ク)
函館	北海道　秋田縣　巖手縣　靑森縣　樺太

稅關管轄區域に關しては爾後何等の變更なくして大正末年に及べり。

第四款　職員

稅關の職員は明治十九年三月制定の稅關官制に於て、稅關に稅關長・稅關副長・屬・鑑吏・鑑定吏を置くこととし、各其の事務の管掌を定めしが、翌二十年十二月新に鑑定官を置くこととし、二十三年七月

改正官制に於ては以上の諸職員の外更に鑑定官試補及監吏補を設けたり。翌二十四年七月稅關長の定員を減少して大阪稅關長は神戸稅關長又は副長之を兼ね、新潟稅關長は新潟縣收稅長(二十九年十月新潟稅務管理局長に改む)の兼任としたり。明治二十六年十月改正の官制に於ては副長及鑑定官試補の名稱を廢止せしが、三十年六月改正の官制に於ては右の外新に檢查官・監視官・技手の職員を設くると共に鑑定吏を鑑定官補に改め、翌三十一年十月更に檢查官・監視官屬を廢して事務官及事務官補を設けたり。

明治三十二年四月官制を改正し、各稅關に稅關長を置くの外各稅關を通じて事務官・監視官・鑑定官・事務官補・監視官補・鑑定官補・監吏・技手の各職員を置くものとし、其の職務及定員等を左の如く定めたり。

(一) 稅關長　奏任トシ、大藏大臣ノ指揮ヲ承ケ稅關ニ關スル一切ノ事務ヲ掌理ス。

(二) 事務官　奏任八人トシ、稅關支署長タル者ノ外稅關ニ分屬シテ稅關長ノ事務ヲ助ク。

(三) 監視官　奏任四人トシ、稅關長ノ指揮ヲ承ケ關稅警察及犯則處分ニ關スル事務ヲ掌理ス。

(四) 鑑定官　奏任十二人トシ、稅關長ノ指揮ヲ承ケ貨物ノ檢查鑑定ニ關スル事務ヲ掌理ス。

(五) 事務官補　判任三百十二人トシ、稅關支署長タル者ノ外上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス。

(六) 監視　判任七十七人トシ、稅關監視部長又ハ稅關監視署長タル者ノ外上官ノ指揮ヲ承ケ關稅警察及犯則處分ニ關スル事務ニ從事ス。

(七) 鑑定官補　判任百十七人トシ、上官ノ指揮ヲ承ケ貨物ノ檢查鑑定ニ從事ス。

(八) 監吏　判任六百八十人トシ、稅關監視署長タル者ノ外上官ノ指揮ヲ承ケ關稅警察及犯則處分ニ關スル事務ニ從事ス。

(九) 技手　三十六人。

尙ほ官制は特に規定を設け、稅關監視部に部長一人を置き、監視官又は監視を以て之に充つることとしたり。

稅關職員の名稱及職務等に關しては何等の變更なくして大正二年に及びしが、其の定員に關しては其の間毎年之が增減行はれたり。卽ち明治三十三年五月事務官補三百十三人・監視七十八人・鑑定官補百十八人・監吏六百八十二人に改め(勅令第二百四十九號)、三十四年五月監視百八人・鑑定官補百四十八人・監吏七百四十二人に改め(勅令第九十三號)、三十五年三月事務官補二百八十三人・監視百一人・鑑定官補百三十六人・監吏五百九十九人に改め(勅令第七十九號)、同年十月技手三十八人に改めたり(勅令第二百二十九號)。明治三十六年十二月行政整理の爲め事務官五人・事務官補二百五十八人・監吏五百七十六人に減少せしが(勅令第二百十八號)、三十七年四月非常特別稅新設の爲め事務官補二百七十六人・監視百九人・鑑定官補百四十六人・監吏六百六十九人・技手四十五人に增員し(勅令第九十八號)、翌三十八年一月第二次非常特別稅の徵收に當り更に事務官補二百八十四人・監視百十二人・鑑定官補百五十二人・監吏六百八十四人に增加したり(勅令第五十四號)。明治三十九年三月私設保稅倉庫派出員の增加及關釜運輸連絡船乘監員の增加等の爲め監視百十七人・鑑定官補百六十人・監吏七百六人に改め(勅令第三十八號)、同年十一月改正關稅定率法の施行に伴ひ事務の激增を來せし爲め事務官補の定員を三百十三人に增加し(勅令第二百九十二號)、翌四十年四月長崎稅關假置場設備の擴張・東京市に於ける特別輸出事務の取扱及私設保稅倉庫特派官吏の增加等に伴ふ定員增加の必要上、事務官補三百十七人・監視百二十四人・鑑定官補百六十三人・監吏七百六十人・技手五十六人に改めたり(勅令第百十號)。明治四十一年三月稅關支署等の增設・神戸稅關川崎波止場設備の完成・橫濱稅關上

屋設備の一般供用開始・税關備付起重機の使用料徴收開始・外國小包郵便物の增加等稅關事務の膨脹竝に私設保稅倉庫特派員の需要增加等に伴ひ更に定員を增加し、事務官補三百二十七人・監視百二十八人・鑑定官補百七十五人・監吏八百二十七人・技手六十一人に改め（勅令第四十八號）、翌四十二年三月に至り稅關構內上屋の使用料徴收開始・稅關出張所の增設・私設保稅倉庫の增加・輸出菓子糖果原料砂糖戻稅制度の開始等稅關事務の增加に伴ふ增員と行政整理に基く減員とを相殺して、差引事務官補三百五十四人・鑑定官補百七十九人・監吏八百六十九人・技手六十五人に增員すると共に監視の定員を百二十五人に減少せしが（勅令第六十二號）、同年十月再び行政整理の實行に際し定員を減少して、鑑定官十人・事務官補三百十四人・監吏七百三十二人・技手六十一人と爲したり（勅令第二百六十二號）。明治四十三年三月門司稅關の設置・稅關支署の增設・私設保稅倉庫の增加等の理由に基き定員を增加し、事務官補三百十八人・監視九十九人・鑑定官補百四十五人・監吏七百七十三人・技手六十五人とし（勅令第四十二號）、翌四十四年四月稅關出張所の設置及私設保稅倉庫の增加等に伴ひ更に定員を增加して、事務官補三百二十四人・監視百二人・鑑定官補百五十一人・監吏八百十三人・技手七十二人と爲せしが（勅令第百二十九號）、翌四十五年七月に至り日露兩國間の貨物聯絡運送に關する法律の制定に伴ふ稅關出張所の設置・稅關假置場法の改正等の爲め更に定員を增加し、事務官補三百三十一人・鑑定官補百五十八人・監吏八百十七人に改めたり（勅令第百五十三號）。

大正二年六月行政整理の實行に伴ひ稅關官制に改正を加へ、定員の減少竝に職制の改正を行ひたり。卽ち監視官を廢して新に副事務官を置き、事務官及副事務官は共に稅關に分屬して稅關長の事務を助け、又は稅關長の指揮を承け關稅警察及犯則處分に關する事務を掌理するものと爲し、又從前の鑑定官及鑑定官補を夫々鑑査官又は鑑査官補と改稱し、同時に職員の定員を減少して事務官三人・副事務官三人・鑑査官七人・事務官補三百二十二人・監視九十一人・鑑査官補百五十七人・監吏八百十七人・技手六十七人とせり。而して之と同時に又稅關中橫濱・神戸・大阪の三稅關長の地位を高めて之を勅任と爲すことを得るものと爲したり（勅令第百五十八號）。

大正三年度より萬國貿易統計同盟加入の爲め竝に關稅拂戻品增加の爲め稅關吏員の增員を必要とし、大正三年五月事務官補の定員を三百三十六人に增加せしが（勅令第九十四號）、同年十一月行政整理の實行に伴ひ定員を減少して事務官補三百二十一人・監視八十六人・鑑査官補百四十二人・監吏七百四十四人・技手六十人に改めたり（勅令第二百三十八號）。

大正五年三月稅關官制に改正を加へ、事務官の定員を三百人・鑑査官補を百二十八人・監吏を五百七十八人に夫々減少すると同時に、特許手數料を徴して保稅地域其他關稅上特殊の取扱を爲す場所に常時派出する稅關官吏は之を定員外に置くこととしたり（勅令第三十六號）。蓋し從來外國貿易上の利便を圖る趣旨を以て、稅關に於て特許を與へたるものに對しては、特許手數料を徴して之に稅關官吏を派出し其の事務を處理し來りしも、私設保稅倉庫及私設假置場の設置を出願するもの益〻多く、屢〻定員に不足を告げ必要に應じて特許を與ふること能はず、爲に商機を逸せしめ延いて海外貿易の發展を阻害するの虞あるのみならず、每次之が爲に官制の改正を要し、繁褥を重ぬるの不便あるを以て、玆に特許に伴ひ派出せる官吏は之を定員外に置き、以て民間貿易業者の希望を滿足せしむることと爲せしなり。

大正六年二月東京驛稅關出張所の開設竝に神戸港海陸運輸連絡設備工事の一部竣工に伴ひ、之が

利用の爲め定員增加の必要あり、事務官補三百五人・監視八十七人・鑑査官補百三十三人・監吏五百九十八人・技手六十三人に改めしが（勅令第二十二號）、同年八月に至り横濱稅關の新設備一部竣工竝に若松港の輸入制限品目の擴張等に伴ふ事務處理の爲め、更に定員を增加して事務官補三百八人・鑑査官補百三十七人・監吏六百十二人・技手六十五人と爲したり（勅令第百十一號）。翌七年六月横濱稅關新設備の完成、稅關監視署の增設、神戸門司兩稅關新設備一部竣工等に伴ひ更に定員を增加し、事務官補三百十五人・監視九十二人・鑑査官補百五十人・監吏六百四十八人と爲したり（勅令第二百八號）。

大正八年七月官制に改正を加へ、新に關稅官（奏任）五人及技師（奏任）二人を置くと共に、定員を改正して鑑査官九人・事務官補三百十二人・鑑査官補百五十一人・監吏六百五十二人と爲し、且技師の職務を規定して稅關長の指揮を承け船舶の繫留に關する事務を掌理するものと爲したり（勅令第三百三十三號）。蓋し鹿兒島稅關支署の設置に伴ひ吏員の定員を增加し、更に稅關支署に於ける關稅行政事務の複雜に赴くに伴ひ、關稅事務に經驗材幹ある者を銓衡して之を奏任官に昇進せしめて樞要稅關支署長たらしめ、以て稅關事務の進歩を圖るが爲め、事務官補の定員を減じて新に關稅官を設置することと爲し、又横濱・神戸兩港に於ける外航船舶の輻湊に伴ひ、技倆信用ある技術員をして之が指導監督の任に當らしむるの必要を認めて新に專任技師を設置することと爲せしなり。

大正九年九月門司稅關の新設備及神戸稅關曳船利用の爲め增員の必要を認め、鑑査官十五人・事務官補三百十四人・鑑査官補百五十二人・監吏六百五十六人・技手六十七人に增員すると共に、副事務官の名稱を廢して其の定員を事務官の定員に併せたり（勅令第四百二十一號）。

大正十年九月に至り官制に改正を加へ、門司稅關長を勅任に昇格せしむると共に、定員を增加して關稅官七人・鑑査官二十二人・事務官補三百三十二人・監視九十四人・鑑査官補百九十五人・監吏六百九十四人・技手七十二人に改め、且之と同時に從來官制中管務に關する規定を存せざりし關稅官及技手の管務を定めて、關稅官は稅關支署長たる者の外稅關に於ける經理に關する事務を掌理するものと爲し、又技手は上官の指揮を承け技術に從事するものと爲したり（勅令第三百九十八號）。蓋し門司稅關管内に於ける貿易の激增に伴ひ稅關事務の複雜を來し、稅關長の責任愈〻加重せし爲め其の地位を上せて之を勅任官と爲し、又横濱・神戸兩稅關の經理事務の增加に伴ひ新に關稅官を增員して之に當らしむることと爲し、其他關稅定率法の改正・稅關支署及稅關出張所の增設・神戸港貿易設備の利用・門司稅關曳船使用等の爲め定員の增加を必要と爲せしなり。翌十一年六月會計法改正に伴ふ事務の增加の爲め事務官補の定員を三百四十二人に增加せしが（勅令第三百九號）、更に翌十二年四月行政整理の實行に伴ひ定員を減少し、鑑査官十九人・事務官補三百十二人・監視八十七人・鑑査官補百六十五人・監吏六百二十六人・技手六十七人に改めたり（勅令第百八十九號）。

大正十三年十二月に至り稅關の權限を擴張し、府縣港務部及植物檢査所の事務を總て稅關の管掌に移すこととなりし結果、勅令第三百三十三號を以て改正稅關官制を公布し、各稅關を通じて左記の如き職員を設置するものと定めたり。而して其の定員中從前に比して減少せしものあるは、之と同時に實行せられたる行政整理に基くものなりとす。

（一）稅關長　六人（内四人勅任、二人奏任）トシ、大藏大臣ノ指揮監督ヲ承ケ稅關ノ事務ヲ掌理ス。但シ稅關官制第一條第一項第八號乃至第十二號及同條第二項ノ事務ニ付テハ各其ノ主務大臣ノ指揮監督ヲ承ク。

(二)　事務官　専任九人奏任トシ、稅關ニ分屬シ稅關長ノ命ヲ承ケ稅關ノ事務ヲ掌ル。

(三)　關稅官　専任七人奏任トシ、稅關支署長タル者ヲ除クノ外上官ノ命ヲ承ケ稅關ニ於ケル經理ニ關スル事務ヲ掌ル。

(四)　鑑査官　専任十六人奏任トシ、上官ノ命ヲ承ケ貨物ノ檢査鑑定ニ關スル事務ヲ掌ル。

(五)　植物檢査官　専任四人奏任トシ、上官ノ命ヲ承ケ植物ノ檢査及病菌害蟲ノ研究調査ヲ掌ル。

(六)　港務官　専任九人奏任トシ、上官ノ命ヲ承ケ開港港則及檢疫ニ關スル事務ヲ掌ル。

(七)　醫官　専任八人奏任トシ、上官ノ命ヲ承ケ海港檢疫及醫務ヲ掌ル。

(八)　獸醫官　専任六人奏任トシ、上官ノ命ヲ承ケ獸畜ノ檢疫檢査及醫務ヲ掌ル。

(九)　事務官補　専任二百七十九人判任トシ、上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス。

(十)　監視　専任七十七人判任トシ、上官ノ指揮ヲ承ケ關稅警察及犯則處分ニ關スル事務ニ從事ス。

(十一)　港吏　専任二十五人判任トシ、上官ノ指揮ヲ承ケ開港港則及檢疫ニ關スル事務ニ從事ス。

(十二)　鑑査官補　専任百三十六人判任トシ、上官ノ指揮ヲ承ケ貨物ノ檢査鑑定ニ從事ス。

(十三)　植物檢査官補　専任二十二人判任トシ、上官ノ指揮ヲ承ケ植物ノ檢査及病菌害蟲ノ研究調査ニ從事ス。

(十四)　醫官補　専任六人判任トシ、上官ノ指揮ヲ承ケ海港檢疫及醫務ニ從事ス。

(十五)　獸醫官補　専任十七人判任トシ、上官ノ指揮ヲ承ケ獸畜ノ檢疫檢査及醫務ニ從事ス。

(十六)　藥劑手　専任五人判任トシ、上官ノ指揮ヲ承ケ調劑ニ從事ス。

(十七)　監吏　専任五百二十九人判任トシ、上官ノ指揮ヲ承ケ關稅警察、犯則處分開港港則及檢疫ニ關スル事務ニ從事ス。

(十八)　技手　専任六十五人判任トシ、上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ從事ス。

尙ほ手數料を徵して保稅地域其他關稅上特殊の取扱を爲す場所に常時派出する稅關官吏は之を

前揭の定員外と爲すものとす。

而して稅關官制は又特に規定を設け、稅關に監視部及港務部を置き、監視部長には事務官又は監視を以て之に充て、稅關長の命を承け關稅警察及犯則處分に關する事務を掌るものとし、又港務部長には事務官又は港務官を以て之に充て、稅關長の命を承け開港、港則及檢疫に關する事務を掌るものとし、尙ほ港務部長は港長の事務を行ひ、稅關官制第一條第一項第十號の事務（開港港則の施行に直接必要なる港内の行政警察に關する事務）に關しては水上警察署長を指揮監督するものとせり。

尙ほ官制は稅關に海港檢疫費豫算定額内に於て檢疫員（判任待遇）、檢疫醫（奏任又は判任待遇）、檢疫獸醫（判任待遇）の臨時職員を置くことを得るものとし、而して檢疫員は上官の指揮を承け檢疫に關する事務に從事し、檢疫醫及檢疫獸醫は上官の指揮を承け檢疫に關する技術に從事するものと定めたり。

斯くて右改正官制施行の結果、從前稅關府縣港務部又は植物檢査所の職員にして別に辭令を發せられざるものは、植物檢査官は植物檢査官に、稅關技師及港務官は稅關港務官に、港務醫官は稅關醫官に、港務獸醫官は稅關獸醫官に、港務部屬及植物檢査所屬は稅關事務官補に、港吏は稅關港吏に、植物檢査官補は植物檢査官補に、港務醫官補は稅關醫官補に、港務獸醫官補は稅關獸醫官補に、港務藥劑手は稅關藥劑手に、港務部技手は稅關技手に任ぜられたり。

大正十五年五月關稅定率法の改正竝に日露國交恢復に伴ふ監視署增設の爲め前揭の定員を增加し、事務官補二百八十五人、監視七十九人、鑑査官補百四十八人、監吏五百三十三人、技手六十七人と爲し（勅令第百二十四號）、同年十二月に至り更に之を增加して監視八十人、監吏五百四十三人、技手六十九人に改めたり（勅令第三百四十七號）。

以上述べたる所は稅關官制に依り稅關に常時設置せらるる職員なるが、右の外尙ほ臨時の必要に基き特に增置せられたる職員あり。卽ち大正十年四月法律第七十八號を以て關稅定率法を改正し船舶の建造又は修繕に使用する鐵鋼材・艤裝品類・機關等の輸入稅を免除せらるることとなりしが、之に伴ひ輸入稅免除を受けて輸入したる造船用鐵材が果して造船材料として使用せらるるや否やは嚴重なる取締を要することとなりしを以て、造船業者に對する此等取締監督の事務に從事せしむる爲め臨時職員を增置することと爲し、同年八月三十日勅令第三百九十七號を以て大藏部內臨時職員設置制に改正を加へ、輸入造船鐵材取締の事務に從事する爲め稅關に事務官（專任）六人及監視（專任）六人を增置したり。大正十二年四月二十七日行政整理の實行に伴ひ右臨時職員中事務官の定員を四人に減少せしが（勅令第百八十三號）、翌十三年十二月二十日再び行政整理の實行に際し右臨時職員は遂に廢止せられたり（勅令第三百二十七號）。

第五款　支　廳

第一項　稅關支署

稅關支廳設置のことを始めて規定せしは明治二十六年十月改正稅關官制にして、卽ち右官制は所定稅關の外稅關の事務を行ふべき場所に稅關出張所を配置し、其の配置は別に勅令を以て之を定むべきことを規定せしが、之に基き同月勅令第百三十九號を以て稅關出張所の名稱・位置を定め、下關を始め全國十五港に之を設置し、尋いで二十七年五月及二十九年十月の兩次に於て更に五箇所に之を增設したり。

然るに明治三十年六月稅關官制の改正に當り稅關出張所を稅關支署と改め、稅關屬を以て支署長に充つることと定めたり。卽ち此の結果同月勅令第二百六號を以て從前の出張所を支署と改稱すると共に、同年七月勅令第二百四十號を以て更に稅關支署二箇所を增設したり。

尋いで明治三十二年四月更に稅關官制を改正するや、同官制は稅關管轄區域內必要なる場所に稅關支署を置くことを得るものとし、支署長には稅關事務官若くは事務官補を以て之に充て、稅關長の指揮を承け其の管轄內の稅關事務を掌理せしむることと定めたり。依つて右規定に基き同月勅令第百六十九號を以て更めて稅關支署の名稱・位置及管轄區域表を制定し、勅令指定の開港二十一港に稅關支署を設けたり。今其の名稱を揭ぐれば左の如し。

清水　四日市　濱田　境　宮津　門司　博多　唐津　口ノ津　三角　厳原　佐須奈　鹿兒　那覇　小樽
釧路　室蘭　敦賀　七尾　伏木　夷港

爾後新に開港の指定に伴ひ其の都度之に稅關支署を設置せし結果、其の數漸次增加したり。卽ち明治三十二年七月武豐稅關支署を置き（勅令第三百五十一號）、翌三十三年三月絲崎支署を（勅令第五十四號）三十五年三月東京支署を（勅令第五十二號）置きしが、同年十月新潟稅關廢止と共に之を稅關支署と爲したり（勅令第二百四十號）。尋いで明治三十七年四月に至り若松稅關支署を設置し（勅令第百五號）、三十九年三月住ノ江支署を（勅令第三十一號）四十年十月名古屋支署を（勅令第三百三十一號）、四十一年三月三池支署を（勅令第三十五號）、四十二年三月大泊支署を（勅令第二十六號）夫々新設せしが、四十二年十月門司稅關設置と共に門司支署を廢止し（勅令第二百六十四號）、翌四十三年五月根室支署を（勅令第二百五十三號）、四十四

年五月青森支署を（勅令第百六十八號）更に增置したり。而して上述の如き稅關支署の廢置に伴ひて其の都度管轄區域にも變更あり。今左に明治末年現在に於ける稅關支署の名稱及管轄區域表を揭ぐべし。

名稱	管轄區域
東京	武藏國東京市、南葛飾郡、南足立郡、北豐島郡、豐多摩郡、荏原郡
新潟	越後國　羽前國
清水	駿河國　遠江國
武豐	三河國　尾張國知多郡大高町、岡田町及三和村竝上野村ヨリ常滑町ニ至ル沿岸各町村ヲ除ク
名古屋	尾張國名古屋市知多郡ノ內大高町、岡田町及三和村竝上野村ヨリ常滑町ニ至ル沿岸各町村　愛知郡、東春日井郡、西春日井郡、丹羽郡、葉栗郡、中島郡、海東郡、海西郡
四日市	伊勢國　志摩國
絲崎	備後國　安藝國
濱田	石見國
境	出雲國　伯耆國　因幡國　但馬國
宮津	丹後國
若松	筑前國遠賀郡、鞍手郡、嘉穗郡、朝倉郡、宗像郡
博多	筑前國福岡市、粕屋郡、筑紫郡、早良郡、糸島郡
唐津	肥前國東松浦郡、西松浦郡、北松浦郡
住ノ江	肥前國佐賀市、佐賀郡、小城郡、杵島郡、藤津郡
口ノ津	肥前國南高來郡、北高來郡
三池	筑後國　肥後國玉名郡、鹿本郡、菊池郡、阿蘇郡
三角	大隅國　薩摩國　日向國　肥後國熊本市、宇土郡、飽託郡、下益城郡、上益城郡、八代郡、葦北郡、球磨郡、天草郡
嚴原	對馬國下縣郡
佐須奈	對馬國上縣郡琴村、舟志村、佐護川以北
鹿見	對馬國上縣郡鷹見村、中原村、佐護川村以南
那覇	琉球國
青森	陸奥國　陸中國　羽後國
小樽	後志國　石狩國　天鹽國　北見國
根室	根室國　千島國
釧路	釧路國　十勝國
室蘭	日高國　膽振國
大泊	樺太
敦賀	若狹國　越前國
七尾	加賀國　能登國
伏木	越中國
夷港	佐渡國

稅關支署の名稱及管轄區域に就ては爾後大正六年に至る迄何等の改正なくして行はれしが、右管

轄區域は前揭の如く國及郡市町村等を以て定めらるると雖も、國は當時現行地方行政區劃の認めざる所なるのみならず、郡を以て定めたる區域中にも新に市制を施行せる所あり、又町村名等にも變更せられしものあり、其他稅關管轄區域の變更竝に地理的關係とに依り新に管轄區域を變更すべき必要をも生ぜしを以て、茲に前記稅關支署の名稱位置及管轄區域の全部を改正し、大正六年六月勅令第五十九號を以て之を公布したり。卽ち之に依れば稅關支署の位置及管轄區域は總て府縣の名稱を揭げたり。但し稅關支署の名稱に至りては何等の變更增減なきものとす。

後大正八年七月に至り鹿兒島開港の結果新に鹿兒島稅關支署を設置せしが（勅令第三百三十四號）、十年十一月絲崎稅關支署廣島出張所を神戸稅關出張所に改め、同出張所所在地附近を神戸稅關の直轄區域に移すに及びて、絲崎稅關支署の管轄區域に變更を加へ（勅令第四百四十六號）、翌十一年二月今治・德山・眞岡三港の開港指定に伴ひ此等三港に稅關支署を設置し（勅令第二十二號）、更に十三年十月に至り新に市制施行地の增加に伴ひ稅關支署の位置及管轄區域に改正を加へたり（勅令第二百四十三號）。今以上の如き改正を經たる大正末年現在に於ける稅關支署の名稱・位置及管轄區域を表揭すれば左の如し。

所管稅關名稱	稅關支署		
	名稱	位置	管轄區域
橫濱	東京	東京府東京市	東京府ノ內 東京市　南葛飾郡　南足立郡　北豐島郡　豐多摩郡　荏原郡
新潟	新潟	新潟縣新潟市	新潟縣（但シ佐渡郡ヲ除ク） 山形縣
濱	清水	靜岡縣清水市	靜岡縣（但シ田方郡及加茂郡ヲ除ク）
	夷港	新潟縣佐渡郡兩津町	新潟縣ノ內 佐渡郡
神戶	絲崎	廣島縣御調郡絲崎町	廣島縣ノ內 福山市　尾道市　深安郡　神石郡　比婆郡　甲奴郡　蘆品郡　双三郡　世羅郡　御調郡 沼隈郡　豐田郡　高田郡　賀茂郡
	濱田	島根縣那賀郡濱田町	島根縣ノ內 安濃郡　邇摩郡　邑智郡　那賀郡　美濃郡　鹿足郡
	境	鳥取縣西伯郡境町	鳥取縣 島根縣ノ內 松江市　八束郡　簸川郡　大原郡　能義郡　仁多郡　飯石郡 兵庫縣ノ內 城崎郡　美方郡　出石郡　養父郡　朝來郡
	今治	愛媛縣今治市	愛媛縣
大阪	武豐	愛知縣知多郡成岩町	愛知縣ノ內 豐橋市　岡崎市　北設樂郡　南設樂郡　東加茂郡　西加茂郡　八名郡　渥美郡　寶飯郡 額田郡　幡豆郡　碧海郡　知多郡（但シ大高町　岡田町　三和村及上野村ヨリ常滑町ニ至ル沿海各町村ヲ除ク）
	名古屋	愛知縣名古屋市	愛知縣ノ內 名古屋市　一宮市　愛知郡　東春日井郡　西春日井郡　丹羽郡　葉栗郡　中島郡 海部郡　知多郡ノ內（大高町　岡田町　三和村及上野村ヨリ常滑町ニ至ル沿海各町村）

阪	四日市	三重縣　但シ阿山郡　名賀郡　北牟婁郡及南牟婁郡ヲ除ク
	宮津	京都府與謝郡宮津町	京都府ノ內　與謝郡　加佐郡　中郡　竹野郡　熊野郡
	敦賀	福井縣敦賀郡敦賀町	福井縣
	七尾	石川縣鹿島郡七尾町	石川縣
	伏木	富山縣射水郡伏木町	富山縣
長	唐津	佐賀縣東松浦郡唐津村	佐賀縣ノ內　東松浦郡　西松浦郡　長崎縣ノ內　北松浦郡
	住ノ江	佐賀縣杵島郡福富村	佐賀縣ノ內　佐賀市　佐賀郡　小城郡　杵島郡　藤津郡　神埼郡　三養基郡
	口ノ津	長崎縣南高來郡口ノ津村	長崎縣ノ內　南高來郡　北高來郡
	三池	福岡縣三池郡三川町	福岡縣ノ內　久留米市　大牟田市　浮羽郡　三井郡　三潴郡　八女郡　山門郡　三池郡　熊本縣ノ內　玉名郡　鹿本郡　菊池郡　阿蘇郡
	三角	熊本縣宇土郡三角町	熊本縣ノ內　熊本市　宇土郡　飽託郡　下益城郡　上益城郡　八代郡　葦北郡　球磨郡　天草郡

崎	鹿兒島	鹿兒島縣鹿兒島市	鹿兒島縣ノ內　宮崎縣
	嚴原	長崎縣下縣郡嚴原町	長崎縣ノ內　下縣郡
	佐須奈	長崎縣上縣郡佐須奈村	長崎縣上縣郡ノ內　琴村　豐崎村　佐須奈村
	鹿見	長崎縣上縣郡仁田村	長崎縣上縣郡ノ內　峯村　仁田村
	那覇	沖繩縣那覇市	沖繩縣
門司	若松	福岡縣若松市	福岡縣ノ內　若松市　八幡市　戸畑市　遠賀郡　鞍手郡　嘉穗郡　朝倉郡　宗像郡
	博多	福岡縣福岡市	福岡縣ノ內　福岡市　糟屋郡　筑紫郡　早良郡　糸島郡
	德山	山口縣都濃郡德山町	山口縣ノ內　大島郡　玖珂郡　熊毛郡　都濃郡　佐波郡　吉敷郡
函	青森	青森縣青森市	青森縣　秋田縣　巖手縣
			北海道ノ內　札幌市　小樽市　旭川市　札幌郡　石狩郡　厚田郡　濱益郡　久遠郡　奥尻郡　太櫓郡　瀨棚郡　壽都郡　島牧郡　歌棄郡　磯谷郡　岩內郡　古宇郡　小樽郡　高島郡　忍路郡

館						
小樽	根室	釧路	室蘭	大泊	眞岡	
北海道小樽市	北海道根室郡根室町	北海道釧路市	北海道室蘭市	樺太大泊郡大泊町	樺太眞岡郡眞岡町	
余市郡　古平郡　美國郡　積丹郡　寶知郡　夕張郡　雨龍郡　樺戸郡　上川郡（石狩國） 上川郡（天鹽國）　中川郡（天鹽國）　增毛郡　留萌郡　苫前郡　天鹽郡　宗谷郡　枝幸郡 利尻郡　禮文郡　網走郡　斜里郡　常呂郡　紋別郡	北海道ノ內 根室郡　花咲郡　野付郡　標津郡　目梨郡　國後郡　色丹郡　得撫郡　新知郡　占守郡 紗那郡　振別郡　擇捉郡　蘂取郡	北海道ノ內 釧路市　釧路郡　白糠郡　足寄郡　阿寒郡　川上郡　厚岸郡　河西郡　河東郡 上川郡（十勝國）　中川郡（十勝國）　十勝郡　廣尾郡	北海道ノ內 室蘭市　室蘭郡　有珠郡　虻田郡　幌別郡　勇拂郡　白老郡　千歲郡　山越郡　浦河郡 沙流郡　新冠郡　靜內郡　三石郡　様似郡　幌泉郡	樺太ノ內 大泊郡　留多加郡　富內郡　長濱郡　豐原郡　榮濱郡　元泊郡　敷香郡　新問郡　散江郡	樺太ノ內 木斗郡　眞岡郡　野田寒郡　泊居郡　久春內郡　鵜城郡　名好郡	

尙ほ稅關支署長には稅關事務官若くは事務官補を以て之に充つべきことは、明治三十二年四月改正稅關官制に規定せる所にして、之に關しては爾來何等の變更もなかりしが、大正二年六月行政整理の實行に伴ひ稅關官制に改正を加ふるや、事務官の稅關支署長たることを廢して支署長には專ら事務官補を以て之に充つることと爲せり。然るに大正八年七月に至り稅關官制を改正して新に關稅官を設置するや、稅關支署長には關稅官又は事務官補を以て之に充つることに改め、大正十三年十二月の改正稅關官制に於ても同樣の規定を設けたり。

第二項　稅關出張所及稅關支署出張所

明治四十四年六月勅令第百八十三號を以て稅關官制の一部に改正を加へ、稅關管轄區域內必要なる場所に稅關出張所及稅關支署出張所を置くことを得るものとせり。蓋し稅關の出張所に關しては從來官制に何等規定する所なしと雖も、其の必要に應じ便宜之を設置するを例と爲せしが、外國貿易の發達に伴ひ貨物の輸出入上に利便を與ふるが爲め、稅關又は稅關支署の出張所の設置を要する場合は今後益〻多きを加ふるに至るべきを以て、此の際更めて官制中に之に關する規定を設くることと爲せしなり。卽ち右官制の規定に基き同月大藏省令第二十八號を以て神戶稅關神戶驛出張所、大阪稅關築港出張所（大阪市）、大阪稅關大阪驛出張所、門司稅關門司稅關下關出張所の五稅關出張所竝に東京稅關支署新橋驛出張所を設置する旨を公示し、同年七月一日より之を施行したり。

爾後稅關又は稅關支署の出張所は必要に應じて隨時增設又は改廢せられたり。卽ち大正二年十月橫濱稅關橫濱驛出張所、門司稅關下關驛出張所竝に名古屋稅關支署名古屋驛出張所、敦賀稅關支署金ヶ崎驛出張所（福井縣）の四箇所を增設して、大正三年一月一日より之を實施することと爲し（省令第三十二號及第三十三號）、翌三年十二月二十日東京稅關支署新橋驛出張所を汐留驛出張所に改め（省令第二十五號）、翌四年八月十五日橫濱稅關橫濱驛出張所を櫻木町驛出張所に改め（省令第二十一號）、同年九月一日東京稅關支署東京驛出張所を設置し（省令第二十四號）、更に同年十二月三十日前記橫濱稅關櫻木町驛出

張所を更に東横濱驛出張所に改めたり(省令第四十二號)。大正六年四月二十七日更に横濱稅關横濱驛出張所を(省令第十三號)、翌七年八月一日長崎稅關長崎驛出張所を設置し(省令第三十二號)、翌八年一月十一日敦賀稅關支署金ヶ崎驛出張所を敦賀港驛出張所に改め(省令第一號)、更に翌九年三月一日大阪稅關堺出張所を設置し(省令第七號)、同年五月十一日大阪稅關築港出張所を廢して大阪稅關富島出張所(大阪市)を設置したり(省令第十四號)。同年十一月十一日糸崎稅關支署廣島出張所に改め(省令第四十二號)、翌十年十一月二十日之を神戸稅關廣島出張所に改め(省令第四十二號)、十一年二月一日更に大阪稅關梅小路驛出張所(京都市)を設置し(省令第四號)、十五年三月一日宮津稅關支署舞鶴出張所(京都府)を設置したり。以上の如くにして大正末年に於ては東横濱驛・横濱驛(以上横濱稅關)・神戸驛・廣島(以上神戸稅關)・櫻島・大阪驛・富島・梅小路・堺(以上大阪稅關)・長崎驛(長崎稅關)・下關・下關驛(以上門司稅關)の十二稅關出張所及東京驛・汐留驛(以上東京稅關支署)・名古屋驛(名古屋稅關支署)・敦賀港驛(敦賀稅關支署)・舞鶴(宮津稅關支署)の五稅關支署出張所を存するものとす。

第三項　稅關監視署

明治二十六年十月勅令第百三十九號を以て横濱稅關所管を東京築地に設置せしが、三十年六月稅關官制を改正するに及びて、官制中に始めて稅關監視署に關する規定を設け、所定稅關の外必要の場所に稅關監視署を設置して水陸監視のことに當らしむるものと爲したり。此の規定に基き同月勅令第二百六號を以て前記築地横濱稅關派出所を監視署と改稱すると共に、同年七月勅令第二百四十號を以て更に本牧・屏風浦・館山・父島(以上横濱稅關所管)・今治(神戸稅關所管)・鹿兒島(長崎稅關所管)・稚内(函館稅關所管)の七監視署を增設し、八月一日より開廳したり。

尋いで明治三十二年四月更に稅關官制を改正するや、同官制は稅關管轄區域内必要なる場所に稅關監視署を置くことを得るものとし、監視署長には稅關監視又は監吏を以て之に充て、稅關長の指揮を承け關稅警察及犯則處分に關する事務を掌理せしむることと定めたり。而して監視署の設置は從來は勅令を以て定められしが、右改正稅關官制は監視署の位置に就ては大藏大臣之を定むる旨を規定せしを以て、之に基き同年四月勅令第百六十九號を以て明治二十六年勅令第百三十九號を廢止すると同時に、同月二十四日大藏省令第十四號を以て更めて左記四十箇所に稅關監視署を設置することと爲し、新設の監視署は漸次に之を開廳したり。

石卷　銚子　館山　築地　舁風浦　浦賀　上宮田　下田　父島　鳥羽
新宮　和歌山　堺　西宮　洲本　宇和島　今治　土庄　明石　玉島
尾道　宇品　西郷　德山　萩　平戸　島原　福江　大分　大島
鹿兒島　勝本　八重山　能代　青森　根室　紗那　稚内　鴛泊　壽都

右稅關監視署の名稱・位置に關しては爾後屢增減變更あり。卽ち明治三十三年十二月三崎・小倉・土崎の三稅關監視署を新設すると共に上宮田・尾道・能代の三署を廢止し(省令第三十五號)、三十五年三月築地稅關監視署を廢止し(省令第四號)、同年六月呼子に(省令第十三號)、同年十月新島に(省令第二十二號)、三十六年一月浦鄕に(省令第一號)、同年三月勝浦及見付に(省令第十號)、四十年六月佐世保に(省令第二十三號)、同年七月尼ヶ崎に(省令第二十九號)、同年十一月竹敷に(省令第四十九號)、四十二年三月眞岡に(省令第十號)、四十三年十二月牛深に(省令第五十五號)、四十四年九月六連及部崎に(省令第三十四號)、夫々稅關監視署を新設すると共

に、他方明治三十九年四月青森(省令第二十七號)、同年十月屏風浦(省令第五十三號)の各稅關監視署を廢止し、且四十一年四月新島稅關監視署を大島稅關監視署と改稱せり。斯くて稅關監視署は明治末年に於ては全國四十八箇所に存置せられたり。

大正二年七月に至り小木稅關監視署を增設し(省令第二十四號)、翌六年一月竹敷稅關監視署を船越稅關監視署に改め(省令第一號)三監視署を設置せしが(省令第二十六號)、五年九月更に橫須賀・伊萬里・佐賀關の同年十一月新宮稅關監視署を大島稅關監視署に改めたり(省令第三十三號)。大正七年六月更に若津稅關監視署を新設し(省令第二十七號)、翌八年七月鹿兒島稅關監視署を廢止せしが(省令第二十二號)、十一年二月に至り牛深及船越兩稅關監視署を廢止すると共に松島及豆酘の二稅關監視署を新設し(省令第十二號)、又同年同月今治・德山・眞岡の三稅關監視署を廢止し(省令第十五號)、十五年五月更に安別及內路の二稅關監視署を新設したり(省令第二十四號)。斯くて大正末年に於ては稅關監視署の數は合計五十一となれり。今其の名稱及所在國名を示せば左の如し。

石　卷(陸前國)　銚　子(下總國)　勝　浦(上總國)　館　山(安房國)　橫須賀(相模國)　浦　賀(相模國)
三　崎(相模國)　下　田(伊豆國)　大　島(伊豆國)　見　付(遠江國)　父　島(小笠原)　鳥　羽(志摩國)
大　島(紀伊國)　和歌山(紀伊國)　堺　(和泉國)　小　木(能登國)　尼ヶ崎(攝津國)　西　宮(攝津國)
洲　本(淡路國)　宇和島(伊豫國)　土　庄(讃岐國)　明　石(播磨國)　玉　島(備中國)　宇　品(安藝國)
西　鄕(隱岐國)　浦　鄕(隱岐國)　萩　(長門國)　六　連(長門國)　若　津(筑後國)　佐世保(肥前國)
松　島(肥前國)　伊萬里(肥前國)　平　戶(肥前國)　呼　子(肥前國)　島　原(肥前國)　福　江(肥前國)
小　倉(豐前國)　部　崎(豐前國)　大　分(豐後國)　佐賀關(豐後國)　大　島(大隅國)　勝　本(壹岐國)
豆　酘(對馬國)　八重山(琉球國)　土　崎(羽後國)　紗　那(千島國)　稚　內(北見國)　鶯　泊(北見國)
壽　都(後志國)　安　別(樺　太)　內　路(樺　太)

第四章　出納機關

第一節　總　說

茲に出納機關と稱するは國庫所屬現金の保管・出納に當る機關を指すものにして、維新以後其の沿革は分つて之を三期と爲すことを得べし。第一期は維新以後明治二十三年四月金庫制度の實施に至る期間にして、此の期に於ては出納機關の名稱・組織等は屢〻變更せられしのみならず、其の機關複雜にして關係亦錯綜せりと雖も、出納事務の一部は常に大藏省の直接管掌に屬せし時期なり。第二期は現金出納の事務は擧げて之を金庫の管掌に屬せしめし時期にして、明治二十三年四月以降大正十一年四月に至る期間之に屬し、第三期は國庫金の出納は總て日本銀行をして之を取扱はしむる時期にして、大正十一年四月以降卽ち之なり。今以下此等各期に於ける出納機關の變遷を概觀すべし。

出納機關の設置は明治元年二月三井八郎右衞門・島田八郎左衞門・小野善助の三名に會計事務局官金の爲替取扱を處辨せしめしに淵源し、尋いで同年十二月更に東京府下の兩替商五十餘名に對し會計官官金爲替用達を命ぜしが、翌二年七月大藏省の設置と共に此等を大藏省爲替方と改稱したり。明治五年八月大藏省爲替方を廢して大藏省爲替用掛を置き、三井小野組合銀行を之に任ぜしが、翌六年六月右組合銀行の第一國立銀行と改稱するに及びて、引續き同行に大藏省金錢出納事務を委託し同行は東京本店の外京都・大阪・橫濱・神戶の四箇所に出張所を設け、東京竝に此等の地方に於ける大藏

省官金の收支に限りて之を取扱ひたり。而して大藏省以外の各省使竝に府縣に於ては、從來或は爲替方と稱し、或は御用掛等と唱へ、隨意に商會又は豪商等に命じて現金の收支を取扱はしめしものなるが、其の取扱の方法及規約は各廳の隨意にして何等の統一なきのみならず、往々危險の虞なしとせざりしを以て、此の時第一國立銀行に對する大藏省爲替取扱の規則に準じて、更めて各廳又は各府縣をして適當の者に其の爲替方を命ぜしめたり。然るに大藏省に於ては爾來其の官金の取扱を漸次其の直接管掌に歸せしむるの方針を採り、明治八年十月に至りて先づ大藏省出納寮中に納金局を置きて、租稅其他の諸上納金に限りて直接取扱はしむることと爲し、尋いで翌九年三月之を現金納拂局と改稱して（十年二月更に出納局現金納拂掛と改稱）納金・支拂ともに一切之を直接取扱はしめたり。玆に於てか第一國立銀行は大藏省官金の取扱を免ぜられ、大藏省出納局之に代りて中央出納機關となり、其の大阪・仙臺・長崎の三出張所と共に大藏省官金の出納事務を管掌することとなれり。

次に地方に於ける出納機關を見るに、抑維新の初に在りては中央政府と地方との間に於ける出納上の交涉は主として租稅の送納に關するものなるが、當時租稅は多く物納にして、其の金錢を以て納付する場合と雖も各府縣に於て之を徵收し、相當額に達するを待ちて現金を大藏省に遞送し來りしものなり。然れども斯くては運送の冗費竝に留置の損耗尠少ならざるものあるを以て、明治五年五月に至り大藏省は之を爲替を以て送納せしむるの方法を採用し、其の取扱方を爲替方に委任することと爲し、卽ち三井・小野・島田三組の設置せる各地方支店に假に爲替方支店の名稱を付し、當時支店の現在せる府縣より之を施行して、其の支店なき地方は後日設置の時より施行せしむることとせり。然るに翌六年七月に至り前述の如く各府縣に對し大藏省第一國立銀行金銀取扱規則に準據して適宜其の爲替方を任命せしめ、尋いで同月府縣爲替方手續を定め、當該府縣管下に於ける租稅其他收納金の收入・送付及管內諸經費の支拂等に當らしめたり。明治十一年七月郡區町村編制法を制定して郡區戶長をして徵稅事務を取扱はしむるや、之に基き同年十二月國稅領收順序を定め、戶長に於て徵收したる稅金は之を稅金預り人に交付して其の預り切符を以て郡區長に納付し、郡區長は之を大藏省收稅委員に送付するものと爲したり。玆に於て同年十二月大藏省は各地方適宜の場所を擇びて稅金預所を設置すると共に、適當の銀行又は個人を稅金預り人に任命し、從來の府縣爲替方の業務中稅金に關するものは總て稅金預所の取扱に移したり。當時此の稅金預所の各府縣に設置せらるるもの百九箇所に及べり。明治十二年五月稅金以外の諸收納金をも稅金預り人をして取扱はしむるに及びて、稅金預所を大藏省爲替方と改稱せしが、翌十三年十一月大藏省爲替方條例を制定し翌十四年一月より之を實施するに及びて、大藏省爲替方は單に稅金收入のことに止まらず、廣く中央官廳所屬現金の支拂及國庫の收入事務を併せ掌るものとなり、玆に具ふるに至れり。尋いで同年五月仙臺及長崎の兩出納局出張所を廢止して此の地方に大藏省爲替方を設置するに至りて、大藏省出納局に於て直接現金の出納を取扱ふは東京及大阪地方に止まり、其他の地方は總て爲替方の管掌に屬することとなれり。

國庫金の取扱は以上の如くにして其の收入・支出共に大藏省爲替方をして之に當らしめしが、明治十五年十月日本銀行設立せらるるに及び、右爲替方の命任期限滿了を待ちて漸次同行に國庫金の取扱を命ずることと爲し、翌十六年七月一日より之を實施したり。玆に於てか從來の大藏省爲替方は之を廢止して、新に各地に國庫金取扱所及現金取扱方の兩種の機關を設置することとせり。國庫金

取扱所は國庫へ收入すべき納金を收納して之を大藏省に送納するの事務を取扱ふ機關にして、日本銀行をして之に當らしむるものとし、同行は各地に其の支店の外多數の代理店を設置して其の事務を取扱はしむることとしたり。斯くて同年七月一日先づ國庫金取扱所十六箇所及同出張場七十五箇所を設置し、爾後漸次增設して明治十九年四月現在に於て國庫金取扱所百十二箇所及同出張場四百三十五箇所を存するに至れり。次に現金取扱方は國庫金取扱所の收納主管機關たるに對して支出主管機關たるものにして、舊大藏省爲替方を以て之に充て、各廳經費金の支出を取扱はしめしが、明治十八年七月以降漸次其の名稱を現金支拂所と改め、十九年三月に至りて總て之を現金支拂所と改稱したり。斯くの如くにして國庫金の出納に就ては明治十六年七月以降、其の收入と支出とに依りて各其の主管機關を異にするに至りしが、斯くては現金運轉の上に不便不利尠からざるものあるを以て、明治二十年四月一日以降從來の國庫金取扱所及現金支拂所を廢止して新に國庫金出納所を設け、之をして出納事務を統一管掌せしむることとしたり。而して右國庫金出納所の事務は總て之を日本銀行に委任せしを以て、同行は各地に代理店を設置して之が取扱に當らしむると共に、本支店は出納所の監督指導竝に送納金事務に當ることと爲し、卽ち全國に九十八箇の國庫金出納所及四百六十六箇の出納支所を設置したり。尙ほ中央出納機關としては既述の如く大藏省出納局ありて、國庫金出納所及現金支拂所を統轄すると同時に、在東京及大阪各廳の官金出納事務に限り直接之を管掌せしが、明治十九年一月大藏省に金庫局設置せらるるに及びて、地方出納機關の統轄竝に東京・大阪兩府に於ける出納事務は金庫局の管掌に移されたり。

以上は卽ち明治二十三年金庫制度創設以前に於ける出納機關沿革の大要なり。然るに明治二十二年二月會計法制定せらるるや、之に基き更に會計規則及金庫規則等を制定し、何れも翌二十三年四月一日より之を實施したり。玆に於て從來の國庫金出納所及大藏省金庫局は之を廢止し、之に代りて全國に金庫なる機關を設置して國庫金の出納・保管に關する一切の事務を取扱はしむることとなれり。而して此の金庫の事務は總て之を日本銀行に委託し、政府は唯之を監督するに止まるものにして、日本銀行は其の本支店及各地の代理店をして金庫事務を取扱はしめ、此等の本支店及代理店が金庫として行ふ國庫金の保管・出納に就ては、政府に對し一切の責任を負ふものとす。斯くて從來複雜を極めし國庫出納機關は玆に始めて金庫なる唯一種の機關に統一せらるるに至れり。爾來特別の法令の規定に依り金庫以外に各行政官廳其他をして國庫金の出納を取扱はしむるの制度を設けられしこと之れ有りと雖も、右は何れも單に便宜上一時的若くは補充的に之を行はしむるに止まり國庫に屬する現金は假令如何なる機關を通じて收入せらるるも結局は金庫に收容せられ、又如何なる機關に依りて支拂はるる場合と雖も、其の現金は金庫に依り或は事前に於て此等の支拂機關に交付せられ、或は事後に於て計算整理せらるるものにして、斯かる點よりして金庫は國庫金出納の中樞機關として國庫金を包括的に取扱ふ唯一の機關なりと云ふべし。尙ほ金庫なる名稱は金庫制度創設以前に於ても既に之を存したりと雖も、當時に於ける金庫は單に國庫に屬する金銀貨幣を現實に藏置する倉庫を稱するに過ぎざるものにして、斯かる意義に於ける金庫は明治初年以來會計官又は大藏省に設置せられ、會計官出納司又は大藏省出納寮(局)之を管理し、大藏省監督司又は檢查寮(局)之が監查に當りしが、明治十九年一月大藏省金庫局を設くるに及びて其の主管に移されたり。然るに金庫制度の實施に至りて金庫なる名稱は始めて國庫の現金を保管出納する機關を指すものとなり、玆

に從來の金庫は之を廢棄するに至りしものとす。

以上の如くにして國庫金出納の機關は明治二十三年四月以後之を金庫に統一せられしものにして、爾來此の金庫制度は何等の變革を加へらるることなくして永く實施せられしが、大正十一年四月に至り會計制度の根本的改正を行ふに際し國庫金出納の制度にも大改革を加へ、從來の金庫制度を廢止して新に國庫預金制度を採用したり。本制度の下に於ては國庫金は之を日本銀行に對する政府預金と爲し、同行をして政府預金に屬する出納として之が出納を取扱はしむるものにして、日本銀行は各地の支店竝に代理店をして其の事務を分掌せしむるものとす。然るに從來の金庫制度の下に於ても金庫事務は總て之を日本銀行に委託し、日本銀行は各地の支店及代理店を本金庫又は支金庫に充てて其の事務を分掌せしめしものなるが故に、結局日本銀行の本支店及其の代理店を利用して國庫金の出納事務を取扱はしむるの事實に至りては、新舊兩制度の下に於て何等異る所なきものなりと雖も、其の政府に對する形式的又は法律的の關係に至りては全く相異れるものあり。卽ち從來の金庫制度に於ては日本銀行は金庫たる資格に依り國家の一財政的機關として國庫金の保管出納を司るものにして、從つて其の取扱に係る國庫金は直接に政府の所有に屬し、日本銀行は之が保管出納に就ては出納官吏の一種として會計法上の責任を負擔し、會計檢査院の檢査判決に服すべきものとせられたり。然るに國庫預金制度の下に於ては日本銀行は政府なる預金者の爲に其の預金の出納を取扱ふものにして、此の場合國庫金は政府の日本銀行に對する預金なるを以て、政府は同行に對して單に其の債權を有するに止まり、日本銀行は之を普通の行金と區別せずして任意に利用するを妨げず。而して之が保管出納に關して政府に損害を與へたる場合に於て、日本銀行の負擔すべき賠償責任に就ては民法及商法に依るものとしたり。右國庫預金制度は大正十一年四月一日より實施せられ、爾後何等の變更なくして大正末年に及べるものとす。

明治維新以後國庫金出納機關の沿革の大要は以上述べたる所の如くなるが、茲に附言を要するは郵便官署に於て國庫金出納を取扱はしむるの制度に就てなり。既に述べたる所の如く明治二十三年以後大正十一年以前に在りては、國庫金の出納は二三の例外の場合を除くの外總て金庫をして之が取扱に當らしむるの制度なりしが、右金庫の數は全國を通じて僅に五百數十箇所に過ぎざるが故に、租稅其他の歲入金の納入義務者にして金庫所在地以外に在る者は、其の義務履行の爲には多大の勞力と時間とを費して現金を金庫に携行せざるべからざるの不便あり。又市區町村が其の徵收したる國稅金を金庫に送付するに當りても亦、收入役自ら多額の現金を携帶するを要し、多大の不便と危險との之に伴ふものあり。更に又國庫より支拂を受くる債權者に對しても、金庫所在地外に在る者に就ては同樣の不便を存したり。然るに郵便官署は全國各地に普及して其の數約七千に及び且此等の郵便官署は現金の取扱に熟練せるを以て、之をして國庫金の受拂事務の一部を取扱はしむるに於ては、金庫の不足を補ひて國民に多大の便宜を與ふると同時に、爲替貯金等の受入金と共に此等國庫金の運轉敏活なることを得て、國家財政上利する所尠少ならざるものあるべきを認め、茲に大正四年一月勅令第六號を以て『郵便官署ハ各官廳ノ徵收スル歲入金ノ受入及金庫所在地外ニ於テ仕拂ヲ要スル歲出金ノ繰替拂渡ニ關スル事務ヲ取扱フコトヲ得』と定め、同年三月一日より之を實施したり。而して之と同時に大藏省令第一號及遞信省令第八號を以て郵便官署をして取扱はしむることを得る國庫事務の範圍を定めて(一)稅務署の直接徵收する國稅金(二)北海道廳府縣稅務署稅務監督局